

— 目 次 —

◎第5回定例会

○12月7日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第82号から議案第90号までの9議案一括上程	4
日程第4	決算審査報告	6
日程第5	議案第91号から議案第98号まで8議案及び報告第8号並びに意見書 （案）第10号一括上程	6
日程第6	質疑・討論・採決（意見書（案）第10号）	9
日程第7	宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙	10

○12月10日（第2号）

日程第1	総括質疑	14
日程第2	常任委員会付託	19

○12月18日（第3号）

日程第1	一般質問	22
	2番 財部 一男君	22
	10番 山中 則夫君	31
	3番 上西 祐子君	43
	1番 指宿 秋廣君	60

○12月19日（第4号）

日程第1	一般質問	80
	6番 東村 和往君	80
	7番 池田 克子君	91

○12月20日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	108
------	---------------	-----

	総務厚生常任委員長	1 0 8
	建設文教常任委員長	1 1 1
	一般会計予算・決算常任委員長	1 1 2
日程第 2	質疑・討論・採決（議案第 8 2 号～議案第 9 8 号）	1 1 3
日程第 3	常任委員会の視察研修報告	1 2 2
	総務厚生常任委員会	1 2 2
	建設文教常任委員会	1 2 5
日程第 4	議員派遣について	1 2 6

三股町告示第26号

平成19年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年12月4日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成19年12月7日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

○12月10日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○12月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成19年 第5回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成19年12月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成19年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第82号から議案第90号までの9議案一括上程
日程第4 決算審査報告
日程第5 議案第91号から議案第98号まで8議案及び報告第8号並びに意見書（案）第10号一括上程
日程第6 質疑・討論・採決（意見書（案）第10号）
日程第7 宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第82号から議案第90号までの9議案一括上程
日程第4 決算審査報告
日程第5 議案第91号から議案第98号まで8議案及び報告第8号並びに意見書（案）第10号一括上程
日程第6 質疑・討論・採決（意見書（案）第10号）
日程第7 宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
-

出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 指宿 秋廣君 | 2 番 財部 一男君 |
| 3 番 上西 祐子君 | 4 番 大久保義直君 |
| 5 番 重久 邦仁君 | 6 番 東村 和往君 |
| 7 番 池田 克子君 | 8 番 原田 重治君 |
| 9 番 中石 高男君 | 10 番 山中 則夫君 |
| 11 番 黒木 孝光君 | 12 番 山領 征男君 |

○議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果について御報告を申し上げます。

去る１２月４日に委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項の協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日から２０日までの１４日間とすることに決定しました。日程の詳細につきましては、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また意見書案第１０号は、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することにし、宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙については、本日実施することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） では、お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から２０日までの１４日間とすることにし、本日配りました意見書案第１０号は委員会付託を省略し、本日全体審議で措置し、宮崎県後期高齢者医療広域連合会から依頼のありました広域連合会議会議員補欠選挙は本日実施することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から２０日までの１４日間とすることに決定しました。

また意見書案第１０号は、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することにし、宮崎県後期高齢者医療広域連合会議会議員補欠選挙は、本日実施することに決定しました。

日程第３．議案第８２号から議案第９０号までの９議案一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第３、議案第８２号から議案第９０条までの９議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成１９年第５回三股町議会定例会に上程いたしました平成１８年度の各会計の決算認定にかかわる各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第８２号「平成１８年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第８３号「平成１８年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第８４号「平成１８年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第８５号「平成１８年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第８６号「平成１８年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第８７号

「平成１８年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第８８号「平成１８年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第８９号「平成１８年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第９０号「平成１８年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の９議案については、平成１８年度の各会計における決算認定にかかわる案件でございますので一括御説明を申し上げます。

平成１８年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額８６億４，７８０万４３６円、歳出決算額８３億８，５１１万９，０４９円、翌年度繰越額２億１，６５５万３，４５５円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額２６億７，２０５万４，９７０円、歳出決算額２４億３，７７９万２，３３３円、翌年度繰越額２億３，４２６万２，６３７円、老人保健特別会計において、歳入決算額２１億７，６１８万６，２６２円、歳出決算額２１億２，０５０万５，２３４円、翌年度繰越額５，５６８万１，０２８円、介護保険特別会計において、歳入決算額１５億７，６８７万６，４００円、歳出決算額１４億９，５２９万８，２３０円、翌年度繰越額７，７６５万４，１７０円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額３８６万４，００３円、歳出決算額３３５万９，４３３円、翌年度繰越額５０万４，５７０円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額４，４１９万１，２６４円、歳出決算額４，４１０万７，２４９円、翌年度繰越額８万４，０１５円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額３，８８４万２，００６円、歳出決算額３，８７８万３，９７４円、翌年度繰越額５万８，０３２円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額４億５，０６４万９，２５３円、歳出決算額４億５，０６０万５，７１９円、翌年度繰越額４万３，５３４円、墓地公園事業特別会計において、歳入決算額３，１１６万８，２８７円、歳出決算額３，１０４万９，３１０円、翌年度繰越額１１万８，９７７円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位の深い御理解と御協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

そこで、この９件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて議会の認定を求めようとするものであります。

また物品調達基金ほか１９の各種基金について、その運用状況報告書を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、９議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第4. 決算審査報告

○議長（中石 高男君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。

谷山代表監査委員。

〔代表監査委員 谷山 悦子君 登壇〕

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。決算審査について報告いたします。

平成18年度決算報告。三股町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計、梶山地区農業集落排水事業特別会計、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、墓地公園事業特別会計、以上8特別会計及び基金運用状況報告書について、8月16日に町長から決算審査依頼がありました。委員2名において、証拠書類、諸帳簿等を審査した結果、すべてにおいて正確に適正に処理されていると認められましたので、ここに報告いたします。

なお、詳しいことにつきましては、意見書を御参照いただくようによろしく申し上げます。

日程第5. 議案第91号から議案第98号まで8議案及び報告第8号並びに意見書（案）第10号一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第5、議案第91号から議案第98号まで8議案及び報告第8号並びに意見書（案）第10号を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは引き続きまして、各議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず議案91号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

御承知のとおり、人事院は去る8月の8日、国会及び内閣に対し、今年度の人事院の給与勧告がなされ、それによりますと、公務員と民間の給与比較において、公務員の月例給が民間を下回っていることが明らかになったとして、基本給の改定において初任給を中心に低年齢層の引き上げを実施し、子供等の扶養手当の引き上げを行い、また期末勤勉手当において、平成19年12月に0.05カ月分、次年度は6月と12月にそれぞれ0.025カ月分引き上げる勧告をいたしました。

政府はこれを受けて、一般職の給与については勧告どおり実施することを、去る11月の2日の閣議において決定し、11月26日に国会で国家公務員の給与法案が可決成立し、11月30日に公布されたところであります。

そこで本町におきましても、国及び他市町の状況等を勘案し、人事院勧告に準じて条例の一部

改正を行おうとするものであります。

次に、議案第92号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布により、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、65歳以上の世帯主の保険税を年金より特別徴収するものであります。

次に、議案第93号「三股町奨学資金条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、日本育英会が日本学生支援機構に名称変更されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第94号「平成19年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の補助内示、変更、決定、実績見込みの所要の補正を行おうとするものであります。

すなわち歳入歳出予算の総額85億5,135万7,000円に、歳入歳出それぞれ1億9,528万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,664万5,000円とするものであります。

まず歳入の主なものについて御説明申し上げます。国庫支出金は、民生費負担金など実績見込みにより減額補正し、中学校施設整備に係る補助金、交付金及び浄化槽施設設置整備事業に係る交付金などの決定により増額補正するものであります。

また県支出金が、民生費負担金、補助金など実績見込みにより増減補正し、地域交通機関運行維持対策補助金など交付決定による増額補正が主なものとなっております。寄附金を指定寄附により追加補正し、繰入金は、国民健康保険特別会計の平成18年度清算返還金等を増額し、また中学校整備事業に係る補助金、交付金などの増額に伴い、公共施設等整備基金及び中学校施設整備基金の繰入金を減額補正し、財源調整するものであります。

繰越金は平成18年度決算における実質収支額の未計上分を増額補正し、諸収入は平成18年度の保育所運営費の清算に伴い、国県負担金の追加分の増額補正が主なものであります。町債は、補助金の決定や事業の執行残を見込み、起債の変更によりそれぞれ増減補正するものであります。

次に、歳出について主なものを御説明を申し上げます。各費目において、人事院勧告に基づく職員給与費等の改正に伴い、人件費の補正を行うほか、総務費においては有料化による温泉販売システム設置経費、町制施行60周年記念に向けた準備経費など増額補正するものであります。

民生費においては、障害者支援事業費を実績見込みにより減額補正し、また平成18年度の支

援事業費等の清算による国県補助負担金返還金を、国保会計及び老人保健会計への繰り出し金及び保育所運営費負担金を実績見込みによる増額補正するものであります。

衛生費は、浄化槽設置整備事業補助金を国の交付決定により増額補正し、長田地区簡易水道統合事業補助金、リサイクルプラザ建設公債費負担金などそれぞれ減額補正するものであります。

また土木費では、町営住宅の修繕料を見込みにより増額補正するものであります。

教育費は、中学校整備事業や総合文化施設周辺整備事業の入札残による減額補正が主なものとなっております。

予備費は、今回の収支の調整措置として、その残額を補正するものであります。

次に、第2条の継続費補正であります。中学校整備事業において本年度実施いたしました普通教室等の整備事業の入札の結果、年割額をそれぞれ変更し、減額補正するものであります。

第3条の地方債補正であります。補助金の決定や事業の執行残を見込み、起債の変更を行うものであります。

学校教育施設等整備事業債は、中学校整備事業の起債対象の増加により増額補正し、また災害復旧事業債は事業の中止によるもので、地域活性化事業債及び地域再生事業債は執行残等実績見込みによる減額が主なものとなっております。

次に、議案第95号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億4,958万6,000円に、歳入歳出それぞれ1,215万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,174万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、療養給付費と交付金などの確定による増額及び18年度決算繰越金計上に伴い、基金繰入金を減額補正し、歳出につきましては平成18年度国庫負担金返還金と一般会計清算金の増額及び保健事業費を減額補正するものであります。

次に、議案第96号「平成19年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額21億9,649万3,000円に、歳入歳出それぞれ1億3,858万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,507万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、医療給付費の不足が見込まれることに伴い、増額補正するものであります。

次に、議案第97号「平成19年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額16億5,155万4,000円に、歳入歳出それぞれ59万

9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,215万3,000円とするものであります。

歳入につきましては一般会計繰入金を、歳出につきましては総務管理費、介護認定審査会費及び介護予防事業費をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第98号「平成19年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、職員数の減による補正を行うものであります。すなわち収益的収入4億256万円から429万9,000円を減額し、3億9,826万1,000円とし、収益的支出3億6,631万6,000円から859万7,000円減額し、3億5,771万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、収入につきましては他会計負担金を、支出につきましては人件費をそれぞれ減額補正するものであります。

以上8議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いをいたします。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。

報告第8号「専決処分の報告」につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしく御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書案第10号の趣旨説明を求めます。東村君。

〔6番 東村 和往君 登壇〕

○議員（6番 東村 和往君） 意見書案第10号「有害鳥獣対策の抜本強化に対する意見書（案）」について、提案の趣旨を説明いたします。

本意見書案は、近年野生鳥獣の生息分布の拡大・増加とともに農林水産業被害が深刻化しており、営農の意欲喪失や農山漁村の過疎化に拍車をかける極めて深刻な状況となっていることから、意見書案の6項目の実現を強く要望するものであります。

なお、この意見書案は、県の町村議会議長会の役員会で県内町村が12月議会で一斉に取り組むことを決定したものであります。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

日程第6. 質疑・討論・採決（意見書（案）第10号）

○議長（中石 高男君） 日程第6、意見書案第10号の質疑、討論、採決を行います。

意見書案第10号「有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書第10号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書については、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めます。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時33分休憩

〔全員協議会〕

午前10時36分再開

○議長（中石 高男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

日程第7 宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

○議長（中石 高男君） 日程第7、宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

この選挙は、すべての町村議会の選挙における得票総数により、当選人を決定することになりますので、三股町議会会議規則第32条の規定に基づく当選人への告知はできません。よって、選挙結果の報告については有効得票のうち候補者の得票数までを報告することといたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中石 高男君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中石 高男君） 投票用紙の漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中石 高男君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に候補者の氏名を記載の上、投票をお願いします。

なお、白票及び他事記載は無効とします。

それでは、1番、指宿君より順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

1 番	指宿 秋廣議員	2 番	財部 一男議員
3 番	上西 祐子議員	4 番	大久保義直議員
5 番	重久 邦仁議員	6 番	東村 和往議員
7 番	池田 克子議員	8 番	原田 重治議員
9 番	中石 高男議員	1 0 番	山中 則夫議員
1 1 番	黒木 孝光議員	1 2 番	山領 征男議員

○議長（中石 高男君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 投票を終了します。投票箱を閉鎖、お願いします。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に5番、重久君、7番、池田さんを指名します。

なお、開票事務は事務局の職員にお願いします。

〔開票〕

○議長（中石 高男君） それでは選挙の結果を発表します。

得票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。有効投票のうち、熊埜御堂勝彦君7票、小路文喜君5票、以上でございます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中石 高男君） ここで詳細な数値などの提示を求める総括質疑の通告期限についてお知らせします。

本日の午後4時をもって締め切ることにしておりますので、時間厳守の上、事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時46分休憩

〔全員協議会〕

午前10時59分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時59分散会

平成19年 第5回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第2日）

平成19年12月10日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成19年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員（12名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君

税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（中石 高男君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、先議で措置した案件を除く、今会期に提案されたすべての議案に対しての質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。御協力方よろしくをお願いします。

また自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。

質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。97号の三股町——ごめんなさい、済みません、決算の方です。介護保険、85号です。「介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」お尋ねいたします。

介護保険料が2,800万円以上の増になって、前年度比になっておりますが、国庫支出金1,500万円減、支払い基金2,400万円減になって、給付費が不用額が4,000万円、給付費の2,900万円が減、このように合計でも不用額が7,700万円となっております。これに対して、余りにもちょっとおかしい決算じゃないかなと。不用額が7,700万というふうなことの理由と、前年度介護サービス受給者の変化、比較、そういうふうなことに対する質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 介護保険の決算でございますが、決算の歳入の35ページの保険料において、まずお答えをいたしたいと思います。

決算が2,801万1,200円でございますが、これについては介護保険においては、保険料においては、国民健康保険の保険料と違って、国民健康保険の場合は毎年税率を変えると、医療費の伸びによって毎年税率が改正されるわけでございますが、国保税の場合は、介護保険保険料

の場合は、3年間の保険料を決定をいたします。今回のこの決算においては第3期の見直し、いわゆる18年から20年、3カ年についてこの介護保険のサービス給付の部分の3年間を想定しまして、3年間の平均ということで保険料については決定をするわけでございます。

したがいまして、18、19、20年度の平均値でございまして、初年度である18年度の保険料は多く入るわけでございます。いわゆる19年度が平均的に入ると。そして20年度は18年度で多く入った部分を20年度では当然足りなくなるわけでございます。いわゆるサービス給付費は伸びるわけでございますので。そういうことで、20年度でその2,800万円という多く入った部分をフォローするとか補てんをするわけでございます。

そういうことで、今回18年度、初年度、3カ年の初年度の部分は多く入ると、当然ですね。そういうことでございます。

そして、給付費でございしますが、給付費においては、これは38ページからですかね。38ページの介護サービス等の諸費でございします。居宅介護サービス給付、それから施設介護サービス給付とかいろいろございしますが、総体的にはこの給付においては17年度から比較して100%でございします。伸びというのはございしません。地域支援事業を入れまして伸びはございしません。

しかし、項目ごとにはそれぞれ給付費が伸びている部分とか足りない部分とかございしますが、そういうことで、まず介護の居宅介護サービス給付費でございします、3,100万円程度でございしますが、前年度から比較しまして減でございします。伸びていないわけですね。これについては、給付においては当然制度改正の影響は多くございします。居宅介護サービス給付において、やはり報酬単価の減という部分がございします。いわゆる居宅介護の17年度において8,500円程度で月にだったんですが、それが制度改正によって4,000円から1万3,000円ということで段階的に分離されたという部分がございします。

それと施設介護については、食費とか居住費とかそういう部分が自己負担になったということでございします。その影響がございします。そして療養型の廃止に伴う介護施設への転換が影響しているのかなというふうに思います。いわゆる39ページの施設介護サービス給付費でございします。これが9,300万程度減ということになっております。そして、住宅介護の計画費等においてもそうでございしますが、制度改正によって報酬単価の減という部分がございします。

それとその反対にふえてる部分においてでございしますが、施設介護給付費とかそういう部分において前年度はゼロの部分が18年度からサービス給付費として出てきたということでございします。総体的には100%と、給付においてはですね。そういうことでございします。

以上でございします。

○議員（3番 上西 祐子君） もう1つ質問したこのサービス受給者の比較、どういうふうに変

わった、人数。わかりませんか。

○福祉課長（下石 年成君） 人数的にはですね、居宅介護サービス給付、その事業がたくさんありますので代表的な部分を申しますと、居宅介護サービス給付においては、前年度から比較しますと2,701件増でございます。いわゆる17年度が8,529件、そして18年度が1万1,230件ということでございます。

それから施設介護でございますが、施設介護サービス給付費が79件の減となっております。前年度が2,484件、そして18年度が2,405件ということでございます。

それから介護予防サービス、予防の方ですね、予防の方の介護予防サービス給付費においては、3,007の減ということでございます。前年度が3,705件、そして今年度が698件ということでございます。これがこの減においては、経過的要介護というのがございました。これについて18年10月31日までに要支援に認定された方は、居宅の方で経過的に給付しますよという制度の中でこの部分は減ってるわけですね。そういうことでございます。以上です。よろしいですか。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今のことで大体わかるんですが、保険料が初年度の方がたくさん入るとおっしゃったけど、私たちが納めている保険料は毎年毎年3年間は払ってますよ。だから、1年1年同じように入るんじゃないですかね。それに、だから初年度にたくさん入るというふうなことは何かちょっとおかしいんじゃないかなというふうに感じるんですけど。

それとその予算がですよ、立てたときに大体見越して、前の年の17年度からホテルコストと食費代プラス、本人負担になりましたよね。そういうふうなことで18年度予算を立てるときにですよ、もうそこら辺を見越して普通は立てていくんじゃないかなと思ったんですけど、予算に対して不用額が余りにも7,700万円というふうになってるものですから、そこら辺がちょっと疑問に感じるんですけど。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 保険料でございますが、保険料は3年間の平均なんですね。3年間の平均ということです。3年間の給付を試算します。その給付の平均で保険料を積算しますので、初年度は多く入る。そして最終年度にその部分を補てんするということでございます。給付は上がるわけでございますので。そういうことでございますが。

それと（発言する者あり）予算がですね、介護保険の場合、予算計上においては介護保険計画にのっとって予算計上します、給付についてはですね。前年度の決算に応じて予算を計上するんではございません。いわゆる介護保険の計画、前年度に計画した3年間の給付費をそのまま計上するわけでございます。したがって、年度途中で補正をしたり、その款の給付の中で増減を

したり、総体的な給付の部分については、計画にのっとして計上いたしますので、当然剰余が出るということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（３番 上西 祐子君） それで今この３年間、また来年度、２０年度までですよ、３年間だったら。次の、今、本町の場合は介護保険料が県内の自治体に比べて高い方なんです、こういうふうな歳入、決算の考えて、不用額とかが出るような予算を考えたときにですよ、余ったというふうなことで次に見通しというんですか、次の年の２１年度からの見通し、そこら辺どうとらえて保険料を考えていかれるおつもりなのか、そこら辺お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） １８年度の介護保険の決算においては、次年度剰余金が８，１５７万８，０００円の剰余金でございます。ただし、１９年度で返還しますので、歳入として国庫負担、国庫補助、そして県負担、県補助、そして一般会計の人件費、あるいは事務費等の清算をいたします。その清算において返還金が５，７００万程度返還します。そして清算交付として支払い基金の方から１７８万程度入ります。合わせて清算額として５，５２１万９，０００円程度が交付金の支払い部分をひくくめて５，５２１万９，０００円の返還ということになる。それから８，１５７万８，０００円の剰余金を引きますと、２，６３５万９，０００円程度剰余という形ですね。

そういうことですが、これについては１８年度は給付において地域支援事業をひくくめて１００％でございます。伸びておりません。しかし、１９年度は、これ１８年度は制度改正によってそういうことになったわけございまして、１９年度は正常な形で多分サービス費は伸びてくるであろうと。そして、２０年度もさらに伸びてくるであろうと。そういうことになると、この２，９００万というお金、歳出の予算においては、多分２０年度は決算できるかどうか、伸びによって違うわけございまして、３カ年の介護保険計画どおりにいけばいいかなというふうに思ってるんですが、ちょっとそれがサービス費が伸びてくると大変な状況になるということ、活性化基金から借りるという状況も生まれてくるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。池田さん。

○議員（７番 池田 克子君） 一般会計も質疑できましたね。９４号です——の１０ページ、国庫補助金の教育費国庫補助金で、安全安心な学校づくり交付金が３，２１６万１，０００円、歳入の中であるわけですが、これについてはどういう内容であるかということと、歳出の中でどういう形で歳出予算されてるのか。９４号です。１０ページ。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 教育費国庫補助金ですね。公立学校施設整備補助金 7 4 4 万 8, 0 0 0 円、これは中学校整備事業の新增築に伴う補助金です。

それと安全安心な学校づくり交付金、これが 3, 2 1 6 万 1, 0 0 0 円、これは大規模改造に伴う補助金という格好になります。

それで、新增築については面積要件というのがあるんですが、その面積の 2 分の 1、面積要件が該当した場合でその工事費の 2 分の 1 が来ます。そして安全安心な学校づくり交付金、これは工事費が幾らであろうが 2 億円が最高限度ということで、その 3 分の 1 という形で来るものです。ただ今回想定しとった金額よりも、額が多くいただいたという形で今回補正を組んだところです。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（3 番 上西 祐子君） すいません、一般会計もいいんですか、決算委員会。

○議長（中石 高男君） 委員会のものは委員会をお願いしたい。

○事務局長（岩松 健一君） 協力を、協力依頼をしておりますので、できないということはないんですけども、委員会の場で行っていただきたい。

○議員（3 番 上西 祐子君） 町長にちょっとお尋ねしたいことがあるんですけどよろしいですか。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3 番 上西 祐子君） 1 8 年度決算で地方交付税から国庫負担金、民生費、県の補助金、民生費がすごく大幅に減額となっておりますね。その場合、町長として、国とか県に対して、地方交付税も一億何千万円減額になってるわけですが、本当にこの人たちは本当に大変な思いをして予算を組んでるし、また特に民生費なんかが大幅に減になって、それはサービス受ける人は変わらないと思うんですが、そこら辺のやりくりは本当に福祉関係の人たちは大変だろうなと思うんですが、そのことに対してですね、町長会とかいろいろ会議があると思うんですが、国や県に対して、どういうふうに物を申してらっしゃるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は先月の 2 8 日、全国の――毎年あるわけですが、全国の町村長大会がございましたが、このときに国に対する要望事項で 4 0 項目国の方に要望を申し上げております。その中で一番最初に出てきたのが、やはり今言われたように財政の確立ということでございます。この中に地方交付税の総額を確保してほしいというような字句も入ってございましたが、そのようなことで、一番目にこの財政再建と、財政の、この市町村の厳しい財政状況を好転させるような要望をいたしているところでございます。かねがねもいろいろ県とか町村会の総会の折にもいろいろこの財政問題が一番最初に出るのはこの問題でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2．常任委員会付託

○議長（中石 高男君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

それではお諮りします。各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決定しました。各委員会におかれましては、審査方よろしくお願ひします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出するようお願いいたします。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を終わります。散会します。

午前10時25分散会

平成19年 第5回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第3日）

平成19年12月18日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成19年12月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君

都市整備課長 中原 昭一君 環境水道課長 福重 守君
教育課長 野元 祥一君 会計課長 上村 陽一君
教育課課長補佐 森 正一君

午前10時01分開議

○議長（中石 高男君） それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（中石 高男君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を順守していただきますよう御協力方お願いします。

発言順位1番、財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） おはようございます。それでは、通告に従い一般質問をいたしますので、誠意ある回答をされるよう求めるものであります。

まず最初に、都市対策についてお尋ねをいたします。

本町は統計的には若者が多く、高齢者の比率は県下においても低い方ではありますが、それでも高齢者は年々多くなってきているのが現実であります。高齢者の方々が楽しく、健康で長生きする社会づくりをする必要があるのではないのでしょうか。

そこで、本町は、合併をせず自立の道を選びましたが、それに向かって現在、執行部を始め議会、町民も努力されておられることは御承知のとおりであります。自立に向かって改革改革と言って、住民に対するサービスの低下を図ることが果たして、自立を目指す自治体のあり方であると考えておられるのではないのでしょうか。

本町は温泉施設をつくるとして、今までにいろいろ取り組んできた経緯がありますが、結果的に建設については断念した経緯があります。

そこで、三股に住んでよかったと思われる政策を行うことが大事ではないのでしょうか。

そこで提案をいたしたいと思います。高齢者の生きがいと健康づくりにもなると思いますが、高齢者に対し温泉補助をする考えはないか伺います。

次に、三股町表彰条例の執行についてお尋ねいたします。

先般、文化の日に町政の振興、町民の福祉増進、産業の進展等に功労を認められた方々が表彰を受けられたことは御承知のとおりであります。重ねてお喜びを申し上げたいと思います。

しかしながら、表彰は町民の模範と認められることが大前提であることは言うまでもありませ

ん。

そこで、本町の表彰に至る経緯についてお尋ねするものであります。

以後、質問席より質問いたしますので、よろしく御答弁いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、回答を申し上げたいと存じます。

まず、福祉対策について。町の高齢者に対し、温泉補助をする考えはないかということでございます。

本町は、いわゆる温泉施設建設につきましては断念をいたしました。掘り当てた温泉は、現在、介護認定を受けていない虚弱高齢者の介護予防事業に有効活用しているところでございます。利用者は要綱にのっとり一定の条件が設定されているため、対象外となる高齢者の方々もおられ、そうした方々が町外の温泉施設を利用しておられることも存じているところでございます。

現在、本町では温泉サービス以外の高齢者施策といたしまして、地域の住民の方々と連携し、生きがい対策や介護予防を目的とした足元元気教室を介護高齢者係と健康推進係が協力し合いながら進めておりまして、地域に根ざした高齢者福祉対策の一つとしてその成果を上げているところでございます。

本町では現在のところ、こうした地域に密着したソフト事業を高齢者福祉対策の中核として推進し、継続的な利用として取り組んでいくこととしており、御質問にあります補助事業につきましては、今後の貴重な御提案として受けとめさせていただきたいと存じます。

それでは、次の三股町表彰条例の執行について、表彰の上申及び表彰審査委員会について伺うということでございます。

三股町表彰条例に基づく表彰の上申は、施行規則において各課長による上申となっております。また、これに伴う審査は、三股町表彰審査委員会規則第2条により、副町長及び職員7名をもって組織することとなっております。

例年、表彰については、三股町表彰条例に基づいてそれぞれ上申を受けて、被表彰者の選考、審査を行っておりますが、そのうち教育分野における文化面の学術、芸術、技術、体育部門においては、別に三股町文化賞等に関する表彰要綱に基づいて選考を行っているものでございます。

以上、回答いたします。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 高齢者に対しての温泉補助ということでお願いしましたが、提案いただいたと――提案していただいたので参考にしたいというふうな御意見でありましたが、もう少しそういう中身について質問をしてみたいと思います。

本町が温泉施設の建設を断念されたというのは、先ほども町長の方もありましたが、今でもでも町民の方々は、大変やっぱ温泉をつくってくれという声は多いようであります。いろんな話をしていくと、「なんでつくらんのか。」とか、いろんなことを言われることが多いわけですが、そういう中でやはり先ほどもちょっと言われたように、福祉対策な形で虚弱高齢者に対しての温泉利用はされておるんですが、やはり今後見込まれるのは、いろんな意味で考えていけば高齢者の方々の健康とかね、そういうことを考えれば、やっぱり三股は自立してよかったなということを含めながら、やはり温泉、このことについても考える必要が私はあるんじゃないかなという気がします。

そういう意味では、もう一回、町長聞きますが、再度検討——温泉をつくっていく方向について検討する考えはあるかないかだけ、まず聞いておきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 温泉の断念につきましては、いろいろ執行部内部でも協議に協議を重ねてあのような結論を出したわけでございます。何といたしまして本町の温泉は出る湯の量が少のうございます。1日100トンということでございます。山田町なんか400から500トンでるということでございまして、それで本町の場合は100トンということで、とても100トンでは賄いきれんだろうというようなこと等も話題になったわけでございます。

そういうことで、これを温泉施設をつくって経営しても、十分な活用ができないだろうというようなこともあったわけでございます。そのようなことから老齢の方に大変こう御迷惑をかけているわけでございますが、そういうことで温泉の施設については断念をした経緯があるわけでございます。

提案のこの温泉補助につきましては、今後の検討課題として受けとめさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 本町において、温泉といいますか、そういう形でできているのは、今現在勝岡温泉の個人でやられてるわけですね。

この施設については多分町長もよく御存じだろうと思うんですが、温泉の効能等については本当に大変よいということで医者からも推奨されておるのが現実であります。ただ、この温泉を経営されてる方々がもう老夫婦というような形で、今後どうなるのかなと心配をしておるのが現実であります。

そういう意味で考えれば、新しい温泉をつくれというのはなかなか難しいもんはあると思うんですけど、やはり先ほどもいろんな形で高齢者の健康を考えていけば、こういう温泉の活用を図

る考え方も必要になってくるんじゃないかなというふうにも考えます。

それで、そういうことを含めて、ひとつ検討する考えはないか、ひとつこのことについてもお聞きしておきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、スポーツの関係のを含めた合宿センターというものを今教育委員会の方で、小委員会をつくって今検討中でございます。どのような形のこの合宿センターをつくるか、センターをつくるかということで、今言われました勝岡温泉のこともその委員会の中で話が出ているようでございます。今後そのようなことも含めまして、この温泉施設と合宿センターを合わせたこの検討も今後十分考えていったらどんなだろうかということも考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今のは教育委員会の中で、ひとつそういう検討されているんですか。（発言する者あり）もし教育委員会の方でそういう検討をされておるんだったら、今までの経緯等がもしわかればお知らせしていただければと思うんです。その検討の中身について。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課課長補佐（森 正一君） おはようございます。今の質問においては、今第2回目の小委員会を開きながら検討しているわけですが、今の勝岡温泉等も含めたところで、いろんな施設の利用、今の現状の利用を再活用しながら今後検討をしていくということで進めているわけですが、なかなか財政的にも苦しい、いろんな考えありまして、3回目をことし中——来年3月中にやりまして最終報告するわけですが、ほかのところの他県の状況を考えながら、また視察行きながら、今後今の施設の現状を見ながら考えをして、回答を出していきたいと考えております。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ勝岡温泉関係も、高齢者の方々が本当経営するのも大変だというような状況でありますので、やっぱりせっかく本町に1カ所しかない、いい施設でありますので、先ほど町長からも言われたように、体育関係とかねいろんなものに利用できればいいと私も思いますので、早急な対応の仕方をひとつ検討していただけるようお願いしておきたいと思

います。

私が今回出した意味っていうか、高齢者の方々は北諸旧4町で申し上げますと、旧4町は各町自体で温泉施設を持っておりましたが、当時は別に温泉作ったけど料金をちゃんと取って利用していただくというような施設だったと思いますが、合併したことによって65歳以上の方々に対

して、都城市民であれば補助をするというような制度になっておるようであります。

だから、そういうふうに考えれば北諸4町におった人たちは合併してよかったなという声もやはり、私自身が風呂が好きですから、よく風呂の利用なんかするんですが、やっぱそのことを考えればやはりそういう声が結構多いようであります。

そういうふうに考えていくと、やはりせっかく三股は自立をしていくというのに対して、もう少し住民サービスの面から考えても、やはりそういうものにやっぱりお金を振り向けるということも政策の一環じゃないかなというふうに考えます。

できれば、やはりせっかく自立の道を歩むんですから、みんなが喜べるような政策もあってほしい。最初に申し上げましたように、改革改革言いながら、結局は住民に犠牲を強いるようなサービスの低下が現実起こってるんじゃないかという気持ちもします。そういういろんな町民と直接話をしてみるとそういう問題も聞こえてきますので、やはり町民の方々が喜ばれるような政策もひとつ、やっぱり桑畑町長はよくやるじゃないかと言われるぐらいの、ひとつのやっぱりそういう政策もやってほしいなということを考えておりますので、再度65歳以上の高齢者の方々にですね、そりゃあ1年中使ってくださいということは無理でしょうけど、やはり多分都城市民の方々は20回分ぐらいかな利用いただいておりますので、やっぱりそういうものを取り入れてでもいただければと思っておりますが、そのあたりについて町長の考え方を願います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御承知のとおり、本町は、平成16年度を行財政改革元年と位置づけまして、いろいろと大幅な改革、見直しを行ってまいりました。それに合わせて、福祉面におきましても、平成17年度から敬老祝い金の見直し改善を行いました。これにつきましては本当身を切るような改革であったわけですが、そのようなことで、現在におきましてもこの改革については引き続いて行っているわけでございますので、今後財政的に余裕ができれば提案のこと等につきましても検討をさしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今の町長の方からも言われましたが敬老祝い金等の減額、確かにこういう意味で考えれば、今まであったものがそれだけ後退してるわけですから、やはり反対に生きがいを求めるためにもぜひそのあたりは考えてほしいなという気がします。

すぐ金のかかる問題でもありますので、一概に今すぐこうなるんだよと、いうふうに私も理解しますが、ただやっぱり、こういう私たちが意見を申し上げることによって、やっぱり町民の方から出てるわけですから、そのあたりも十分に考慮していただきながら検討いただければと思っ

ておりますので、温泉関係についてはひとつ、勝岡温泉あたりの利用状況等についても先ほど出しましたので、ぜひそのあたりも含めながら今後検討していただいて、やはり三股も少しはいい方向に行ってるなというような、言われるようなことがあって、一番いいんじゃないかなあと思っていますので、よろしく願いしまして、福祉対策についてはこれで終わりたいと思いますが。

次に、三股町表彰条例の執行についてまずお尋ねします。

先ほど町長からも答弁ありましたが、条例に基づくものは先ほど町長が言われたとおりであります。そういうことで、今回副町長が会長となって委員7人で組織されておるわけですが、その中で今後、今から——副町長が一番あれになると、答弁していただくとなると思いますのでよろしく願いしておきたいと思います。

その中で、町長が町職員の中から任免するとなっておりますが、この任免——普通任命、任命しますというのが普通なんですけど、任免という形はどういう意味を含んでおるのかですね。それについてもひとつ、当然そういうこととなると途中で交代っていうかね、免じてしまうということもあったりするのかなという気もしますので、そのあたりのいきさつ等あれば——具体的な例があるのか私わかりませんが、そのあたりについては会長にお聞きしておきたいと思います。

また、この委員会の、審査委員会の中の議事録等はどのようなになっているのか、まずお聞きしときたいと思います。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 任免につきましては定かではありませんけど、今までそういうような例はなかったんじゃないかなろうかと思っております。

ただ、担当課ですね、いわゆる推薦者の課長が選考委員に推薦になった場合は、やっぱり免ずることはあるかというふうに考えております。

それから、議事録につきましては、事務局担当課であります総務課の方で録っておるというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今まで任免の関係はなかったということですが、多分表彰していくということになれば、当然それだけの審査委員会での重要なやっぱ審査に必要だから、当然表彰される方と審査する方が重なったりしたりとかね、また縁故があつたりとか、そういう形であればやっぱ省かないといかんと。それだけ位置づけが重要にされてるのかなという気がしますが、そういうことで理解してよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは、次にお伺いしますが、各課長が調査の上、意見をつけて町長に上申することになっているが、調査、意見とはどういうことを指しておるのか、まず伺い

ます。

また、条例にある規定項目以外で共通している調査項目はあるのか、これも聞いておきたいと思います。

次に、審査委員会は、会議終了後直ちに町長に報告することになっておりますが、報告の内容とはどういう形でされておるのかお聞きしますし、また、町長はこの結果報告を受けて、何か特に指摘されるようなことがあるのか、なかったのか、そのあたりについても伺っておきたいと思っています。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 審査の項目ということでございますけれども、審査の項目につきましては上申書というのが各課から推薦上がってまいります。その内容を十分検討するというところでございます。

それから、報告につきましては、審査会終了後直ちに報告いたしております。ましてその結果につきまして、町長からクレームをかけた——かけられたことは今までございません。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（２番 財部 一男君） 意見をつけて町長に上申するというところでしてますが、その内容を何かというんで聞きましたけど、そのあたりどういう形で各課長さんたちが上申をされておるのかということについて、例があれば、全部語る必要はありませんが、１つの例だけでも結構ですので教えていただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 表彰条例の中にも、学術部門、いろいろ産業部門とかありますけれども、学術部門につきましては——学術・芸術につきましては文化賞の方で選考いたしておりますので、私の方は町一般に関する上申書ですね、それに基づきまして審査をするわけでございますけれども、一応内申といたしまして、内申っていいですか内規と言いますね——につきまして、町長とか副町長については８年以上在職し功績顕著な者、議員とか農業委員につきましては１２年以上在職し功績顕著な者、それから、議会同意の各委員さん方につきましても１２年以上在職し功績顕著な者、その他産業、教育、民生等に多年にわたって貢献し顕著な者というふうな規定がございます。大体これに沿って各課長が推薦をするわけでございます。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（２番 財部 一男君） 今言われたことは条例規則、そういうとにちゃんとうたっておりますので私の方も把握はしておりますが、審査委員会がどういう形の本当の意味での審査をしておるのかね。先ほど私最初にも言ったと思うんですが、町民の模範となるようなことでないといけないわけですね。当然三股町の町長表彰ですから、そういうふうに考えれば、一番審査委員会

が審査するということは、そういう年数とかね、そういうのはもう課長さんの進達の中で出てますから、あとはもう該当、この人は表彰の一応該当者だなあということはわかるわけですね。ただ、そういう審査していく中に、審査委員会がわざわざ審査委員会の規則までつくって、そして先ほども申しあげましたように利害のある人たちを外してでもしなきゃならんというような形でもうたっているように、私は表彰するときには万全の対策をとらなきゃあならないというふうに思っていますが、本当にそのあたり会長さんされたのか、ただもう、そのまま上がってきたから審査、形骸——審査委員会そのものが形骸化されたような形で承認されておるのか。私はそのあたりがちょっと腑に落ちない。

私も、後でもちょっと申し上げますけどね、そのあたりの情報等も入ってましたのでわざわざ今回はこういう質問をしてるところですので、誠意ある回答をしてほしいと思うんですが。されてるかどうか。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） なかなか答えにくいっていいですか問題でございます。個人的な云々につきましてはプライバシーの問題もございますし回答ができない面も多々あると思います。

ただ、審査委員会で何も検討してないのかということは、そうでありませんで、例えば近年におけるいろんな行動とかあるいは違反、交通事故等ですね。そういうことも加味しておりますし、社会的な風潮等についてもある程度加味しているつもりでございます。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、交通違反、選挙違反等の調査は加味しておるということではありますが、じゃあ本題の方に入りますけど、表彰の該当者であった人が町税滞納をされておったということになれば、これは町民の模範となるんですか。果たして表彰の該当者になるのかどうか。そのあたりについてわかっておればお答えください。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 町税の滞納者につきましては該当にならないというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 町税滞納者がもしそういう表彰者の、になれば該当しないということに、今会長さんの方から出ましたが、私もそうだろうと思います。

ただし、今回の表彰の中で、町、当然7名の審査委員の方々おるんですが、そういう情報が流れてきております。町税滞納はされてる方が入っておったと。で、そのことを指摘されたと。会長さんはそれは当然知っておるわけですね。

だから、そういうふう考えたときになると、そのあたりの審査を本当に厳格といいますかね、

厳しくされておったのかどうか。私は一番の問題だというふうに思っております。そういう声が聞こえるということは、はっきり言ってそのあたりの審査委員会か選考委員会か、そのあたりのやり方に問題があったのか、それとも副町長という立場で目をつぶられてやったのか私もわかりませんが、そのあたりについて御回答願います。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 表彰審査委員会のその審査の段階では、滞納はなかったと、そのように考えております。

○議員（２番 財部 一男君） なかった。

○副町長（原田 一彦君） 審査の段階ではですね。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（２番 財部 一男君） 表彰は１１月３日ですね。審査会は多分１０月ごろされておるんでしょう。その段階である審査委員会の審査委員である人から問題を指摘をされたという情報が私の方に入っております。だからそういうふうに考えれば、当然そのことを問題としてね、やはり審査委員会の場で十分討議をしなけりゃあならなかったことだというふうに思います。それがすんなり何も、先ほども出てましたように、そのままもう上がった。もしそういうことであれば、私この審査委員会とは何なのか。結構厳しい形での任免とかねいろんな形でされておるにもかかわらず、そういうことが出てくるようなことが、もし調査してみて、それが事実であったということになれば、問題に、大きな問題だというふうに私は思っていますが、絶対その該当者の中に滞納の事実はなかったんですか。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 先ほども申し上げましたように、審査の段階ではなかったというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（２番 財部 一男君） 審査の段階でなかったと言われましたけどね、審査の途中かどうか私もはっきりそのあたりわかりませんが、そういう指摘をされて副町長は、それはまあまあ何とか抑えるような言い方をされたということまで耳に入ってるんですよ。そうになっていくとね——表彰された方々っていうのはもうわかってますからね、もしこれを実態全部調べて、もし本当にそういうことがあったとすればこれはゆゆしき問題だと私は思います。

また、先ほど言われたように個人の問題ありますから、別に表彰受けた方々は私が云々、どうのこうのと言ってるんじゃないんですよ。一番の問題は、そういう厳しい審査委員会の規定もありながら、皆さんがやってるこの行動は果たして妥当な行動だったのか、そのことを私——でないと私の耳に入ってくるはずがないじゃないですか。そんな言葉が。入ってきたということは、

やっぱそういう事実があるということしか、多分にあなた方がやったのは上申をされた、上申の中に年数等を加味した、それは問題はねえわと。そのくらいの審査委員会だったらない方がましですがね。自らも言いやったように交通違反等とかね、選挙違反とかそういうことまで踏み込んだようやったけど、肝心の税の滞納とかね、私はそこまで踏み込んだ形をされるべきだとそのように思ってますけどね、そのあたりを考えていけば、やはり町長も実際答申があった段階で、やはり厳しい、本当にこの人たちは表彰してよろしいのかと、いう指摘もすべきだと思うし、ただそれをすんなりこうやられてること自体がおかしいねと思います。

まず、今日どうやらかう、ここで議論しても多分に——これは町税課長に直接聞けばわかることですけど、中身についてはね。ここでどうだってなると個人的なもんでもあるでしょうから、そらあ言いませんけどね、ぜひそのあたり、今行政を進めていく姿勢の中に厳しさといいますか、一番の問題やないかなと思っていますので、ぜひ今後そのあたりについても十分に対応していただくように指摘をしておいて、今回はこれで終わります。もし後で問題が起こるようなことがあれば、また再度質問することがあるかもしれませんが、そのときは十分対応していただくようお願いして、今回の質問は終わります。

○議長（中石 高男君） 発言順位 2 番、山中君。

〔10 番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（10 番 山中 則夫君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1 点目の来年度の予算編成についてであります。

国は、地方重視の姿勢を示しながら、一方では歳出削減路線は堅持するという方針を打ち出しておりますが、本町においては来年度の予算編成に当たり掲げる基本方針は何か、重点施策は何かお伺いいたします。

また、地方交付税等の依存財源の見通しは今後どう推移されると思っておられるかお伺いいたします。

2 点目の町有地の活用についてであります。現在、町内の主な休遊地はどのくらいあるのか。いまだにむだな経費を使って放置されている町有地の有効活用等は考えていないのかお聞きいたします。

3 番目に、道路行政についてであります。町の均衡ある発展、地域振興を考える上からも、さらなる道路行政の充実が必要だと思いますが、今後道路の新設、整備に対しどう取り組んでいかれるのかお聞きいたします。

4 番目に、裏金問題についてであります。去る 7 月の 27 日に、我々議員も、全員協議会で、

正式に裏金の本町にもあったという事実を知ってびっくりしたわけですが、町民のお金を不正な方法で会計処理していながらその後何の報告もありません。また、再発防止に取り組むと言っておりますが、どうなっているのか全然伝わってきておりません。町民に対しての責任ある説明責任があると思いますがいかがですか。

以上、４点をお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、来年度の予算編成について。平成２０年度の重点施策は何かということでございます。

平成２０年度の予算編成につきましては、各所管の予算要求を取りまとめ、１２月からその予算査定に入っているところでございます。今後最終査定を来年１月の下旬までに終了し、２月の上旬には平成２０年度当初予算の原案を決定していく予定でございます。

財政状況が大変厳しい状況下にあることは御承知のとおりでございますが、町政の運営については、第四次総合計画に基づいた、「活力にあふれ心温まる住みよい町、三股」の実現を目指して、町民福祉の向上と郷土の均衡ある発展を図るための諸施策を着実に推進するとともに、活力ある地域づくりに主体的、積極的に取り組んでいく必要があると存じます。

平成２０年度の予算編成の基本的な考え方といたしまして、行財政改革の継続的な実施とさらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めてまいりますとともに、限られた財源の効果的な配分に努め、より一層の創意工夫を重ねて、真に必要な事業には重点的、積極的に取り組むことといたしております。

具体的には平成２０年度の当初予算においては、少子高齢社会の対応や町民の健康増進のための保健福祉サービス、循環型社会の構築にかかわる事業の継続的な実施のほか、最終年度になります三股中学校整備事業、公共下水道整備事業、長田地区簡易水道事業など、主要事業を前年度に引き続き実施してまいります。

また、新規重点事業といたしまして、平成２０年度は町政施行６０周年の節目の年であることから、その記念事業に取り組んでまいります。また、中心市街地の再構築を図るため、町づくり交付金制度を活用して産業会館建設への支援を含み、三股駅前周辺地区の都市再生整備事業に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、老朽化する各学校施設の年次的整備を図るため、勝岡小学校体育館の改築事業に着手してまいりたいと存じます。

それから、交付税等依存財源の見通しについてでございます。自主財源の少ない財政構造の中で、本町の財政運営は、国や県からの交付税や補助金等の依存財源の動向に大きく左右され、国の地方に対する財政措置のあり方に注目しているところでございます。

平成20年度の国の概算要求基準によりますと、地方交付税の総額は前年度の決定額の4.2%減で示されており、本町においても減額されるものと見通しております。

また、地方譲与税をはじめとする各種交付金については、前年度の水準で推移するものと見通しており、具体的には来年年明けから国の予算編成や地方財政計画の動向によって明らかになっていくものと考えております。

また、国庫支出金につきましては、事務事業の国の制度改正や国庫補助の伴う投資事業の状況に応じて増減し、中原第3団地建てかえ事業の終了や中学校整備事業の事業量の減少などによって、平成20年度は減額になるものと想定をいたしております。

また、県は厳しい財政状況のもとで行財政改革大綱2007に基づいて各種改革に取り組んでいるところであり、事務負担を伴う事務事業を除いては市町村に対する補助事業の見直しを行っており、県支出金の伸びは期待できないところでございます。

平成20年度予算については査定の途中であり、今後財源の確保の状況や事業効果等を十分に検討した上で御提案を申し上げたいというふうに考えております。

それから、次の町有地の活用についてということでございます。

主な遊休地はどのくらいあるのか、活用方法を考えるべきではないかということでございます。

町の保有する遊休地、いわゆる普通財産は18年度末で3万806平米の決算となっております。このうち貸し付けしているものが11筆の2,682平米であり、残りの66筆2万8,124平米については基本的に売却の方向でございます。その他法定外公共物といたしまして、国から払い下げを受けております8,366筆についても払い下げを実施しているところでございます。

それから、町営住宅の建設予定地として確保しておりました用地については唐橋第2団地及び南原団地の合わせて約5,292平米ございました。今後の活用を検討してまいりたいと存じます。

また、土地開発公社の保有する土地のうち、駅前の東側6,272平米、西側で3,912平米ございますが、東側の土地については産業会館の建設ほか駅前の整備等して、来年度から事業に取り組む予定でございます。

それから、道路行政についてということでございます。道路は私たち町民、国民の日常生活から経済活動に至るまで、すべての経済社会活動を最も身近に支える重要な社会資本でございます。このためにも御指摘のように、道路行政、道路施策といたしまして、地域振興、町づくりに向けての施策が私も大変重要であると考えております。特に本町では、昭和30年代より他の自治体に先駆けまして、都市計画道路や幹線道路の整備を行ってきたところでございますが、計画どおりに整備ができていない道路がいまだに残っている状況もございます。そして、たびたび指摘さ

れておりますように、町内の幹線道路は都城市の市街地方向、すなわち東西方向に向けて整備が進んでいる状況にございますが、南北方向での道路網の整備も今後考えられる課題の一つでもございます。

そこで、地域振興策といたしまして、道路整備は経済性、公益性、さらには将来への土地利用計画等を十分に吟味しながら、地域振興、町づくりに向けて道路整備を推進してまいりたいと存じます。

具体的には所管課長の方からお願いを申し上げたいと存じます。

4 番目の裏金問題についてでございます。

公金の不正経理問題については、平成 19 年 6 月から 7 月にかけて調査したところでございますが、「預け」という方法と「書き換え」という方法で、総額 26 万 4,857 円の不適正な経理が行われていたものであり、7 月 27 日の議会全員協議会で報告したとおりでございます。

職員の処分については、2 回の懲戒委員会を開催し検討してきたところでございますが、取得した物品、プリンターやカウンターマット、キャビネットなど事務に欠かせない物であったことや、私的流用が見られないことから、各関係職員に対しまして厳重注意処分としたものでございます。

また、再発防止対策を検討してまいりましたが、職員の意識改革が最も重要なことであると思われまます。すべての物品の納品を 1 カ所で検品するという方法もございますが、これには職員への負担が大きく実務的でないことから、協議会等の事務の適正化と不正経理について、調査、指導を毎年度定例化することとして、職員への意識向上を図り、防止対策といたしたいと存じております。

以上で答弁といたします。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10 番 山中 則夫君） それでは、各項目に対しまして質問をいたします。

まず、1 点目の予算編成で、今町長が語る重要政策ですかね、そういういろんな政策面のことを言われましたが、今聞いておりますと当局側としてはそういう計画をなされておりますが、我々、私なんかにはひとつも聞こえてこないんですよ。要するに将来、来年度に向かつての期待感とか。中学校とか住宅の整備はそりゃあもちろん大事ですよ。しかし、これは年次的——古くなったからやるとか、耐震補強のためにやるとかつちゅう、もうひとつそういうのも大事だと思いますが、何か将来に向かつての町民に還元できるような政策というのはないのかと思います。

そこで、私も一つの提案になりますが、先般 11 月の——11 月の 22 日に農政協議会がありましたね。町長も我々議員の方も 6 人参加しまして、行政、議会、そして農協の三者の年に一回のこの大事な会議がありましたが、あれに参加しまして、もうがっかりですね。約 1 時間の会議

でありましたが、組合長のあいさつ、町長のあいさつ、そして農協のやってることの30分ばかりの説明。そして本当の質疑、意見交換会っていうのは20分ばかりしかなかった。私もそのときに二、三点の意見を言いましたが、なぜああいう大事なときの会議にもっと活発な意見が出ないのかなあと。やはり町長も、日ごろから基幹産業は農業だと言われておりますので、そういう意味で農業従事者の所得向上を図っていくためにはどういうふうにしたらいいのかとか、そういうことを真剣に論議していかないと、ただ行ってみたら話、何か言えばもうあと1時間で終わって、あとは肉を土産でもらいましたよね。それはそれでおいしかったですよ。それは。（笑声）

それはいいんですけどね、ああいうところでやっぱり基本姿勢として農協と行政、タイアップして所得向上を図っていくと。そのためには具体的な数値を上げて真剣な論議をしていかないと、そのためにやっぱりトップが出席してるわけですから、向こうも組合長という日本でも一番の農業の会員の方がおられる一番の大きな組織、そういう組合長なんかが来てるわけですから、どしどしそういうことで町民のための所得——農業者の所得向上はどうかということをやっぱり真剣に論議して、それが所得向上が上がりやあまた商工業、町内の産業にも生かしていくし、そういうお金が回ってきますから、そういうことを数値を上げて具体的にしていかないと、ただ一般論でその健康増進もいいですよ、そりゃあ。しかし、やっぱり所得向上を、所得を上げていくんだということを、今の知事でもそうですわね。具体的数値を上げてやっぱりその目標に——そう簡単にはいかないかもわかりませんが、そういう面のやっぱり努力をしていただきたいと思います。この前の、だから、農政協議会に対しまして、町長はどういうお考えで出席されて、あいさつされて、もう終わりましたけど、どういう感じを持っておられますか。お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） J A主体で農政協議会が毎年行われているわけですが、今までの流れとしては、農協のこの事業計画等を説明して終わっている感があるわけですがね。言われるとおり、やはり、折角の場でございますんで、もう少し活発な意見が出てもいいんじゃないかということを考えております。

私自身その辺も十分反省もして、今後はさらにやはり執行部と農協が顔を合わせて会議を持つということは1年に1回しかないわけですので、今後は十分反省しながらこの会議に臨んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） それと、ぜひ来年度の予算編成に対しまして考えていただきたいのは、今までの言われましたそういう事業も大事ですが、やはり先ほど言いましたように、町

民のやっぱり所得向上を考えていく場合、いつも問題になりますが町が発注する建設関係、そして物品関係、いろいろあると思います。相当な年間に総額の仕事をしたり物品を購入したりしておられると思います。そういう意味でそういうお金をやっぱり、中に、町内に回っていくような方向をぜひ考えていただきたいと思います。というのは、やはり一番の——経済用語で言うと経済主体っていうんですか、この経済主体っていうのは農協もあるし企業もあります。農家の皆さんもあります。商工業もあります。その中で一番の経済主体というのは地方行政の中の自治体だと思うんです。これは特に三股の場合も相当な何十億というお金を出していると思います。そのお金がなるだけ町内に回っていくような、これをやっぱり繰り返し繰り返ししていかないとどんどん経済は疲弊して、いくらいい政策を打ち出しても実感として町民がやっぱり所得向上を図っていかないと、やっぱりお金なんです。やっぱりそういうことを数値目標を立てて。そりゃあ中にはどうしても町外にというのはありますが、ぜひ努力をしてもらいたいと思います。そういうのを高めていかないと、どうしても、やって、いくら一生懸命行政がやっても中身が我々に、町民には伝わってこないんじゃないかなと思っておりますので、そこ辺を町長その、町内の建設業だけじゃあなくていろんなその物品購入の場合も、できるだけということをお願いしたいんですが、その辺はどうお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） かねがね工事発注等につきましても地場産業育成ということでね、なるだけ地元でできる事業については地元の業者さん。また、物品等につきましてもなるべくこの町内の業者に発注をする考えで取り組んでいるところでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひよろしく願いいたしておきます。特に建設業ばかりじゃありません。やはり小さな町内のいろんな事業者の方々も非常にやっぱり疲弊しております。ことは特に忘年会なんかもなく、飲食業なんかの人たちも本当に少ないということで、年末をあてにしていたのにというような意見をよく聞いておりますので、そこにはやっぱり生きた行政というか、やっぱり何とか町民のために何とかしてやろうという気持ちをやっぱり出して、それを行政の運営に生かしてもらいたいと思っております。

そこでもお願いですが、以前は財政状況というのをシミュレーションを、私議員になったころですか、あのころは盛んに3年後5年後の財政運営のシミュレーションなんかがよく出ていましたが、今、その単年度は出ておりますが、やはり先行きの10年先とかそういう大げさなことじゃなくて3年、5年ぐらいの、将来にわたってのシミュレーションぐらいは出していただきたいな

あ。やっぱりそのぐらい自立というのはそんな生易しいもんじゃないということが議員としてもわかっておりますので、そこ辺をやっぱり何とか努力していこうという、そういうやっぱ資料もないと、以前はそういう資料がようわたってたんですけど、ましてやいろんな機器も導入されておりますので、予測っていうか将来に対してのですね、皆さん方は町民に対しての指導的な立場の人ばかりですので、そこ辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に進みます。先ほど——２点目の町有地の有効活用ですね。これは私もいろんなとこ、町長もいろんなとこいろんな行事で町内を巡回されると思いますが、いろいろ空き地が、共有地が利用されていないのがあるんじゃないかなと思っております。

特に私は植木に住んでおりますので、植木の先ほど言われました唐橋団地の敷地内のあの遊休地、あそこは特に今都万道路の交通量も多くて、町民の——地域の方々も「何であそこはそのままになってるのか」と、「しょっちゅう草刈りばかりして経費ばかりかかってんじゃないか」というような指摘をよう受けるんですが、そういう面でその検討というんじゃないかと、もっと踏み込んで何か計画はないのか。再度お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 唐橋第２団地の空き地あたりなんですが、これにつきましては一応第２団地は１筆の土地であるといったことで、住宅の今後またつくられる土地ということで私たちも考えておりましたが、財政的な面もまだあって、またこちら辺については別な方面での活用もできる可能性はないのかといったことで、今調査をしまいったところなんです。そういった、そういうことで県などと協議をしましたら、これを分筆することは可能ですよといったことでの回答を得ております。そういったことで、今後この活用については、町営住宅を利用する以外の方法でもできるという話をうかがいましたので、今後そういう方法でまた検討はしてもらわあいかんかと、私はそう思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） やはり自主財源確保ですかね、そういう面からしてもやっぱりそのまま放置されて、経費が要らなければまたいろんな考え方があると思いますが、やはり我々の税金を投入して草刈りも、あそこも１０何年放置されてると思っております。相当な経費がかかっております。そういう意味で難しい事業をやれというのじゃあなくて、民間の方々に貸し出すとかいろいろ方法はあると思います。あそこは通りですので非常に商業なんかにはいろいろ話は聞いておりますが、そういう民間に活用して経費ぐらひは徴収する、借地料として取るとかいろんな方法あると思いますので、やはりいろんなことを聞いて決断して実行するという、この——即座にできることは即座にやってもらいたいと思います。やはりスピードを上げてやって

いかないと、ただ自立で三股町は頑張ります頑張りますじゃあ中身がどんどん疲弊していくような感じがしますので、積極的な行政運営をしていただきたいと思います。

それでは、時間がちょっとあれですので先へ進みます。

3番目の道路行政についてであります。

御承知のとおり、先ほど町長が言われましたように、東西に続く道路は非常に充実しておりますが、私も町内を回ってみますと北と南をつなぐ道路ですね、これがやはり三股は問題じゃないかなあと考えております。そうたやすく新しい道路をつくれ——つくろうというのは難しいかわかりませんが、その中での一つで、私のちょうど自宅の前の東植木の交差点のところです。都万道路を。三方が都万道路、そして新馬場線ですかね。あそこは県道になっていまして、一つだけ農道で樺山の方に行ってる道路がありますが、これこそ早目に新設道路をつくっていかないといけないんじゃないかなと、もう約10——20年近く前からいろいろ話は出ておりますがそのままになっております。あそこから水路がありますけど、水路から農協の畜産センターじゃなくて何センターですかね。（「農産センター」と呼ぶ者あり）ああ、農産センター。あそこまでの延長は約150メートルぐらいしかないんじゃないかなあと、正確な数字はわかりませんが。あれを何とかすれば蓼池の北ですね。北側、一番蓼池の、から要するに三股の宮村。これが北から南に通じる道路はこれしかないと思います。あそこを何とかこういった知恵を出し合って、150メートルですので。あそこを渡っていきやあもう、今言われましたそのセンターから向こうはそれなりの道路はもう確保されておりますので、そのあたりを、これは三股町の経済効果にも非常に効果があると思います。今、もう御存じのように、今市橋ができた関係で車の流れを見ると全部北郷線の方に入っていって、あそこから今市橋を渡って269に流れるという状況になっております。これはもうどうしてもいろんな、いろんな購買力を高める上でも都城に流れていくということで、車の流れを見りゃあよくわかりますね。だから、どうしてもあその道路の整備、新設をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今言われましたあの線は、街路名で新馬場植木線という道路の名称でございますが、言われるとおり、約もう20年前でしょうか、あそこに仮橋をかけて、そして前の方に道路を通そうというような計画でございましたが、いろいろと用地交渉等で難航いたしましたのでこれができなかったと、実現しなかったという経緯がございます。非常に大事な重要な路線であるというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、三股町のこの道路の形態からしますと、本当に東西にはこう道路が何本もございますが南北にないということで、そういうことで、かねて三股駅小鷺巣線も整備した経緯がございます。

この路線につきましてもまだあの延長線が鶴下橋を含めてまだ未整備、まだまだ残っております。ここも今後考えていかないといけないということを考えておりますが、この新馬場植木線につきましても今後十分考えていきたいと。そして、この東西の、南北の——東西の何を考えて経済効果といいますか、そういうものを今後考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひ道路の新設を。なかなか土地買収とかいろいろ難しい面はありますが、やはり三股町が生き延びていくと。将来延々と続くためにはやはり経済的な効果をどんどん、内に向かってお金が動くような方法を考えるためには道路行政ちゅうのは非常に大事だと思っております。

もう一つ、道路と、今御承知のように高才原ですか、あそこの橋ができておりますが、あれも、あれの延長行くともう大悟病院のための橋みたいな感じが受けられます。あそこから餅原に向かつての道路が非常に窮屈になっておりますので、あのあたりも今後餅原、田上の、どんどん今疲弊していつてますよ。人口も減っております。町内では増加しておりますが、あのあたりは非常に疲弊している。そのためにはどうしてもこの中央に呼び込むためには、あそこの道路はぜひ拡張をして田上、餅原の人たちもこっちに出てきてもらえるというような。今現在道路ありますけど、あの程度じゃ、で幅員も狭いし、いろいろ住宅も建っておりますので難しい面もあると思いますが、あの道路、このそういう北から南に向かつての道路の整備をしていかないと、何のために高才原のあの立派な橋をつくったのかというのも非常に効果が薄いと思いますので、そこ辺も含めて考えていつていただきたいと思います。

それから、次に移ります。4番目の裏金問題なんですけど、この問題は先ほど言いましたように7月の27日に私も知ったわけですが、その後町民の方々からも、7月の28日ですね。その明くる日に新聞報道がされて、三股町民の方々是非常に、表面的にはいい人が多いのか、表面的には余りいろんな意見を言われないう方がおりますが、私には再三にわたって町民の方々からその後どうなっているのかと。ほかの、県にしても、都城、延岡ですかね、そして西都、そういうところではその地域、市民に対してのいろんな報道がされて、経過報告がされておりますが、三股の場合どうなっているのかと、議会の対応はどうなのかということで、やはり不満を持っていらっしゃるなど。経過がわかりませんのでですね。私なんかも聞いたばかりで、その後の経過どうなってるのかと。報告もありません。全協も開きましたけどそのときもありません。なぜしないのかなあというようなですね。それと町民の方が言われるのは、やっぱり議会でびしゃつと言うことは言っていないといけないんじゃないかと。関係者もいたりしてそれができないの

かということも含めて、議員の名誉のためにもやっぱりこの問題は取り上げたいと思って質問いたします。

そこでお聞きしますが、報告をなぜ今までなかったのか。そして予防策と言われますが、実際どういう予防策を。やっぱこれはおっきな問題だと思うんですよね。済んだことに対して云々じゃなくて、原因を徹底して究明して、そしてどういうところに責任があったのか問題があったのかということを経査して、次、そして防止策を考えると。真剣に考えていかないと、何か我々は全然知らないうちにうやむやに、当局側はそりゃあうやむやじゃないと思いますが、そういうのがもっと誠意ある報告をしてもらいたいと思いますが、再度その件に関しましてお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 裏金問題、いわゆる不正経理の問題でございますけれども、これについては7月に全協でこの報告をしたところでございます。その後、職員につきましては懲戒委員会を2回開催いたしまして、最終的に16名の嚴重注意処分ということで行ったところでございます。

先ほど町長は答弁をされましたけれども、対策と、その予防対策ということで、防止対策ちゅうことでいろいろ論じてみたところでございますけれども、なかなかいい手段が見つからない。一つの方法として検討材料に上がりましたのが、検品を徹底させるという方法が一つ出たところでございます。

ところが、じゃあ実際検討、検品をやろうとなったときに、例えば側溝ぶたを現場に納めるとか、そのときに担当が1人の担当をつくっておきますと、担当はそこまで見に行かなければならない。すべての学校で物を買ったとなると、そこに行かなければならないとなりますと、おおよそ1人の担当が専属担当が必要だろうということになったところでもございます。そうしますと、そこまでその、できるもっといい方法はないのかということの話になりまして、そこまでできないというところでございます。

例えば県等が、新聞報道によりますと一極での発注をやりたいというような改善策が出ていたようでございます。中身の詳しいことはわかりませんが、一極での発注と。

三股町につきましては、一極の発注はもう既にずっと前からなされているところでございまして、一極の発注では防止対策に果たしてどうかという意見が出たところでございます。

検品となるとそれだけの職員の手間がかかるってということでございまして、先ほど町長が言われましたように、監査ではございませんが指導、調査——調査、指導を毎年定例化することによって職員の意識が変わらなければできないということから、例えば検品をしましても、納めた後で実は業者の方に、これとあれを変えていただいけませんかっちいやもうその課でできるんですね。ですから、検品が万全策ではないということになったところでございます。それよりもまず前に職

員の意識改革こそ大事だということになりまして、今からは毎年度定例化していきたい。その定例化の一つにこの不正経理の問題と、それから協議会、いろんな協議会、補助団体の協議会が職員が経理とってるという問題があるわけでございますけれども、この二つについては毎年度定例化していきたい。そうすることで職員の意識改革に努めたいというのが防止策でございます。もちろん一極発注しておりますが、検収についてもできるものについてはやはりやっていこうということでございますけれども、そういったことで防止対策としたいということでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） 今るる防止策を言われましたが、私が問題にしているのは、何で７月の２７日からそのままそういう——いろいろ話し合いはしたと思いますが、それをこの質問で、これ一般質問でするから報告するというような、なぜ報告をしなかったのか。そして、原因はどこにあったのか。原因をやっぱりぴしゃっと究明して、そして防止策を考えないと、この新聞報道でも先ほども言われましたが、６月から７月たった１回だけ調べて、課長が新聞に７月の２８日の会見では、調査には自信を持っていると、今後が大事だと。もちろん今後も大事ですよと。

しかし、現実にはやはり究明しないと、このこと、裏金ですよ。それを何か報告もしなくて、今言われて、それを私は聞きたいんです。なぜ町民に対して報告しないのか、しなかったのか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これにつきましては、調査については前の全協でお話しましたように、６月１２日から７月１７日の間、全部署の担当を呼びましてしたところでございまして、調査についてはきちっとできたのではないかというふうに思っているところでございます。

それから、報告がおくれたことにつきましては、防止対策という点でなかなか結論が出なかったところでございまして、いずれ議会にも報告しなきゃあならないというふうに思っているところでございますけれども、おくれましたことに対しまして、件については深くおわびを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） ７月の２７日の日に全協がありまして、その後、昼から記者会見があったわけですかね。その記者会見にはだれ、出席された方はだれが何名で出席されましたか。お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） ちょっと、書類をめくってみないとちょっと前でしたんであれ

ですが、議会に報告をしましてから報道機関に行いましたのはそれから一、二日おくれてだったというふうに思っております。で、それについては私の方で……。

○議員（１０番 山中 則夫君） ２８日に報道されてますから２７日にしたって。記者会見を。

○総務企画課長（原田 順一君） ちょっとそこがですね、同じ日の午後であったかもしれませんが、いずれにしても議会に先に報告をしてからっていうふうに思いましたので、議会に先に報告してその後、その当日だったか翌日だったかちょっとはつきり覚えておりませんが、私の方で報道機関の方に記者会見をしたところでございます。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） そのときには町長は出席されましたか。お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それには出席をしておりません。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） 町民に対して、まず全協では町長が来られましたが、こういう大事な記者会見、町民にやっぱり説明、いろんな説明ですね。それで陳謝というのは町長がしないといけない。総務課長とかそういう人たちがきて、それは町長がやるべきことじゃあないですか。その出席のあれがだれとだれということで、どのような判断をされて町長が出なかったんですかお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 記者会見につきましては、ある程度総務課の方で報道機関の方と接触をしながら、他の市のように正式な記者会見という形ではなかなかしてないところでございます。報道機関の方が来られたときに随時すると。今回のも随時記者の方にはお知らせをしたということでございまして、正式な記者会見という形ではとってないっっちゃうことでございます。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） そこが紛らわしいんです。だから町民の方々から——ほかのとは首長が出てぴしゃっと——あったことを精査して報告するのはいいですよ。やはりその執行権者というか、町民から付託を受けた町長がみずからの声でやはり町民に対していろんな説明方をするというのを、じゃあ何のための記者会見だったか。あれだけ報道されてですよ。そりゃあ一部の、内部だけの説明で終わるようなことなら総務課長が出てこられてもいいかもわかりませんが、私は自分の、首長たる者がですよ、自分でちゃんとあったことに対して説明をして、町民に理解を求めるとというのが筋じゃないかなと思いますが、大した記者会見じゃなかったようなこと、とんでもないことですがねこの。

再度お聞きします。今私が言ったに対してはどうですか。町長として。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、十分今後考えて対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） とにかくやっぱりいろんな、まだまだ関心を持っておりますので、どこかでかぴしゃっと、町長もやっぱり町民に対して説明——陳謝か説明かわかりませんが、そういうことをしていかないと、やはり行政に対しての不信が非常に出ると思います。もう報道ではほとんど課長が答えて、今後も、今後のことはもう調査はしませんとか。それは町長が言う言葉じゃないですか。いかがですか。お聞きします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、今後はそのようなことで対応をしていきたいというふうに考えておりますので、どうかひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） 町民はやっぱり行政に対して信頼を持とうとしていても、それに不信を持たれるようなことは絶対してはならないと私は考えております。

特にこれから三股町は自立でやっていくためには、町民の方々の協力をもらわないと、世間では協働、町民と行政との協働ですね。いつかは町民もお金を出して行政に参加するというような、そのぐらいの気構えが必要だ。そのためには行政サイドは常に情報公開を徹底して、誠意ある行動をいつ何どきでもとっていかないと町民の信頼は決して得られないと思いますので、今後とも非常に職員——執行側に対しては、職員の方々に対しても町民は期待しております。指導的な立場でやってもらいたいと思いますので、ひとつそういうことをお願いしまして、今後またこの問題も何かありましたら誠意ある回答を、報告をよろしく願いまして質問を終わります。

.....
○議長（中石 高男君） これより１１時４０分まで本会議を休憩します。

午前11時30分休憩

.....
午前11時41分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位３番、上西さん。

〔３番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（３番 上西 祐子君） 通告に従いまして質問してまいります。

政府は、2008年4月より、75歳以上を対象に、新たな後期高齢者医療制度を実施しようとしています。同制度は、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する。月額1万5,000円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする。保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる。75歳以上を対象にした別建ての診療報酬を設定し、高齢者に差別医療を強いる。このようになっております。

この制度は、多くの病気を抱えているハイリスクの高齢者だけを一まとめにした別建ての医療制度であり、世界に例を見ないものです。さきの9月議会でもこの質問をいたしました。国、県に対してどのように要望されたのか、まず初めにお伺いいたします。

11月23日付の宮日新聞報道によると、宮崎県広域連合が2009年までの保険料算出方法を決め、県内の保険料は年5万3,676円となっておりますが、本町でもこれは変わらないのでしょうか。

また、夫婦75歳以上で年金収入が150万円くらいの所帯で保険料を算出した場合、今までの国保税と比べた場合どうなるのか、変わらないのかそのあたりを試算したところお尋ねいたします。

年金もなく低所得者の高齢者で保険料が払えない人は資格証明書発行となるそうですが、本町ではそのような人の救済措置は考えていないのかお伺いいたします。

2番目の質問に移ります。

2006年7月に国は、社会保障予算を毎年2,200億円削減するという方針を決定しました。この社会保障費削減の重要な柱が医療費の抑制です。医療費抑制の仕組みの一つとして、医療保険者に40歳から75歳未満の人に特定健診、特定保健指導を義務づけようとしております。その一方で75歳以上の高齢者には健診、保健指導は努力義務とされ、国からの補助金などは全くなく、実施するとなると、その費用がストレートに保険料にはね返る仕組みにされており、75歳以上の高齢者の健診、保健指導は現行より大幅に後退することは目に見えております。今回の特定健診、特定保健指導の義務化はペナルティーまで準備して、病気になったら医療費がかかるから病気になるなという、国民の健康より先に医療費削減があることです。

来年度からは、従来行ってきた地区での集団健診と特定健診の関係、そのあたりがどう変わるのかお伺いいたします。

また、自己負担が導入されるのか、保健師さんの体制はどうなのかお伺いいたします。また、努力義務とされた75歳以上の人に対しての健診はどうするおつもりなのかもお伺いいたします。

次に、農業政策に移ります。

地域の活性化には農業や地場産業の振興が不可欠です。しかし、我が国の農業は国内生産が減り、就業者も農地も減り、食糧自給率も39%に低下するなど衰退を続けております。将来の食

糧供給や食の安全への不安も高まっております。

政府は、今年度から品目横断的安定対策を実施しました。全農家を対象にした米・麦・大豆などで、品目的に行ってきた価格政策や経営安定対策を全廃し、個人経営で4ヘクタール以上、集落営農で20ヘクタール以上の担い手に限って支援するもので、大多数の小規模農家は対象から外されました。

今、安い輸入野菜の増加と石油高騰で燃料費やビニール、段ボールなどの資材コストが上がり、農家の経営は火の車です。

さて、本町も農畜産業が基幹産業ですが総生産、就業人口は年々減少しております。特に農業従事者の高齢化が進行し、将来の食糧問題、国土保全を考えるととても気になるところです。

町の総合計画の中に、食料・農業・農村基本計画に基づき、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の推進や畑地かんがい利用による畑作振興を図りますと書いてあります。平成21年に畑地かんがい事業が完了し、畑地かんがい用水が都城北諸盆地を潤すようになるそうですが、本町ではこの水を必要とする作物はどのような作物があるのか、利用対象農家数や面積など、また本町の負担、計画をお尋ねいたします。

輸入食品の安全性、最近の食品の偽装問題などで、消費者も地元で生産された食品を買いたいという意識が高まってきております。本町でも商工会が中心となった産業会館を建設する計画があり、その中で農産物の直売所も設けると聞いております。地域で生産された産物を地元で消費する、生産者と消費者が顔の見える位置で手を結び、安全で健康的な食生活を目指すと。地産地消ですが、この地産地消は学校給食にできないものか。この地産地消についての本町への取り組みなどお尋ねいたします。

また、農家の跡継ぎ問題をどう考え、どのように行っているのかお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度についてということでございます。本県の保険料は平均幾らかということでございます。後期高齢者医療制度が来年の4月から施行されるわけでございますが、本県の保険料は広域連合の試算によりますと、宮崎県全体での保険料が73億7,654万円いうことでございます。被保険者数が15万2,000人でございますので、この数で割りますと1人当たり約4万8,500円ということになるかと存じます。

また、要望事項はどうかということでございましたが、県の方に対しましては県の町村会の方で、また全国町村会におきましては、11月の28日の全国大会にも――折に要望事項として掲

げているところでございます。

それから、2番目の年金収入150万の人で今までの国保税の比較ということでございます。ひとり世帯で150万円の年金収入だけだと保険料は7割軽減対策となり、均等割額だけの4万2,800円の10分の3ということで、年間1万2,800円となります。

一方、国保税は150万円の年金収入で年間2万8,200円の保険税になります。夫婦二人で合計収入150万円の場合には、後期高齢者医療では約2万5,600円でございます、国保においては約3万5,800円となります。そういうことでおおむね固定資産税割がある分だけ国保の方が高いということになるかと思います。

それから、③の低所得者、月1万5,000円で払えない人で資格証明書発行となるそうだが、本町独自の救済措置はできないかということでございます。

現時点では答えることはできませんが、高齢者の医療の確保に関する法律第54条によりますと、「厚生労働省令で定める期間が経過するまでに当該保険料を納付しない場合は被保険者証の返還を求める。」とありますが、広域連合において現在検討されている途中でございます。その結果が出ない状況であるわけでございますので、そのようなことで御理解をいただきたいと思えます。

今後、広域連合による取り扱い基準ができてから、これについては検討をさせていただきたいと考えておるところでございます。

それから、2番目の特定健康診査、特定保健指導についてということでございます。①の健診制度が今までとどう変わるかということでございます。医療制度改革大綱を踏まえて、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査、特定健診及び健診の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導、特定保健指導の実施を義務づけることとされております。従来の健診、保健指導は健診の受診力を上げることに重点が置かれ、保健指導は付加的な役割でありましたが今後の健診、保健指導は保健指導に重点を置いたものとなります。

医療保険者に特定健診、特定保健指導の実施が義務づけられたことから、本町では国保の被保険者と被扶養者、40歳から74歳を対象に、平成20年度から健診と保健指導を実施する予定でございます。

それから、②の自己負担が導入されるのかということでございます。自己負担につきましては、集団検診では従来どおり無料でございます。対象者がより受診しやすいように、また受診機会をより多くするために個別受診も実施する予定でございますが、委託料が集団検診委託料より高いため、委託料の3割分を自己負担額とする予定でございます。

また、保健指導は町の栄養士と保健師が実施しますので自己負担はございませんが、特定保健

指導の対象が多く、町の専門職だけでは足りないときは外部委託することも考えられ、その場合は委託料が発生しますので、自己負担が必要ではないかというふうに思われます。

それから、③の保健師の増員を図るべきと思うがどう対処するかということでございます。保健師の増員につきましては、特定保健指導は要指導者、人に対し3カ月、6カ月と継続して保健指導を行い、その効果を評価していくこととなるため、平成20年度からは特定健診及び特定保健指導にかかわる業務量が非常に多くなります。また、その他の保健事業が少なくなるわけではなく、住民サービスが低下しないように従来にまして実施していく必要があるかと思われしますので、栄養士や保健師の増員については今後十分検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、3番目の農業政策についてと、①の畑かん事業による本町の負担計画はどうなるのかということでございます。

畑地かんがい事業の負担金はダムやファームポンド、用水路等の基幹施設を整備する国営事業費分等に、末端施設の整備や区画整理等を実施する県営事業費分に分類されておりまして、国営事業費分は総事業費930億円のうち、ダム分1.78%と、ダム以外の7.04%が市町負担で約35億円でございます。そのうち都城市との負担割合は、本町分が7.66%、約2億6,700万円で毎年1,000万円を基金に積み立てているところでございます。

また、県営事業費分については、現在宮ノ原第1を受益地として事業を実施してきているところでございますが、事業費の18.3%が地元負担となっており、毎年当初予算で計上をしているところでございます。

それから、②の食の安全と地産地消の取り組みについてということでございます。地産地消とは、地域で生産された食材をその地域で消費するという意味で、消費者が農業を身近に感じ、新鮮で安全な農畜産物を手に入れることができる環境に寄与するものでございまして、地産地消の取り組みといたしまして焼酎用カンショ、加工用カンショの面積拡大、大豆の面積拡大、生産者と消費者の交流づくりとグリーンツーリズムの推進、朝市の開催、学校における農業体験の実施、地場農産物の利用促進として、直売所の開設、イベントにおける地産地消フェアの開催、地産地消料理教室の開催などを実施しておりまして、また、食の安全に関する取り組みといたしまして、トレーサビリティシステムの導入推進や農業等の使用状況の記帳の徹底など、産地における品質管理体制の強化を図ってまいりたいと存じます。

なおまた、学校給食の方につきましては、主幹課の方で答弁をお願いをしたいと思います。

それから、③の農業の担い手づくりを、つくり育てる政策を聞くということでございます。農業の担い手育成対策についての質問でございますが、本町の人口は都城市のベッドタウンとして年々増加の傾向にある半面、農家数は減少を続けておりまして、平成17年の農林業センサスによりますと、総戸数1,241戸で平成12年に比較いたしまして157戸減少をいたしており

ます。このような人口の増加、農家数の減少に対応するため、適正な土地利用を図り、農業の担い手対策を計画的に推進する必要があるわけでございます。このような状況を踏まえまして、本町では経営感覚に優れた認定農業者等の個別経営体の育成、確保を図る取り組みとともに、集落内の農家によって組織された集落営農組織設立の気運が高まっていることから、引き続き集落営農の推進とその法人化への支援に取り組んでまいりたいと存じます。

担い手が高齢化、減少する中であって、本町農業、農村を支える元気な担い手の育成、確保は重要な課題でもございます。今後とも行政、関係機関一体となって、その取り組みを展開をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 食の安全、地産地消の取り組みについての中で、学校給食にかかわる質問もございましたが、9月の議会で指宿議員からこのことについて詳しく質問があったわけでお答えしたところですが、給食センターは毎日3,000食をつくっております。3,000食ですから材料がそろわないといけません。だがしかし、できるだけ地産地消をやらないといけないという方向は変わりありません。それで、3,000食はやれなくてもその都度とれた物を使っていこうということで、既に町内産ミニトマトを使ったり、これからはピーマンとその他、大量ではないけれども口に入れるものは使っていこうという方向でございます。それにはなんせ供給者であります生産者側の体制が必要でありますので、そういった組織化を大いに期待しているところでございます。

以上であります。

○議長（中石 高男君） それでは、これより昼食のため1時30分まで本会議を休憩します。

午後0時05分休憩

午後1時28分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

上西さん。まだあったですか。答弁。

○議員（3番 上西 祐子君） 答弁が全部聞いてないんじゃないですかね。

○議長（中石 高男君） あったよ。

○議員（3番 上西 祐子君） もう終わりですかね。

○議長（中石 高男君） 一回終わってます。

○議員（3番 上西 祐子君） ないですか。じゃあ、はい。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（３番 上西 祐子君） 後期高齢者の平均保険料が町長は、これ新聞報道とちょっと違うんですが、数字を聞いたときに。宮日では年５万３,６７６円で書いてありましたけど、これはどちらが正しいのでしょうか。はい。お願いいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 先ほど町長が答弁いたしました４万８,５００円、それについては前回の課長会、県の課長会時の想定金額でありまして、今言われましたように、一番新しい想定が５万３,６７０円になっております。この想定といたしましては、各個人の所得水準とか世帯の構成等にも異なりますんで、はっきりした数字がまた年末に出る予定です。その金額で新年度予算も計上する予定になっております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（３番 上西 祐子君） それと、もう一つお尋ねいたしますけど、この今平均保険料を言われたんですけど、国保では７割減免とか５割減免とかありますよね。で、この広域の７５歳以上の人たち、そのあたりはやっぱりちゃんと勘案されて計算されるのでしょうか。

○議長（中石 高男君） 保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今言われましたように、７割、５割、２割の軽減がございます。仮に、保険料の算定手順を申し上げますと、まず被保険者——被用者の保険の被扶養者であったかどうかを調べます。それで、加入前日までに被扶養者であった場合、子の扶養者とか御主人、世帯主の扶養者等ございますね。それの方は２０年度、２１年度は均等割の半額を課税します。さらに、２０年度は４月から９月までは半年間は０円、それと残りの半年間は１割負担ということになります。だから、２０年度の保険料は均等割額から半額なので、その１割を引いて２,１００円が保険料になります。

でちなみに、あと被扶養者でなかった人、軽減措置を行うんですけれども７割軽減の方は、仮に世帯主が国民年金のみ１２０万以下であれば所得はゼロです。それと奥さんにしても年金収入が１２０万以下であったとするならば所得がゼロということで、３３万円以下なので７割軽減者となります。よって、２人それぞれ１万２,８００円の保険料になります。

それと、５割軽減者については、例に例えると、世帯主が年金収入のみ１７８万円、と奥さんが１４８万円と想定しますと、この夫婦の合計は——式がいろいろあるんですけれども、御主人が４万１,２００円、奥さんが２万１,４００円で６万２,６００円となります。

それと、２割軽減者につきましては、世帯主は年金収入のみ２０８万円とします。で、奥さんが１６３万円とすれば、この夫婦の合計が３万４,２００円——違いました。夫婦の合計が御主人が７万５,４００円、で奥さんが４万２,１００円で１１万７,５００円になります。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 保険料の算定は、初年度はそう今までの国保料と変わらないとは思いますが、いろんな軽減がありますけど、これは2年置きに国は見直すというふうなことでなっておりますので、とにかく2年置きに上がっていくのはもう目に見えているわけですが、それと1万5,000円以下の人たちは、本当はもう今までだったら保険料ほとんどかからない人なんですが、そういうその年金をもらっていないような人たちに対して保険料が払え——もちろん生活が苦しいから払えない人も出てくると思うんですが、そういうふうな人たちに、今までは国保の場合は高齢者は資格証明書とかいうのは発行しないというふうになってたんですが、今度はもう発行するというふうなことで、これは福祉の方でやっぱり手を差し伸べないと助かる命も病院にかかれずに亡くなってしまうというふうな状態も出てくると思うんですが、そこら辺、町長は広域連合でまだ決まってないからどうするかわからないと言われましたが、そういうふうな人たちにやはり福祉の心で自治体としても独自ででもやっていってほしいし、また、要求もしていいと思うんですが、そしてもう一回そのあたり答弁をお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御承知のとおり、この後期高齢者医療制度は、いよいよ来年の4月から施行されるわけですが、先ほど言われた件についてはですよ、まだこの制度が始まっていないわけですから、始まった後、状況等を十分見きわめないと、いろいろこのわからんわけでございますので、今後十分その辺につきましては、事業の推移等を見ながら考えるところは考えていかなきゃあならないと。

また、県やら国に対する要望事項も申し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひそういうふうな立場でしていいと願っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、特定健診のことにに関して、2008年度から今までの健診と違う形ですね。実施率とか指導目標達成によって調整額が、10%の調整額が何か行われると。ペナルティーを課するというふうなことなんですが、今まではがん検診とか、それから普通一般の病気の早期発見が主だったんですけど、何か今度は違う方向で、さっき生活習慣病っていうふうな形でおっしゃいましたが、その生活習慣病が今国民病になって問題はわかるんですけど、メタボリックシンドロームですか、だけに何か焦点を当てたような健診が行われるというふうなことを聞いてるんですけど、

そのあたり担当課の方、ちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今言われましたように、特定健診が4月から始まるんですけれども、健診時期とかについては今までと何ら変わりません。

それと、やはり今までの健診に対してこれからの健診とか保健指導ということで、今言われました内蔵脂肪型肥満、メタボリックシンドロームですか。そこに着眼した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診ということで変わっております。

また、特徴といたしましても、過程が重視じゃなくて結果を出す保健指導というような形になっております。

あと、そのほかにも75歳以上が後期高齢者医療制度の創設で、広域連合が市町村の国保に健診を委託するというような形になっております。

それとまた、三股町民で国保外の方は健診、保健指導の機会がなくなるという心配があると思いますけれども、なくなるのではなく、その人が加入している医療保険者に健診保険者等の実施が義務づけてありますので御心配は要らないと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今までの健診は変わらないというふうなことで、この上に保健指導、栄養指導をするというふうな答弁ですが、そうすると今、保健師さんたち、それから栄養士さんたちは、町では4名ですかねいらっしゃるの。新たにそういうふうな保健指導とかがなっていくと、この結果が悪ければ保健、調整金が来ないというふうなことになる、やはりその人たち、その保健師さんたちも責任を感じると思うんですが、そのあたり。

それと、業務がものすごくふえてくると思うんですけど、その4名で足りていくのか。人的あれがですね。指導が。そのあたりちょっと気がかりなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今言われましたように、特定健診及び特定保健指導の目標値を達成できない場合は、平成25年度から後期高齢者支援金の加算・減算が始まるということです。

だから、今言われましたように、保健師、栄養士とか今言われましたとおりなんですけれども、そこについてはまだ、内容についてもはっきりしてないんで、極力増員については検討してまいりたいと思います。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 本町の場合は病院の看護師さんたちをされてた方がいらっしゃるわけで、そういう人たちを保健指導ぐらい、保健指導が何か事務に移ってもまだ5年以内はそう

いう業務にも携わることができるというふうなことを聞いておるものですから、そこらあたりやはり保健師さんをふやすような方向で人事の方を考えて、検討していただくようなことは考えていらっしゃるんですか、町長。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、この保健事業というのは今後ますます多くなるというふうに考えております。そういうことから住民サービスを低下しないように、そのような手薄な面につきましては増員の検討もしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひそのようにして行ってほしいなあと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、県に対して、やはり広域連合の独自の減免制度と、それと健診に対する補助金を、やはり75歳以上はその広域連合で保健、健診っていうふうな形になれば保険料にはね返るわけですから、そのあたりぜひ健診に対する補助金も支出するように要請して行ってほしいなあというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、農業問題ですが、今宮ノ原ですか、かんがい施設が平成21年ですかね、何かなるというふうなことを聞きましたが、国が930億円の事業、県が417億円の事業で、町は全部で幾ら負担金額払うようになるのか。担当課長、よろしくお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） この畑地かんがい事業につきましては、町長の答弁でございましたように国営事業分、そして県営事業分があるわけなんですけれども、国営事業分につきましては930億ということで、それはダムとダム以外ということで分かれておりまして、先ほど答弁がありましたように、本町としては2億6,700万、2億6,700万が現在のところ負担割合ということでございます。

そして、市町負担が35億円ですから、三股町が2億6,700万、それ以外については都城市が支払うという形になっております。

ですから、これは事業が現在のところ平成21年度で国営事業が完了する予定でございまして、完了後ということになります。

そして、県営事業につきましては同じように、先ほど答弁がありましたように、その年度ごとに県営事業の事業費が確定します。といいますのは宮ノ原につきましては平成21年で終了するわけなんですけれども、大体平準っていいですか通年ベースでいきますと約2,000万ぐらい

の事業費で事業を行うとなると——２億円ですね。２億円ベースととなりますとその１８．３％が町の負担というような形で、毎年負担割合を予算化しまして支払っていくというようなことになっております。

本町の場合、ただ宮之原がまだ１カ所だけ県営事業に着手してるという状況でございます。そして、２１年度から今度高才第２地区、これは餅原の方面でございますけれども、そちらの方を２１年度から２６年度まで予定して県営事業に着手したいというところで現在事業を進めています。

それ以外に、あと高才第３区、それから蓼池の方のちょうど市場がございます。そちらの方面。それから田上の方面。田上のちょうど山之口の県道がつながっておりますけど、あの周辺。そして高才。あるですね今大悟病院がございますけど、あの地域と。それと、あと宮ノ原の第２地区ということで、今現在第１をやってますけれども、その南の方面。これが今後進めていくということで、まだ今のところ宮ノ原第１と高才第２をターゲットにしながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（３番 上西 祐子君） いろんな地域をやるっていうふうなことで、この畑かん事業に関しての町の総負担額ですね、大体どれぐらいを見通しされていらっしゃるのか。

それと、先ほど質問でお聞きしましたが、水を必要としておる作物ですね。どういうものがあるのか。それから、利用対象農家数とか面積とか。そこら辺がまだ聞いてないんですが、その全部の総事業費ですね、そこら辺、何年計画でどれぐらいと考えていらっしゃるのかお聞かせ願います。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） これも国営の方は２１年で終わるわけなんですけれども、県営事業っていうのもやはり県が負担するわけですから、この事業費が先ほどありましたように総事業費は４２０億５，６００万という……。

○議員（３番 上西 祐子君） ４２０。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） ４２０億５，６００万ですね。全部で４５地区ございます。

○議員（３番 上西 祐子君） ４５地区。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） はい。そして、現在着手しているのが１０カ所でございます。

ですから、あと３５カ所がこれからというようなことでございますので、ですから県の方がどれだけの予算をつけるか。これによってこれからの事業の進捗が決まっていくということになります。

ただ、県の方の目標としましても平成35年度までにはすべての事業を完了したいと、いうような計画で今進めています。

それで、それぞれの事業費が一応あるわけなんですけれども、ちょっと計算しないとちょっと出てきませんので、数字を申し上げますので、ですからあとはその18.3%を足していただければいいと思います。

宮ノ原第1が8億6,000万を考えています。

○議員（3番 上西 祐子君） 宮ノ原が8億6,000万。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） はい。高才第2が3億7,000万。それから宮ノ原第2が3億4,000万。

あと数字が変わってきますので、ですから1,000万単位はちょっと省きます。

○議員（3番 上西 祐子君） はい。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） それから、高才第1が3,200万、高才第3が2,300万、それから蓼池の方ですが前方第3が6,900万っていうことであります。

それから、水を使う作物という御質問ですけれども、作物はすべて水が必要なんですね。もう御存じのとおり作物の7割か8割は水分ですから、ですから水を供給しないといけないというところでございます。

ただ、6カ所の展示圃がございまして、ていうのは水を使う——同じ作物に水を使う物と、水を使った場合と使わない場合、それで実証試験をします。それで発芽率、それから生育状況、そしてまた、収穫量、そのあたりを見て大変水が重要な部分を占めとるということで実証実験をやっています。

18年度の実績で申し上げますと、グリーンアスパラガス、ハウレンソウ、フジ早生芋、それから加工用のカンショですね、それからゴーヤ、ニンジン、ホウズキ、こういうものをやっています。三股町の場合は藍の生産者がございます。染料の藍ですね。藍。それとあと、フジ早生芋、フジの早生芋ですね。それとゴマですね。こちらの生育状況の実験をしております。

ですから、ここにもあるんですけれども、加工用カンショで一応このかん水をやったときの生育結果でございすけれども、まずカンショにつきましては、やはり最初植えつけたとき、そのときに水がないと結構枯れるんですね。ですから、そのときにスプリンクラーで水をまくということで、発芽率が大変よくなりまして、そのときは水をやらないところでは8%ほど枯れたと。しかし、水をやったところでは2%で枯れるのが抑えられたということ。

それからまた——それと収穫量ですけれども、かん水地区では10アール当たり約3.7トンと、3,720キロ、未かん水地区では3,220キロということで、かん水地区の方が、水をやった方が14.8%の量が確保できたというような試験結果が18年度ですけれども。そういう

ふうに必要な実証試験をしながら皆さん方にこの水の必要性を訴えていくと、いうように考えています。

そして、三股町は受益地区は320ヘクタール。

○議員（3番 上西 祐子君） 320ヘクタール。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 全部で3,966ヘクタールございます。受益地区はですね。

三股町は320ヘクタール。そして受益戸数は——受益戸数は、これも都城土地改良区の設立認可申請をしましたので、そちらの方の3条資格者の数字で申し上げますと9,283戸。

○議員（3番 上西 祐子君） 9,300。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 9,283戸。これが土地改良区を立ち上げるときに、必要なそういう資格者から同意をとるためのその資格者、3条資格者と言いますけれども9,283戸。三股町は792戸でございます。よろしいですか。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この前、四、五日前ですかね、川南の畑地かんがいのことがニュースでやってて、お金を何百億とかける割にはその同意者も少ないと。で、担い手不足で高齢化してると。そういうふうないつやめるかわからないというふうな感じで、いうニュースがあったんですが、本町の場合もやはり60代以上の農家っていうのがほとんど半数以上だと思うんですが、ここかんがいは水が出て、本当助かる人もいるわけですが、こう大きい農家じゃないと引き合わないというふうな感じを私たち受けるんですよ。

だから、そのあたり費用対効果っていうんですか、そのあたりを本当にどうなのかなあと。国の言いなりに農政を進めて、土木工事中心の工事よりもですよ、価格、そのお金を価格保証に振り向けていくような、独自の農業政策はできないものなのか。そのあたりどう考えていらっしゃるのか。町長、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いよいよ平成21年からですか、通水するわけでございますが、今度はその水をどのように利用するか、有効利用するかということが課題になるわけでございます。

そういうことでこの営農指導、営農体制というものを確立して、どういう作物を植えたらいいいのか、その辺のことが非常に重要な鍵を握っているわけでございますんで、営農指導について今後JA、農協あたりと十分連携をとりながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（３番 上西 祐子君） 水もただじゃないわけですが、本当に１反当たり２，５００円ですか、水の使用料。そういうのと１反だけのその作物では採算はとれないと思うんですが、大体各集落で平均、町で言えば営農集落になったときにどれぐらい平均の広さで。そして、カンショとかお茶とかそういうふうなのが主になると思うんですが、そのあたりいろいろ採算ベースとかも考えて指導しないといけないんですが、そこら辺、町としてはどういうふうなこの指導をされているのか。作物選定に当たってですね。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 町の方では、ことしの７月に農業振興地域整備計画というのを作成いたしました。その中でこれは農振、農業農振地域、要するに土地利用を中心にしたところの、これからの三股町の農業のあり方、進め方を取り扱った計画書がございますけれども、その中で議論したのが、やはりこれからの認定農業者の本町での所得水準、労働時間、そして経営形態、どうあるべきかというところでございます。

その中で、本町もこの盆地等の中の形態と似たりよったりなんですけれども、畜産を中心にして、あと米、それから野菜生産、そのあたりの複合経営が主体になっておりますけれども、それ以外にもそれぞれ畜産関係の専業農家もがございます。全部で２０形態ぐらいの営農類型をつくりまして、例えば酪農専業あるいは肥育専業、あるいは和牛繁殖とあと施設野菜とか、あるいは茶専業、プラス米とか、いろいろな経営形態がございます。

そういう中で、それぞれサラリーマンに近い所得を確保する、労働に確保するためにはどういう形態でなければならないかっていうのを、先ほど言いました２０類型ぐらいに分かれまして、それに基づいたところで営農指導していきたいと、そういうふうな形態に近づける、またそういう所得水準に近づける努力をしたいということでございまして、また、どの作物をするかというのはまた農家の意向等も踏まえながら、そして現在進めています畑地かんがい事業で実証された作物も含めて、相談しながらやっていきたいというふうに考えています。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（３番 上西 祐子君） 私の聞くとところによると、もう今この蛇口が取りつけてあるところもあって、水を使わない農家の方が耕運機を動かすのに邪魔だというふうな人もいらっしゃると聞きました。

やはり今の農業、そういうふうには莫大なお金をかけてするっていうふうなことも、そりゃあ企業なんかが進出してくる分にはそういうふうなことも必要だと思うんですが、やはり私なんかは直売所を早くつくって、小さなだれでもが、小さい農家を中心になって、年取っても野菜ぐらいはつくれるよと、そういうその商品が、作物が少なくても、持っていけばそこで販売してくれる。そういうふうな形がやはり、そういうふうな形もとっていかないと、やはり大きな農家だけが生

き残るような農業じゃ、地元は疲弊していくんじゃないかなあというふうに考えているんですが、そのあたりの指導とかいうふうなのは、先ほど言いました地産地消なんですけど、何かされていらっしゃるんでしょか。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 御存じのとおり、平成21年度の――平成20年度の重点施策の中に産業会館というのがお話がありましたけれども、産業会館というのは本町の情報発信をして、そしてまた、三股町の物産等の取り扱いをする。ですから、商工・農業、これが一体的に参加できるような場というふうに考えてるわけなんですけども。

そういう中で、やはりその産業会館の中に集まる商品をやはり魅力あるものにするためには、今言われたとおりですね。大手農家っていうのは結構契約栽培っていうような形で、どちらかというと農協系と商社系とに持っていけますので、ですから小さな農家の方々が家庭菜園的なものを含めたところの商品開発、またそういうところでの無農薬とか低農薬、安心・安全、そういうそして、地産地消、そういうようなものを含めたところをやっていききたいなということで、今商工会を中心に朝市、よかもん市というのをやっています。そういう中に今声をかけながら、できるだけ我々が知らないところを含めて、いろんな小さな農家の方々がいますか、実際家庭的にやってらっしゃるところに声をかけるような努力を今積み重ねながら、21年度の開館に向けてつなげていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この前11月に、長崎県の西海市っていうところに給食、地産地消をしているところに視察に行ったんですが、後で指宿議員の方から報告もあると思うんですが、やはりちっさな農家が、買ってくれるところがあればつくるわけだから、やはりそういうその西海市の大瀬戸町っていうところも最初は二、三人の農家の作物だったのが、もう今100人ぐらいの農家の人たちが直売所に野菜を持って行って、でその直売所から給食センターが買うというふうな形で、そしておじいちゃんおばあちゃんたちもすごく元気になって喜んでいらっしゃるというふうな報告聞いたんですが、やはりこれからの農業のあり方っていうのは、そういう直売所で多品目ですか、そういうふうな形でのことをやっぱり率先して、そこも産業振興課と直売所の職員とそれから給食センターの栄養士さんと三者がうまくチームワークつくってやってるっていうふうなことをおっしゃってましたが、今からはやはり低農薬、それから有機、無農薬。無農薬はなかなか厳しいんですが減農薬ぐらいでですね。やはりボカシをつかった肥料とかで、そういう指導をしたりしていく必要があるんじゃないかなあ。それとか堆肥センターもつくる必要もあるんじゃないかなあっていうふうなことを思っているんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 最後の方の堆肥センターの件からお答えいたしますと、堆肥センターっていうのは大変コストがかかって、運営費を賄うのに大変厳しいっていうようなことで、単独でやるのはなかなかっていうような先進地視察の結果がありますので、結果でそういうふう認識しまして、今回この宮ノ原第1の方も、約3億から4億の町一円の堆肥センターをつくらうという当初の計画でございましたけれども、これをもうそれはやめると。

と言いますのは16年度に家畜排泄法の改正っていうことで——改正っていいですか、改正で罰則強化ございました。ですから、早急に畜産農家の堆肥舎をつくるということで、現在宮ノ原の方面を含めて各地域に堆肥舎ができております。

ですから、本町の場合、今のところそういう各個別的な堆肥舎で対応ができると。ですから、そういう堆肥を十分完熟しまして、そういうものを使ったところでの取り組み、野菜栽培含めてやっていきたいというふうに考えてますので、堆肥センターっていうのは、今のところ、つくるのであれば都城この管内でつくってほしいなというふうに考えているところでございます。

ですから、あとそういう消費、少量多品目ですね、そういう形での取り組み等含めて、先ほど教育長からありましたけれども、生産、給食センターの方で取り組むためにはやはり生産者側の体制整備というのがございましたので、やはりそういうところをこの産業会館をきっかけにしながら体制整備を含めて、そういう地産地消につなげるように、学校給食でも取り上げられるような方向での取り組みも検討したいというふうに考えてます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、今その農業者が高齢化になってると。で、跡継ぎの問題ですね。そこら辺は何か特別にやってらっしゃることはあるんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 後継者の育成関係ですけれども、一応後継者につきましては産業振興課、それと普及センター、そして農協ですね。それぞれ窓口を設けておりまして、一応普及センターの方で取りまとめて、そういう人たちの相談等を受けながら農業後継者としての育成を図っていきたいというような、まず窓口関係についてはそのように考えています。

そしてまた、町の方では農業に従事されたら御存じのSAP活動ですね。そちらの方のSAP会員になっていただきまして、できるだけ基礎的な学習含めての、そしてまた友達づくり、そしてまた花嫁の問題とかいろいろございますので、そのような学習活動を含めて、後継者としての基礎的な知識を養っていただくというような後継者育成への取り組みですね。

それとまた、中核農家とか認定農業者等、そういう組織にも参加していただきましていろいろ知識向上を図るというような取り組み等もやっているところです。

それから、あとは……、まあそういうところでしょうか。（笑声）

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 新規就農者が農業、あと継ぐっていうふうなときの就農支援手当、それは今のところはないんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 町としては独自でやっておりませんが、一応就農されるときにいろんな資金関係で応援はしておりますね。要するにいろんな有利子関係のときも県費、町費、利子、助成っていうふうな形での取り組み等しております。

先ほちょっと考えておって忘れたものは、そうそういう後継者なんか育成できるようなのはやはりこう、農業がやはりサラリーマン並みにやはり土日休めるとか、いろんな、家畜養うともう年中そちらに追われていきますので、そういう意味合いでヘルパー制度ですね、要するに病気になったりあるいは旅行に行きたいときにはそういうふうに、そういうヘルパーの方が応援に来る。そういう体制等と農業者が、後継者が成長できるような環境をつくりたいというようなことで、一つの取り組みとしてやっておるところでございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） もう一つ、ちょっと質問とちょっと外れるかもわからないんですが、その農業者の軽油ですか、油。油の申請すると免除がありますよね。1リットルにつき引取税が32.1円で、ドラム缶1本200リットルに対して申請をすると金券、6,420円金券がもらえるというふうな制度があって、山田町の農家の人たち、そういうふうなことを呼びかけてやってらっしゃるんです。ということを聞いたんですが、やはりそういうふうな制度も農家で軽油、農機具に軽油をたくさん使う人たちに対して、やはりそういうことも知らせることが大事じゃあないかなと思うんですが、町としてはそこら辺は。まあ皆さん御存じなのかどうか、最後にお聞きします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） コンバインとトラクター、道路走らなければ道路特定財源の財源でございます揮発油税は払う必要がありませんので免税になっておるところでございますので、そういうふうなところを農家の方にも、特にそういう機械等、大型機械ですね。そういうところでその農作業料金等で一応生計をたてていらっしゃる方々もいらっしゃいますので、そういうところには大いに啓発していきたいと。また、そういうふうなお話も、大変原油が高くなりましたので話題にさせていただきたいなというふうに考えています。

○議員（3番 上西 祐子君） 以上で終わります。

○議長（中石 高男君） では、発言順位4番、指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておりました4つの案件についてお聞きをいたしたいと思っております。

本町の施設ですが、第3日曜日を休館という形で条例例規集載ってるわけですけども、その理由、理由をちょっと教えてほしいなあというふうに思っております。少し使い勝手が悪いので、そこら辺をよろしくをお願いをしたいと思っております。

いろんなイベントをするに当たって、いろんなところから人が来るということになると駐車場がまず問題になります。ほかの施設を使っているその日に、その日にイベントを行うということになると駐車場の確保が大変難しいということから、例えばその休みを第3日曜日じゃとれないという形のなかでいうと、使うときに大変難しくなるということから、この今から先見直す考えがあるかないかちゅうこともひっくるめてをお願いをいたしたいと思います。

2番目に、表彰制度ですが、現在、この前、陸上ですか巢立さんが全国1位になりました。大変おめでたいことだというふうに思いますし、そんなに頻繁に毎年毎年ということは、ちょっと考えられんのかなあ。ここ二、三年ですね、その前が剣道が出ましたし、ということではあるんですけども、この表彰、1年間表彰しますよという形ではなくて、もっとほかの形が少し考えられんのかなあという。例えば、学校、中学校ということをとると、正面玄関に、入り口のところに、全国大会出場記念植樹みたいなのがしてあるんですけども、全国大会の出場で記念植樹されたらあそこもう森になっちゃうというふうに思いますので、せめて優勝したときとか、何かのことを考えてもらえないのかなということをはひっくるめてお願いをします。

3番目に、公募債ですが、三股町の町民、住民が三股町に関心を持っていただくということから、三股町の住民に限って特定の、こういうものに使いますよという形の中で公募債。これそんなに珍しいことではなくて、全国見るといっぱいやってるようですから、そこら辺は論議されていないのかどうかということをお願いをしたいと思っております。

最後に、情報公開ですが、ここに持ってきました。もうここにおらっしゃる人はだれも持ちちゃらんと。だれも持ってらっしゃいません。

町長は、条例例規集は多分インターネット——イントラネットか、で見られてるんだろと思いますが、この後ろにいる議員さんだれ1人例規集持ってないんですね。持ってません。で、条例改正をされるわけですよ。これ大変な問題だというふうに思うんですよ。

この情報公開の中で、いろんなものを情報公開、条例までつくってやってんのになら例規集ですら持たせんで条例改正をやるという大変な問題をはらんでいる。まだかまだかと言ってもどんどん伸びていくだけのようですが、それについての町長の御所見をお願いをいたしまして、最初、全体の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の町有施設の管理について。休館日の設定についてということでございますか、これは所管の教育委員会の方をお願いを申し上げたいと存じます。（発言する者あり）

2番目の表彰制度について。後世に残すための制度充実についてということでございますが、本町の表彰者の中におきましても、特に最近、中学生をはじめとする若者が大変活躍をされております。そういうことで輝かしい成績を残して、三股町の名を全国に広め、町民の名誉となる事案が多くなっていることはまことに喜ばしいことでございます。

この輝かしい成績が後世に残るものとしては、表彰状や優勝旗、トロフィー等であると考えております。学校に石碑を建てる方法もあるかと思いますが、石碑の設置については後援会等の取り組みが考えられるところでございます。

なお、町表彰条例に基づく表彰者については、名簿の充実を図り、広く町民の目に触れる形で保存できないかということで検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、ミニ公募債についてでございます。近年、財政投融资制度改革が実施され、地方分権改革が推進される中で、地方債をめぐる状況が大きく変化をいたしてきております。地方債計画では財政融資資金や郵政公社資金などの公的資金が縮減され、民間資金による資金調達が年々推進されるようになってまいりました。

平成19年度の地方債計画については、公的資金の割合は37.0%でございまして、民間資金の割合は63.0%と公的資金を上回っております。民間資金のうち市場公募による資金調達が全体の27.2%を占めるようになってきております。

市場公募債の一つといたしましてミニ公募債を活用する自治体が年々増加しつつございます。県内では宮崎市のアイビースタジアム建設事業を対象としたアイビー債が記憶にあるところでございます。

このミニ公募債は、地域住民が事業を実施するための資金を提供することを通して、行政への関心が高まる、いわば住民参加型の起債事業で、また、その資金調達手段の多様化が図られるなどの効果が期待されるものでございます。

このミニ公募債の発行に当たっては明確な発行目的や対象事業を提示することが重要であり、基本的に住民にとってわかりやすく、積極的に行政参加を求めるのにふさわしい事業を選定することを、起債目的に共感を得られることが事業を成功させる大きな要因であるというふうに考えています。

また、ミニ公募債は継続的に取り組むことが望ましく、引き受ける金融機関等にとって、継続

されることによって初期投資のコスト、中・長期的に平準化することができ、また、発行する自治体にとっても手数料など調達コストの軽減につながるものでございます。

比較的規模の小さい本町のような場合は、発行総額が小さ過ぎると多くの住民の参加が期待できない恐れや、発行コストが割高になるなど、発行ロットの確保が問題でございます。

このようなことから、今後、実務的に発行や公募の方法、設定条件など調査を行い、本町の事業の実施計画等に照らして、公募債の継続性や年次的発行総額確保の可能性、利回り等のメリットや発行効果など、資金調達手段の選択肢として今後検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、情報公開について、インターネットの充実についてということでございます。

本町のホームページの情報につきましては、充実に向けて取り組んでいるところでございますが、未熟な部分が多いことから今後の充実が望まれるところでございます。

今後、当面の取り組みといたしまして、町民へのお知らせ的なものについては随時更新に努める。歴史や観光情報などの情報の充実、また高齢者福祉に関する情報の充実、例規集の公開等を中心に検討中でございまして、今後も住民への情報公開に向けて取り組んでみたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（中石 高男君） これより2時45分まで本会議を休憩します。

○議員（1番 指宿 秋廣君） まだ答えが残っちゃうが。

○議長（中石 高男君） あっ、教育長。先ですか。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1問目はしてないじゃない。

○議長（中石 高男君） 教育長。（「はい。いいですか」と呼ぶ者あり）——教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、休館日の設定についての質問ですが、教育委員会で管理または貸し出しを行っております町体育館、そして武道体育館、中央テニスコート等の体育施設及び第2地区交流プラザ、第6地区分館等の体育スペースを備えた施設については、休館日がそれぞれの会議規則の中で毎月第3日曜日ということで規定しております。

休館日の趣旨は、第3日曜日というのは家庭の日でございます。家庭での親子の触れ合いを促進しようということが第3日曜日を休館日にしているところであります。家庭の日のあり方、親子の触れ合いの方法については一緒にスポーツをするということも考えますと、体育館ですから第3日曜日でもいいじゃないかということもありますが、ただ、きのうの新聞にも出ておりましたが、スポーツ少年団活動あたりの加熱が非常にこう叫ばれている今日であります。そういうことを考えますと、第3日曜日の体育館の開放については、そう、やすやすと開放するに踏み切ることは好ましいのではないと、いうふうに考えているところでございます。中学校の部活動もも

ちろん体育館を使っておりますから、そういう意味では月に1回は休館日を設けるということで進めていきたいというふうに考えております。17年度までは第1火曜日と第3日曜日を休館日にしとったわけでありまして。第1火曜日だけは、それじゃあ余りにも多すぎるだろうということで、第3日曜日だけを月1回の休館日にしております。

今後十分検討していきますけども、ただ、私たちの考えとしては月1回の休館日は持ちたい。そして、管理人も3人をお願いしておりますが、この方も、休み、一緒に休まれる日はないわけですから、そういうことも頭に入れながら進める必要はあろうというふうに思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） それでは、これより2時40分まで本会議を休憩します。

午後2時29分休憩

午後2時41分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） まず最初のものですが、今教育長が答えられましたけども、私は教育委員会施設というふうに書いたつもりはなくて、町長と言ったつもりなんで、教育委員会所管だけではなくて町有施設はまだいっぱいあるわけですよ。例えば殿岡もありますね。いろんな施設施設が町有施設とすればあるわけで、どれを見ても第3日曜日は休みとこう書いてあるわけですよ。書いてあります。

明解なものは家庭の日だという答弁でしたけれども、何か、調べると何か夕食は感動と言うらしいんですが、ともに遊ぶ「共遊」から始まって、5つのものが家庭の日の用の共通用語になっているんだそうです。汗をかくとかいうのもあります。「共汗」運動。それから会話をしよう、話をしようとするね。家庭の日というのは休館日にして家庭の日になるのではなくて、そんなこと言ったら都城市が貸してるのは家庭の日をつくらんでいいちゅう話だというふうになりますので、都城市は貸し出しをしております。県だって貸し出しはしていますね。原則だけで。いろんなイベントのときにはやっぱそういうことをしないと、例えばプロ野球がキャンプしたら第3日曜日やから貸さんぞて、休みやぞってということにはならないわけですよ。原則ということを広義的に解釈して今から先やるという、町の施設もすべてですけれども、そこら辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 質問の内容が休館日と言われましたので、館をとらえることの設定として質問事項に答えたんですが、第3日曜日を休館日としていることは原則であります。ただし、

大きなイベントが入ったときにはその限りでないというのはもう条例にうたっていることですが、ただ、原則は原則として私は守っていかないといけないと思っておりますので、むやみにちょっとした大会があるので、ちょっとした大会と言ったらおかしいですけども、それではいいですよということではいけないと思います。それはあくまで大きな大会、それは私たちの方でまた考えていくといたしますけども、そこあたりの大会を見ながら、そのときは特別に貸し出すということはあるでしょうというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） くだいようですけども、原則にしておいて、例えばその日にイベントで、小さなやつでもやってくださいよと。そうすることによってほかの施設が休みなわけで、例えばそこが控室になったり駐車場になったりっていろんなことができるわけですね、すべてをそのイベントじゃない日も開けということを今話しているんじゃないんですが、すべてについての考え方というのを少し整理をしてもらって、小さくてもイベントはこの日にした方がいいんじゃないですかと、で、そうすることによって、スポ少がどうなるのかわかりませんけども、話是可以でしょうし、ましてやあるときには施設の無料開放を宮崎市もやってるようですが、そういうこともやるということを踏まえてお願いをしたいというふうに思っております。これについては、また後でよろしくをお願いをしたいと思います。

次に行きます。表彰制度ですが、町長の今の答弁の中で、後援会等々と言われましたけれども、公の施設に後援会がやったらもう収拾つかないというふうに思ったわけです。

それで、碑文みたいなのにして１行ずつ書き足せばすべてが網羅できる。例えば全国１位だけ書きますよと。この前で言えば陸上８００メートル優勝巢立美樹ですかね。で、何分何秒ってこう入れることだけでこと足りるんじゃないのかなと。

先ほどあったように、後援会がやると五十市ですかね。体育館の横に墓石みたいに立ってます。そんなことをやりだしたら大変なことになるというふうに思うわけですよ。かえって。例えば一般の人であればこの場所に作っちゃいて、ここにこう入れていく。そうすることによって、ほんの１０センチないでしょうから１センチぐらいの幅でずうっとでき上がっていくと。

たら、将来、自分は、もしくは自分のじいちゃん、ばあちゃんはどういうことがあったんやなあって、ようするになりますし、後から続く人たちが、ああこういうことがあったら俺たちも頑張ろうかっていうことになるかもしれません。

参加記念で——くだいようですが話を、例えば中学校の校庭にしたら、それは私も弓道教えますけども、２回連続全国大会行きました。それで記念植樹をやった日には大変なことになると。例えば記念碑を入れたら大変なことになる。いうことから、あえて行政の方でそれをつくっておいてそこに入れて上げるというほうが、ほかのものはだめよというふうにした方がかえって収拾

がつくと。

九州一であれば、例えばインターネットに過去の栄光とかいう形のコーナーをつくってもらってこうやっていくとかですね、そういうことをこうやるという方がかえってきれいに整理できていいのではないのかな。学生、それから一般分けて、場所は違ってでもいいわけですから、そういうことを再度お聞きしますけども、町の方でそういうのを率先してやるということはお考えになりますか。お願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町には今までそういう例はないわけですが、アイデアとしては素晴らしい御提言というようなことでございます。そういうことで、これにつきましては十分検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） くだいようですけども、後援会に丸投げだけはやめてほしいと思います。私を後援会、すぐ後援会いって、すぐやらせるということになりかねません。

ですから、後援会で——今度も駅伝ですか、全国大会行きました。ただみんなおるからちゅうて植樹やるっていうことになったら收拾つかなくなるというふうに思うんですよ。だからそういうふうなものさせない。そのかわりにつくって、全国制覇したところだけはきれいに書いていくというふうにした方が学校の美観上もいいのではないのかなあ。記念植樹したらなかなか切れませんよ。なかなか切れない。だけど木はどんどん大きくなる。そういうことを考えて、もう一回町長の方で前向きな、今から先やるとしてもそんなに経費的にかかるというふうでもないと思いますので、イメージとすれば沖縄にある平和の碑ですか、いう１行書いてあるだけですね。あれ戦没者ですから例としては悪いのかもしれませんが、そういうふうに書いてタイムがあって、全国制覇したとかいう感じでこう、碑文として並べるというふうなイメージを持ってるわけですけども、再度お願いをいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど、申し上げましたとおり、これにつきましては十分行政として、考えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 押し問答でしょうから、また検討された結果を３月の議会にでも教えていただけるとありがたいと思っております。

マンモス校ですので、全国大会に今から先行くというのはいっぱい考えられます。その中でど

うやって制約かけるのかということも踏まえた上でしてほしいと思いますし、これは学校だけではなくて、一般の人が全国1位になったとか、そういうことも想定してもらって、一般の人の場合だったらどうするかとかいうのもひっくるめて考えてほしいと思います。

さて、次行きます。公募債ですけれども、インターネットをちょろちょろっと見てみましたら、ニュースの言葉、ミニ公募債とか出て、これで見ると、これ宇土市ですけども、年1.6%利回り。今、市中で1.6%の利子が確定されているっちゃうのは多分ないんじゃないのかなあと思うんですね。で、1人上限があります。200万。口数があります。10万円。5年です。というふうにも書いてあるわけですね。で、これはこれに使いますよという形の中で、これは市ですから少し大きいのかも知れませんが、宇土市の場合で言うと2億円。年間ですね。というふうな形の中で公募をかける。そうすると完売、完売なんですよ。10万円単位ですから、ちょっと三股町に興味を持とうと思う人は、寄附するわけではないんで、利子つけて5年後には返すわけですから、町としてもそんなに、どうせ——どうせ返すってたらおかしいですかね。借りる場所が違う。要するに公的なところじゃなくて市中からっていうことになるわけですけども、借金を起こす、債務——起こすとなればそういうことを考え、引き受け機関もそりゃあ必要でしょうけれども、考えて、コストが高くなるんでって、言われましたので、いかほどどう高くなるのかを教えてくださいと思います。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 具体的な数値についてはまだ把握をしていないんですが、考え方として高くなるというのは、やはり小さい自治体はその金額によって、このミニ公募債に取り組むとなると、これを引き受ける金融機関と申しますか、そういったところでそういったシステムの構築とかそういったものが必要になってくると思います。そうした場合に、小さい金額だけでその手数料なりいろんな発行するための収益を上げるっていうことは非常に難しいんじゃないかなあということを考えております。

ですから、先ほど町長が申しましたように、継続的にやっていくとかですね、継続的にやっていくことによって初期の投資コストが継続的に続くわけですから、それによってコストが軽減されるという方法はあると思います。

それと、あとは他の自治体と共同発行をするといったような形もその中に、コストの軽減にはつながっていくのではないかと。ですから、周りの、例えば都城市と一緒にあって、三股町はこういった事業について公募債発行しますと。都城市はこの事業について発行しますと。総額では何億か大きい金額になるから、その分についてのコストを軽減しながら、しかも利用される住民の方には、低利の——低利っていいですか銀行利息よりも高い形で還元ができるんじゃないかというふうに考えてますので、そういった条件等がそろえば非常に有効な手段かなあというふうに

は考えているところです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） もちろん継続的にしないと単発じゃあこれどうもならんわけですし、継続的にやるんですけれども、しかし事業の継続ではなくても、今年はこれに使う今年はこれに使うということですから、この事業に永遠に使うからということではないわけであって、三股町は割と公債比率等々いいってなると市中の金利等は高くなるということも踏まえて、こういう感じで持ってるんですよ。自治体を見るといっぱい出てます。公募債について調べると、もう締め切りましたがほとんどです。売り出したらすぐ完売。で、これのいいところはそこの自治体の人しか売らないんですよ。どっこ——要するに今財政の方で答えがあったのは、都城市と組んだら都城市の人も買うということになるから、そうではなくて三股町が売のを三股町民に買っていただくということなんですよ。そうすると銀行に預けているよりも５年間寝かせないかんけれども、５年定期と思えば、これについて応分の利子をおつけしてお返しするということですから、三股町としても手数料をひくくめてこの利子以上のものを払わなくてはいけませんけれども、しかし、ほかから借りるよりもお互いに参加意識が出、建設コストの話も出てくるかもしれませんし、運営の話も出てくるかもしれませんけれども、そういう目線から言うと、このミニ公募債ですね、ただ検討するということではなくて、なら、いかほどどうなるのかな。考えながら、これを取り組んだ場合には三股町が幾らぐらい普通に借りたときよりも高くつくと、だからこれをやりますかっていう論議をしてほしいと思いますので、そんなにきょう答えをということよりも、これも先ほどと同じように、こんげな検討したらこういうふうになりますよという資料的な提示もお願いしたいと思います。再度、答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 先ほど町長が申し上げましたように、実務的に取り組んでいこうと、そして検討していこうということを今、ここで答弁を町長がしたところでございます。

先ほど質問がありましたように、今後こういった事業、事業対象とは何なのか。例えば、来年度の優先施策で出てます産業会館とかありますよね。こういったものは非常に住民にとって注目をするような事業だというふうに考えます。そういった場合にそれに対して自分たちも投資していこうかというようなものが生まれてくれば、そこに事業をやる効果というのは非常に高いんじゃないかと思いますので、そういった具体的なものを提示しながら、いろんなその実現に向けての具体的な取り組みの検討をしていくと。その可能性があるのかないのかですね、そういったことも含めて具体的にいろんな取り引き機関とも話を進めながら、その結果でできるのかできないのか、そういったところを今後やっていきたいという意味の検討でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 検討ということですから、ですが先ほど言った宇土市でいうと、「今回の宇土市民債は、市の道路及び公共施設のバリアフリー化整備事業リニューアルの財源の一部に充当するための発行です。」とこういうふうになってるんですね。要するに少しオブラートにこう包んであります。ですから、これってということではなくて、こういうことに使いますよっていうふうになってるわけですから、それを町民に還元をするということからいうと大変興味を持っていただく、なおかつ利子までつけて返すという意味ですから、そういうことで検討するならその方向で検討をお願いをしたいと思います。

最後になりました。情報公開について町長の答弁は次のところが、今後検討しますというふうになったんですが、この例規集の話ですね。町長、町長は今自分の町長室で例規集を頻繁に開かれますか。ちょっとお聞きします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 必要に応じて例規集を開いております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） それでは、ここに、これは町のホームページの鑑ですね。これは都城市のホームページの鑑です。都城市は見開き２つですよ。その中に、ここにわかるように色つけてみましたが、「都城市例規集」と載ってるんですね。

で、三股町もやろうと思えばあしたからでもできそうな感じなんです。何でか。町長は今、自分の町長室で必要に応じて見てますとおっしゃった。と議員は、見ようと思ったらどうすればいいのか教えてください。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 現在、本町のこのホームページは、三股町の御案内から観光、イベント、それからお知らせ、暮らしの情報、施設の御案内、さらにはもしものとき、国保と年金、町税、それから議会・選挙、それからリンク集、そして広報も。そして言われるとおり例規集の何がまだされてないというようなことでございます。これについては主管課と十分協議しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） ちょっと待ってくださいよ。町長は町長室でインターネットに類する庁内インターネットのイントラネットで見えてらっしゃるんですよ。ですがね、見たっちゃ

ったですがね。すると、いつでも、今クローズになっているイントラネットにインターネットに変えるだけで済むとですよ。済むんですよ。それを、これ私は議会に行き借りてきました。これ、差し替えは、最後は15年の11月現在ですよ、これ。と町長はそうだと。議員はどうして調べたらいいんですかって聞いてるんですから答えてください。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これについては私の方でお答えさせていただきたいと思います。

本町の例規集につきましては、一昨年でしたかホームページと——ホームページではなくて電算化いたしましてやっているとでございます。

で、これにつきましては、庁内の職員については見れる——町長、助役も含めてですけども、見れるわけですけども、議会あるいは監査、いったところがどういうふうに見るかっていうのが検討する段階で問題になりまして、やはり用紙でも何ぽかは出さなきゃいけないんじゃないかっていうことになったところでございます。それで用紙でも実際出してありまして、議会用にも議会に3冊だろうと思いますが、議会の監査用あるいは事務局用、そして一つは議員用ですかね。出してあるところでございます。

ところが、差しかえが済んでなかったということを私もつい最近それを知りまして、私の監督の不行き届きでございますけれども、これについては今後その都度やっていきたいと思っております。

それから、御質問のインターネットの問題でございますけども、これについては御指摘のようにできるわけでございますので、早急に検討していきたいというふうに思います。

ちょっといつから始めますというのにはわかりませんが、早急に検討をして、見れる方向で載せていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 合併をする前のたしか高城ですかね、合併する前にはもう載せてたんですよ。自分とこの高城町。たしか高城と思う。都城市ももちろん合併する前からしてます。そういうところでも、随分やってるんですよ。やってる。間違いがあるかも、そんなもん誤字脱字は最初からそん突っ込むつもりはないですよ。だけど、住民の人に情報公開だ。何かの施設をやれ、申請書を上げろ、全部載ってるわけでしょう。こういうことでやるて。それは見に来いと。それも差しかえなかったと。それおかしいんじゃないですか。

だから、さっきも言ったように、もういいですわと1月1日からおくれて申しわけありませんと、私も新議員になって、ああ新人議員にゃあ渡らんとかと思うたらみんな議員持ちちょらんで。それこそ条例改正をすること自体がおかしいと思うんだけど、もう1回、お願いします。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 議会用には、今お手元に持ってらっしゃるそのもう例規集は、もうそれは今は使っていない例規集でございます、新しいものが議員用として1冊だから、先ほど申し上げたように別室にあります。ただ、それは差しかえの部分が済んでない（発言する者あり）部分がありますので差しかえします。その例規集について——ホームページについては早急にしますということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 私が思う早急と執行部が思う早急は早急の日程がわかりませんので、いつというふうに教えてください。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これは、実際にするのは電算係であり担当でございます。したがって、担当やそこ辺と検討しないで日にちを、じゃああしたからとか、1日1日からというふうには申し上げられませんが、ただ、早急にやるように担当の方には申し伝えたい。これだけははっきり言えるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） この例規集を取り上げたときに、もう決めとかないかんかった問題じゃないんですか。要するに議員は、冊子を置いちよくから来て見れと。おれたちは自分の机で見るからよと。こう言われてるんですね。ですよ。議員は来て見れと。おまえどま家から役場に来て見れ。じゃけどおれたちは役場の中で見ると。普通は逆でもいいわけすな。役場の中やったらそっからそこじゃ。議員は出かけちこないかんわけじゃ。だから、今早急に担当者と話さんとわからん。そんなばかな。これをしたらもう何年なります。もうこれそれ以降一緒でしょう。15年の11月。おくれても16年かな。そのときに論議しちよかないかんかった問題じゃないんですか。要するに例えば議員やったら、18冊その時あった。ならば3冊やそれじゃなくて、その間済みませんけどペーパーでやりますがと。議員一部全部やりますがと。これが普通じゃないんですか。もういっかい教えてください。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 議員用に前の例規集があったわけですけども、それは皆さん方うちに持って帰っておったわけではないですよ。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 取り上げんたんじゃがね。これ借りたわけじゃから。

○総務企画課長（原田 順一君） いや、だからですよ、それは役場で見えてらっしゃったと思います。

それは、ですから電算化になっても、我々も自宅で見れるわけではありませんで、あの、中で見ます。

したがって、今までどおり皆さん方も、役場に来られれば議員に見れるという体制にはだからあったわけでございますので。（発言する者あり）

○議員（１番 指宿 秋廣君） 持って帰らんで来て見るんならやる必要はねえわけやがな。おれ初めてやからわからんけど。（発言する者あり）もう持つ戻っじゃろう。

○総務企画課長（原田 順一君） いや、それを自宅に持ってらっしゃるんですか。（発言する者あり）いや、いや私はそれはですよ、役場で持ってらっしゃったというふうに思っていましたけれども、それはうちに持って帰って見るべきものじゃあないと。それは。じゃないんですか。（発言する者あり）

○議員（１番 指宿 秋廣君） それそん、あれじゃ。おかしいわ。これ例規集、議員あたりくれて、持って帰えんなよ、言うたらおかしいでしょう。

○総務企画課長（原田 順一君） いや……。 （発言する者あり）

○議員（１番 指宿 秋廣君） それはおかしい……。

○総務企画課長（原田 順一君） 私はそのように思っております。

○議長（中石 高男君） ちょっと待ってください。以後、全員協議会といたします。

午後 3 時 09 分休憩

〔全員協議会〕

午後 3 時 32 分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。答弁をお願いします。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） このホームページで、条例例規集をやるのがいつからかできるのかちゅうことで今検討を下の方でしてみましたけども、うちのサーバー、ホームページに関係、インターネットのサーバーは外から借りる制度のものでございまして、町の中にないと。

したがって、業者と交渉をして、もちろんお金も要るわけですけども、でないとできないということで、担当の方にいつからできるかということで今協議しましたけれども、相手と聞いてみなければはっきりわからないと。

しかし、1月の、相手と話をしたとしても1月の半ばぐらいにはできるんじゃないかというようなことでございまして、はっきりとですね、庁の中だけで作業をするのであれば、いつからと、はっきりと申し上げますが、相手と話をしなきゃあならないということでございまして、半ばに

は何とかなるんじゃないかというようなことで、今打ち合わせをしてきたところです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） またこの時期に入る前に、この備品の問題ももう一回答弁を。町長なり課長なりお願いします。ようするに今まで議員、議員が持って帰ったのは泥棒やったのか、どうやったのか、皆さん——私は違うけども。（「泥棒じゃ」と呼ぶ者あり）答弁お願いします。もし出したらいかん物を持ち出しちよったっちゃうことですから、お願いします。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 先ほどの答え、私のあれは、検討するときに３つあればいいだろうということで、皆さんがだから自宅に、自宅ちゅうか皆さんがそれぞれ持ってらっしゃるっていうこと自体を検討の段階ではされなかったということと言ったところでございまして、それで、委員会ごとに３つあればいいだろうということになったところでございます。そういう意味でございましたのであります。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 私が聞いているのは、今まで持って帰ったらいかん物を議員各位は持って帰ったというふうに課長は答弁した。持って帰ったらいかんって答弁された。それは本当に持って帰ったらいかん物だったんですかって聞いてるんですよ。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 本来は備品であるという観点から持ち帰るべきではない。しかしながら、議員はそういう特殊性から、備品を家で持つことの借用関係をきちっとした形で出されてきたということであれば、それはまたそれでできるかもしれません。

しかし、うちの方で絶対持って帰って見たらいかんということではないんでしょうけれども、しかしそれは、借用っていう形をきちっとやっぱりってっていくべきかなっていうふうには思うところでございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 私が聞いているのは、借用ではなくて、ひょっとしたら任期中貸し与えられているものではなかったんですか。それを、それを持って帰ったらいかんのを、途中で持って帰るとというふうに今答弁やけども、それで間違いないですか。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 例規集は、任期中貸し与えられているものという規定はどこにもないんじゃないかなあと思うんですが、私もそのところ詳しくは知りませんが、そういう規定はないというふうに思っております。あれば教えていただきたいと思いますが。

○議員（１番 指宿 秋廣君） よかとこれで、いいですか。

○議長（中石 高男君） 総務課長。——指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 指宿です。これ議事録に載っていくんですが、規格に、この規定にないから議員の各位が持って帰ったのは少しおかしいという答弁ですよ。その答弁をそのままとると、議員さんは定まってる物じゃないのを持って帰ったんですよ。本来私は、どうぞ持って帰ってくださいという代物じゃないのかなというふうに思いますけども、もう一回お願いします。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それを、本来はだから先ほども言いますように、本来は町の備品でございますので、しかし議員の特殊性っていう観点から、家に持って、見てもらおうというのが過去にあったのではないかというふうに思います。

したがって、本来ならばやはり備品という性格で、そこに議員という特殊性でうちに持って帰ってもいいというような形でそれは処理なされるべきである、あるんじゃないかなというふうに思います。

私は、私はちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、それを皆さん方が勝手に持って帰ったとかそういうふうには思っておりません。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 持って帰ったらいかんちゅうたから、勝手に持って帰ったわけやろ。

○総務企画課長（原田 順一君） いや、本来そういうあるべきものではないかというふうに言ったところでございます。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 町長、そんじゃ、今の答弁でよかですね。このまま議事録に載りますけども、よろしいですね。次、進みますよ。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、この例規集につきましては、議員の皆さん方へは一冊ずつ貸与の形で与えられていたわけでございます。総務課長が言うように、備品であり、また公簿であるわけでございますので、職員の場合は公簿の持ち出しは勝手にはできないわけでございますが、議員の皆さん方は非常勤の特別職という形で、やはりそれが、持ち帰りができなければいちいち役場まで来ないといかんというようなことから、やはり今までは、僕も議会事務局に５年間いましたが、差しかえのたんびに例規集を持ってきてくださいよというようなことでお願いしよったわけですね。そういうことで持ち帰ったり、またキャビネットへ納めておられたりしていた経緯がございます。

そういうことで、やはり原則的にはやはり備品であり公簿でありますので、勝手に持ち帰りは

できないわけですが、非常勤という立場からですね、その辺は大目に今まで（「大目にですか」と呼ぶ者あり）やっていたんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 何かおかしいんやねえかなあっていうふうに思うんですが、大目に見ちゃったっていうことやれば厳格に言ったら違反やっていうことになりますわね。議員各位は１８冊、１８人でしたから１８冊ですけども、本来は町民の人、もしくは自分に何かあるときにはぽつと調べるという形の中で対応さしてあるべきものだろうというふうに思うんですよ。で、この問題をこんなに大きくするつもりはさらさらなかったわけで、私はこれ例規集の話はインターネットの話なんで、もう一回、内部では論議をされていてほしいと思います。統一した見解はこれでいいんであればこれでこういうふうに言うたって今、町民の皆さんも考えられるでしょうけども、もう一回してほしいと思います。

さっき——ほかの議員さんもいろいろあられるでしょうからまたあれが出るかもしれませんが、私自身はそれはおかしいというふうに思っています。

最後に、１月中旬ということのようです。１日延ばしに延ばさないように、中旬ちゅうのは１月の２０日をもって終わるというふうに思いますので、それができなければできない理由をですね。それから、このサーバーが庁舎内にないってことを言われましたけども、サーバーは本来町にないといかんとじゃねえのかなあと思うんですが、ならサーバーはどこにあるんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） インターネット、ホームページ関係については、業者の方のを借りてるという状況であるようでございます。

したがって、そこに新しくその、新しい項目で例規集をつくるということになると、その維持管理費とかそういったもんもひっくるめて業者の方と交渉しなきゃあならないと。費用的にはそんなにかけられないということのようでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） たとえば都城市のですね、この程度まで広げるてなったら、今職員がいないのでできんとかなんとかと言われた言葉と、業者とやるというのと相反することを今答えちゃってですね。都城市のこの内容をやるとしたら、相当の金を払わにゃあいかんということになるんですか。私自身はサーバーは町にあって、町のところでやり取りをするというふうなものというふうに感じていたわけですけども、そういうことになると今から先こういうものを

やればやるほど金がかかるということで理解していいんですか。教えてください。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） その中の一部を今組まれているものを充実させていく、その辺のところは要らないだろうと思うんですね。

しかし、それをいろいろ拡大していくうちゅうことになる、やはりそのための経費がやっぱり要る。例えば今高齢者福祉であれば、高齢者福祉のところはもう既に組まれている。その部分のところを自分でこう充実させていく分については要らないだろうと思うんですね。

ところが、これを新しい項目をつくって、新しいその容量の問題もあるわけでございますので、していくうちゅうことになる、そこにはやはりお金が要るということでございます。

ただ、そのお金が何十万もというようなお金ではないみたいで、お金はそんなにかけられないらしいんですけども、そういうことでございました。

○議員（１番 指宿 秋廣君） サーバーはどこにあるんですか。

○総務企画課長（原田 順一君） だから、外の方にほかの会社がもらってるのを借りてこれに取り組んでいるということでございますので、相手との交渉が要るということでございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 外の方にとこう言われても、外ちゅうのはどこなのかわかりませんが、私自身は外ちゅうたら特定の会社があるんだろうっていうふうに思うわけですが、それも公表できない外ということになるのか、何か秘密にあつかってなっているのかかわかりませんけども、何かどうもおかしい。ようするにどこどこでこれ管理してますよ、そこに金を幾ら幾ら払ってますから今度これぐらい要りますよ。で、ここを都城市にしたらどれぐらいのことになりますよ。まあこんな答えやろちゅう意味じゃあないですけども。ということがないと、外、外ちゅう言われても、外はどこなんかつちゅうようなこともひっくるめてお願いします。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今後は検討を、実際費用を、頼んだときに幾らかかるのかとか、その検討がなされていないわけですので、それは答えようがないわけでございます。

先ほど下において10分の間です、さていつまでにできるかっていうことを詰めたところでございまして、それについての業者との検討とか、そういったものはなされていないわけでございますので、金額についても10万前後ぐらいかなっていうふうな話は下の方で出ましたけど、それもはっきりわからない金額でございまして、そこは検討はなされていないからわからないということでございます。その検討を早急にしまして、半ばごろ、相手があることではっきりと言えませんが、半ばまでには何とかなるんじゃないかということで下の方で今、結論に至ったところでございます。

以上です。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 業者名は言えんわけな。（発言する者あり）言えない。わからない。

○総務企画課長（原田 順一君） いや、業者についてもわかりません。どこだか聞いてきませんでしたから、わからないと。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） わからんちゅう意味が余計わからんとですけども、今公表することができないのか、今聞いてこんがったからできないのかどっちですか。

○議長（中石 高男君） 総務課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今聞いてこなかったからわからないっていうことで。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 交渉の経緯等々もひっくるめて、私自身は先ほど言ったように、このインターネット今からじゃー拡充をするということであれば、役場の中で管理するというのが筋ではないのかなあというふうに思っています。でないと今から入札もこれもするんでしょう。そしたらまたそれも追加になるわけでしょう。そういうことが今からずうっと出てくるわけですよ。

都城も入札もこれも入ってますもんね、これ。人事の採用の関係から財政の状況から、すべてインターネットの中で調べられるようになってるんですね。

だから、今から先へそのやるとなれば、その業者のサーバーを本町に買う、もしくは置くところスペース考える。もしくは今あるサーバーの容量を拡大する。等々も考えた答弁をもう一回お願いします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これは今ホームページが立ち上がっておりまして、このところに例規集のところはつくれないかっていうふうに思っています。

したがって、今ちょっとどこの会社はわかりませんが、そこと交渉をまずしてみるということになろうと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 最後になりますが、どうも今から先三股町が情報を公開するという強い姿勢はなかなか感じられなかった。その業者が吹っかけてくれば断るですね。高い見積もりを出せばそれでも入れざるを得ないのか、いうふうに考えざるを得ない。

昔、コンピューターの1円入札がありましたね。三股じゃないんですが。それから先についてくるであろうソフトの契約が高ければハードなんかは安くてもいいわけですよ。だから、三股町としてはそのソフト業者が変更になっても広く住民の皆さんに安定的に情報を供給、お知らせをする。情報公開の真ただ中にある三股町が例規集すらしていないということに、そらあ、「はあっ」て言われました。「あんたたちはどこですの。」「いや役場に行ったって差しかえも済んじょらんとよな。」「議会を冒瀆しちょんなあ」っていう話をされました。そりゃあそうですよね。新旧対照表の条例改正案をだしゃったけれども、それにつながるものは何かちゅうのも調べもならんわけですよ。議会がうちまで議案集持って見えます。そんなことする必要はない。取り来いっち言えば済むこっちゃ。例規集もこれ持って帰えがならんとなら、もしくは見るができないなら。3月の議会にまた同じような質問をせんで済むように、最後に強く申し入れて私の質問を終わります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 一般質問はこれにて終了します。

残りの質問は明日行うことといたします。

本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後3時48分休憩

〔全員協議会〕

午後3時49分再開

○議長（中石 高男君） 休憩以前に引き続き、本会議といたします。

----- . ----- . -----
○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時49分散会

平成19年 第5回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第4日）

平成19年12月19日（水曜日）

議事日程（第4号）

平成19年12月19日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君

都市整備課長 中原 昭一君 環境水道課長 福重 守君
教育課長 野元 祥一君 会計課長 上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（中石 高男君） それでは、日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き質問をお願いします。

発言順位5番、東村君。

〔6番 東村 和往君 登壇〕

○議員（6番 東村 和往君） おはようございます。それでは、通告に従いまして幾つかの質問と若干の提言をしてみたいと思います。

地方自治体の電子化については、国による電子政府と相まってITを活用して行政の効率化、多様化を図りつつ、住民への行政サービスを充実させていこうという取り組みが進められております。

国においては電子自治体の基盤整備を進めるべく、平成12年12月にIT基本法が成立し、この法律に基づき翌13年3月にはEジャパン重点計画が策定され、推進に努めてきております。以来、平成15年8月から住民基本台帳カードが発行されるとともに、その年度中にはすべての市町村が総合行政ネットワーク、いわゆるLGWANに接続が完了するなど、着々と実施に移されて来たところであります。そして、平成16年1月29日から全国の自治体から電子署名を提供する公的個人認証サービスが開始され、これによって住基ネット、住基カードとともに電子政府、電子自治体を支える3つの基盤が整い、以後、本格的なIT活用による住民サービスの構築が可能となったものであります。

このことは、従来の物理空間の移動から電子空間の移動に変革できるということで大変画期的な事であり、今後の行政のあり方を大きく変えていくという重要な意味を持っております。すなわち、今まで、いちいち役場まで出向いて手続をしていたことが、自宅にいながらネット上で済ませることが可能となったわけであります。

ただ、現在の段階では、まだ住民の認識も低く、自治体においても人口の多いところが主に実施しているようではありますが、パソコン及び携帯電話の急速な普及状況からすると、本町においても財政的な側面も考慮しながら、中長期的展望にたって準備を進めていかなければならないと

思うものであります。

そこで、具体的な質問に入りますが、1 番目に、住基カードについてであります。今のところ、都会も含め特に地方では、この住基カードと公的認証サービスは当初予想されたほどの普及はしていないようであります。

本町において住基カードの発行状況はどの程度になっているのか。恐らく少ないと思いますが、普及拡大についてどのような対策をとっていかれるのか伺いいたします。

次に、電子入札についてお尋ねいたします。

まだ記憶に新しい事ではありますが、当宮崎県においては、昨年の中ごろ、官製談合事件が発覚し、知事が逮捕されるに至りました。このことを受けて、ことしの初め、出直し知事選挙が行われ、今の東国原知事が誕生したことは御承知のとおりであります。ことしの流行語大賞にも選ばれたようではありますが、知事の「どげんかせんといかん」とのかけ声のもと、一般競争入札、電子入札の導入が急速に進められました。その流れは、県内各市町村にも波及し、本町でも来年 1 月より、1 3 0 万以上の土木工事については、条件付一般競争入札が導入されることとなりました。大きく一步前進したと評価しておりますが、電子入札導入についてはどのように考えておられるのか、町長の考えをお聞かせ願います。

次に、町税の徴収について伺います。

住民にとってより簡便な方法として I T を活用することについてお尋ねいたします。

本町では、平成 1 5 年度から納税貯蓄組合を廃止し、納付書もしくは口座引き落としによる役場の直接徴収方法に切りかえました。

ただ、電気料などのように再引き落としがなされないために、私自身も経験がありますが、入金忘れで残高不足となった場合、金融機関か役場の窓口まで出向かなければなりません。平日の昼間時間がとれる人はなんとかなるにしても、仕事などでそれができなくて不便に感じている住民も結構いるのではないかと思います。

このようなことを解消するために、ネットバンキングで支払いを済ませられる口座を開設してほしいと要望いたします。

さらに、クレジットカードによる支払いや、コンビニで支払いができるようにすれば、より利便性は高まると思いますが、実施する考えはないか、伺いいたします。

以上、前向きな答弁を期待して質問といたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えしたいと存じます。

電子自治体推進について、①の住基カードの発行状況と今後の展開についてということでございます。

去る平成15年8月から住基法施行によりまして、その発行開始となりました住基基本台帳カードは、総発行枚数が平成19年12月7日現在で151枚、うち有効枚数が130枚となっております。

カードの使用状況は、運転免許を所有していない方が身分証明書として使用されているようでございます。また、e-Tax（イータックス）というパソコンによる税の申告で、公的個人認証が必要であるため税務署から案内されておりますが、そのための住基カード発行及び公的個人認証の交付が本年9月から増加しているところでございます。

今後、そのようなことで増嵩の傾向にございます。

それから、②の電子入札導入に向けての取り組みについてということでございます。

電子入札につきましては、入札の透明性や競争性の面から有効とされ、また発注者側の負担軽減、受注者側の負担軽減にもつながることから本町においても、その検討に入っているところでございます。

具体的に申し上げますと、宮崎県が主体となって進めております、電子入札システム共同運用検討部会に参加しておりまして、この部会での運用スケジュールによりまして、参加する市町村は平成21年4月の運用開始となっているところでございます。

費用につきましては、あくまでも試算でございしますが、全体で7,000万円。本町の負担分は80万円程度が見込まれているところでございます。

それから、③のネットバンキング、クレジットカード等の電子マネーによる町税の徴収についてということでございます。

税務行政におけるIT化への取り組みは、急速なシステムの進展によって普及と利用拡大が進められております。国におきましては国税電子申告・納税システムe-Tax（イータックス）が、また地方公共団体では地方税ポータルシステム、eLTAX（エルタックス）が、納税者の利便性の向上を図る観点からインターネットを利用した申告・納税が可能なシステムとして構築されております。

e-Tax（イータックス）は、納税者の利用環境が整い、オンライン利用促進計画に基づき利用促進が図られつつございます。

一方、eLTAX（エルタックス）におきましては、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムでございしますが、都道府県と一部の政令指定都市が導入している状況でございまして、一般の市町村での導入はこれからの課題であろうかと考えております。

また、平成18年の地方自治法改正によりクレジットカードによる公金納付が法律上明確化さ

れ、地方税法の第3者納付規定に基づき、ネット運営会社を代理納付者としてインターネットを活用したクレジット決済による地方税の収納が可能となってまいりました。納税者の生活形態が多様化する中で全国的に見ますと、宮崎県や神奈川県藤沢市がいち早く導入に踏み切っているところでございます。

このクレジットカードによる収納は、納税者が時間を問わず都合のよいときに自由に納税をすることができ、しかも、分割支払いが可能であり、飛躍的に利便性が高まるとともに、収納率の向上が期待されているところでございます。

しかしながら、納税者のインターネット利用率は低く、これから徐々に普及されるものと考えております。

そういうことで、本町におきましても将来的にこのような電子申告や収納システムの構築に取り組み、利用環境の整備を図っていかなければなりません、その前にコンビニエンスストアの収納委託を推進するための電算システムの構築を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 電子自治体というのは、ま、言いかえれば行政手続のオンライン化だということになるわけですが、これは時代の流れでもありますし、国のEジャパン戦略を掲げてその方針を示しておりますので、これは避けて通れない道だろうと思えますし、本町としても、必ずいつの時点でか実施をしていかなければならないことであるわけでありましたが、この具体的には幾つかのシステムがあるわけでした、電子申請システムの導入、そして、電子入札調達システムの導入、公共施設予約システムの導入、地方税ポータルシステムの導入と、4項目ほどシステムが構築されなければならないわけですが、まあ、一朝一夕にできることはありませんが、ただ、早くやらないかんとしても一、二年でできることではありませんし、かと言って10年もさきの話ではないというふうに考えておりますが、私の考えでは、恐らく数年以内に大きく状況が変わってくるんじゃないかというふうに考えております。

このことを踏まえまして、全国でやら、もちろんですが、県とか多くの自治体で推進本部とかですね、協議会とかいった検討機関を設けて段階的に実施に向けて動き出しているところが多数ありますけれども、また、既にもう一部サービスを開始しているところもあるという状況なんです、まあ、やっていくにはある程度、まあ、具体的な数字や予算はわかりませんが、ある程度やっぱり予算を伴うということでもありますので、やはり何らかの機関で検討してですね、準備を進めていかなくちやならないんじゃないかと思うんですが、本町として、その推進協議会などのですね、検討機関を設けて準備を進めていくというような考えは持っていらっしゃらない

でしょうか。お聞かせ願います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これは電子自治体の関係はですね、本町の場合は、この3点につきましてはそれぞれのところでの検討ということになっております。あ、中心にしてですね、検討会が持たれてるという状況でございまして、一カ所で全部まとまってですね、やってないところがございます。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 今、システム、さっき言ったように幾つもあるわけですが、それぞれの部署で、まあ、検討しているということのようですね、やはり総体的にですね、全体的な予算も含めて検討していくにはですね、検討機関なり、協議会なりというような組織をつくって準備をですね、今の段階からしておく必要があると思うんですけども、そういった方向に持っていく考えはどうでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほどから言われておりますように、この電子自治体につきましては、それこそ急速な情報化ということから推移されているわけですが、先ほど総務課長が申し上げましたように、現在はそれぞれの部署でですね、検討はしているわけですが、これをやはり統括した検討委員会なるものをね、立ち上げて今後検討していきたい、いうふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） ひとつ、ぜひそのような形で準備を進めていってほしいと思います。先ほども言いましたように、どん程度財政的な負担がかかるのか、私も予算予測がつきませんけれども、ある程度やはり伴うということは確実と思うんですが、まあ、大変財政的には急迫している中であるんですけども、まあ、いずれやらなくてはいけないことであるということを考えればですね、若干ずつでも積み立てていくという、いわゆる基金をですね、創設して準備していくという考えはどうでしょうか。持っていらっしゃらないでしょうか。

○議長（中石 高男君） 財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 基金の創設ということでございますが、今までですね、電算のいろんなシステムの変更とかですね、開発とかいったものについては、単年度のその状況の中で進めてまいっております。

まあ、その財源の確保とかですね。で、ま、この電子システムに関するもので非常に大きなものが要するすればですね、今、言われました納税関係とかですね、それから電子入札関係とか、

状況を見てみますとですね、そんなに多額の金額はかかってないようでございます。ですから、まあ、費用対効果も考えればですね、ますますそういうことになるんだろうと思いますが、もしそういうことであればですね、そういう全体的な立ち上げの中で費用の計算を出してですね、それを必要であれば基金を創設ということも検討していかなければなりません、今のところはですね、基金まで創設するというだけの税源もございませんので、今のところはですね、そういう考え方にはなっていないところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） まあ、多額の財源が必要だということになるとなかなかね、全国市町村どこも財政的には苦しいわけですから、なかなか進まないということになりますけれども、まあ、県の入札関係も共同利用型ということをやらですね、e L T A X（エルタックス）にしてもそうですが、大体単独の自治体でやるにはかなり負担が大きいですが、共同利用という形でどこも県とかあるいは近隣の市町村で共同利用の組織を組んでやってるようですから、そういった形でとれば、割と安くて済むということなんでしょうけれども、それは、もし将来的に大きなシステムを組まないかんというようなことで検討されて財源がある程度必要だというような時代がやって来たときにはですね、そら、基金のこともまたお考えいただきたいと思います。

協議会等検討するということですが、本町の長期総合計画第4次ですか、これを見てみますと、電子自治体という文字は一カ所も入っていないようでしてですね、その辺のところが欠落していたかなと、私、審議会の中でもまた審議した方ですので、ひとごとじゃないんですけれども、そういった方面にも今後目を向けてですね、協議会、新たな組織の中でまたじっくり検討をさせていただきたいと思います。

次に、住基カードについて伺いますが、今、発行枚数が151枚、有効枚数で130枚ということのようですが、非常に少ない枚数ということになります。

まあ、この住基カードというのは、氏名、住所、性別、年齢の4情報と11桁の住民票コードが記載されたカードであるわけですが、今のところなかなか必要性、また利用できる項目も少ないということで発行枚数がまだ少ないんだろうと思いますけれども、私も年があけて、来年の3月、平成19年度分の確定申告するものですから、e-Tax（イータックス）でやろうということで住基カードを先日つくったわけですが、これがその住基カードですね、大体顔写真入りと入ってないのと2種類あるようですが、私、時間の関係で30分ぐらいでできるということですね、顔写真なしの方をつくったわけですが、全国的には、ことしの3月末で全国で141万枚というような数字のようでして、まあ、国民人口からするとですね、確かに比率は少ないということなんですが、割とこう宮崎県の方はですね、このカード、宮崎市があるか

らですけれども、全国で141万枚ですが、宮崎県で11万枚、宮崎市が10万枚、正確には10万3,587枚ということのようですけど、調べてみると、全国でトップですね。政令指定都市を含めて宮崎市が断トツとまでいきませんが、まあ10万枚超えているというのは全国でトップのようでした。というのは、宮崎市は多目的に使えるようなシステムにしておりますので、その辺が大きな原因だろうかと思いますけれども、三股町の場合有効枚数で130枚とすると、人口からすると0.何%ですか、0.5%ぐらいのもんでしょうか、なるわけですが、

参考までにうかがいますが、町長は住基カードはつくってらっしゃいますか。あ、つくってないですか。あと、執行部の皆さんでだれか、何人ぐらいつくってんでしょう、住基カード。さすが担当課長、ですね。こういった状態ですか。議員の皆さん方どうでしょうか。つくってないですね。

まあ、住基カードっていうのは、多目的に利用しようとすればですね、できるんですけども、もちろんそのシステムが整えばということですが、ま、いろいろ全国的に見てみますと、多目的利用の状況ということで、大体、証明書の自動発行交付機、これを設置しているところは大体発行枚数が多いと、まあ、宮崎市がそうなんです、そして、印鑑登録証とか図書館カード、申請書の自動作成、公共施設の予約、検診とか健康診断、健康相談、地域通貨、各種のポイントサービス、あと災害時の避難者対応とかですね、救急医療とかいろいろ利用できるようですけれども、これをやるにはそれなりのシステムといいますか、それが要だということですね、ま、今後の検討委員会の中で順次導入をするように進めていってほしいと思いますけれども。

ちなみに、県内では宮崎市が証明書の自動交付機を設置しておりますし、印鑑証明、あるいは図書館カードに対応しております。そして、南郷町が図書館カードと公共施設の予約に対応していると。そして、高千穂町が同じく図書館カードとあそこのコミュニティーバスやってます、高千穂町。コミュニティーバスのバスカードにも取り入れているということのようです。綾町が、私も内容がよくわからないんですが、各種ポイントと食の安全システム、そして、新富町が学童安全システムと。まあ、時間がなくてこの内容を調べる時間がなかったんですけども、まあ、こういったように県内でも数カ所ですね、多目的利用に少しずつ取り入れているようがあります。

こういったシステムを導入するに、まあ、まだ検討されていないのでわかりませんが、わからないかもしれませんが、どん程度の費用負担が予想されるのか。あるいはまた、いつごろからですね、こういったサービスをこう段階的にやっていくというおつもりなのか、今後検討されるということであれば、それでよろしいですけれども、何か準備しておられることがあったら、ひとつお答えをしていただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君）　じゃ、そのシステムについてですね、ちょっと金額については前回の一般質問でも出てたんですけれども、多分5,000万から1億近くじゃないかと思います。また、国からの補助金もあるみたいなんですけれども、一応それについて前回も、一応一般質問で言ったんですけれども、利用者は本当に少ないんですよ。先ほどのカードも皆さん持っていていらないと言っていましたけど、身分証明書がわりになるんですよ。金融機関に行っても免許証を持ってないときなんかはですね、だから高齢者の免許証を持ってない方はよくつくられに來れるんですけれども、そういうことで一応まだ今のところ検討中ということですね、お答えしかできません。

○議長（中石 高男君）　東村君。

○議員（6番 東村 和往君）　まあ、かなりの予算も必要なところもあるようですけれども、まあ、財政難もありますし、ま、今後そういう、そういった検討会、検討委員会の中でですね、順次検討をして導入を進めていっていただきたいと思います。

あ、e-Tax（イータックス）の件についてですが、平成19年度と20年度この2カ年間の確定申告のうちですね、どちらの年度か1回だけみたいなんですけれども、これをe-Tax（イータックス）でやると5,000円の控除がされるということのようです。となると、サラリーマンの方も利用されればですね、5,000円控除されるわけですから、夫婦共稼ぎであれば1家庭で1万円というようなことになってくるわけですが、ま、それが今、税務署等もPRしているようですけれども、そうなるそうですね、住基カードが必要になってくるわけですね。

そうすると、役場の窓口に来て住基カードをつくるということなんですが、今のところ、今までで総計130枚ぐらいということなんですけれども、今回税務署としてもこの住基カードを、あるいはそのe-Tax（イータックス）の普及を図るためにですね、こういう控除制度を設けたんだろうと思うんですが、情報の早い人はですね、ではやってみようということで、その後役場に来て住基カードの申請をすると、今の段階で担当者1人で30分、40分かかっておりますけれども、まあ、どれぐらい来るか、あるいはその時点にならんとわからんのか知りませんが、10人も20人も押しかけて来ればですね、窓口はとてもじゃないが対応できないということになると思うんですが、まあ、そういう事態がおこるかどうかはわかりませんが、申告時期が近づいてですね、窓口にそういう多くの人数が来た場合に、対応としてはどのように考えておられますか。

○議長（中石 高男君）　町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君）　ただいま言われましたようにですね、e-Tax（イータックス）の税の申告ということで、税務署がですね、事業主に対しては12月中にこの公的個人認証っていうか、今言われてましたですね、住基カードをつくって、それから公的個人認証、別物で

すので、だから住基カードをつくってから、公的個人認証をつくるんですけども、今言われましたように、本当1人付き添いではですね、30分から40分かかっています。特に月曜とか火曜、今、多いときなんかですね、本当もうちょっと暇な時期に来てくれと言いたいぐらいですね、本当1人の方に時間をとるんですけども、一応うちの枚数が1万枚準備してあるんですよ。あ、失礼、1,000枚。

まあ、この住基カードは130枚、有効カードがですね。で、公的個人認証が今44枚なんです。で、9月から税務署がですね、その電子申告をしました関係で徐々にふえつつあります。だから我々も全然めどがつきません。事業主であればですね、大体の把握がつくんですけども、5,000円の控除があるということでですね、サラリーマンまで来られたら、本当、今のところ検討がつかない状態です。

だからそのカードをですね、都城市の方にたくさん、市ですのであるから、もしなくなった場合は貸してくれないかと言ったんですけども、それは各自自治体のですね、宮崎県番号が45341ですか、全国の番号ですね、45341となってますので、それが打ち込んであるもんですから、その自治体でしか使えないんですよ。だから、年あけてですね、サラリーマンが来られたら、パニックになるか今のところ検討がつきません。

以上です。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） まあ、19年度と20年度ということで、まだ広くは、まだ知られてないのでですね、押しかけるということは、ま、何とか回避できるんじゃないかという感じを持っておりますけれども、ま、そういったことも想定してですね、何とか対応できるような体制は準備しておっていただきたいと思います。

e-Tax（イータックス）は、国の国税の電子申告システムですけども、先ほど町長の答弁にもありました、eLTAX（エルタックス）というのが、地方税の収納申告システムですね。

これは、なかなか単独でシステムを構築するには効率も悪いし、金額も単独負担では大きいということで、大体全国でやっているところは共同利用という形でやっているようですけども、まあ、これに向けてはですね、どちらかつつと県が音頭をとって、全県内の全市町村でですね、共同型でやっていくのが一番いいだろうとは思いますが、その前にそのシステムを理解したり、どういったものかということですね、役場としてやっぱ認識しておく必要があるということでですね、これにオブザーバー制度というのがあるんですけども、税務財政課長、オブザーバー制度っていうのは聞いたことがありますか。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 一応、まだそこまで把握してません。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（６番 東村 和往君） 今、まあ先々恐らく県が音頭をとって、このe L T A Xエルタックス導入に向けて市町村に働きかけてくると思うんですが、今、宮崎県の中でですね、このオブザーバーの会員になっているところが宮崎市と西都市と清武町の３町、３自治体ということになっておるようですけれども、まあ、別に金が要るわけではないしですね、まあ、参加されてですね、内容をいろいろ検討されたらいいんじゃないかと思いますので、よろしく願いしときたいと思います。

電子自治体を推進するためには、インターネットを使えるってことが、もう一番の前提条件になるわけですが、平成１８年の、平成１８年版の情報通信白書によりますと、日本全国でですね、インターネットの利用人口が８,５２９万人、普及率が６６.８％にも達しているというように報告されているんですけれども、本町、三股町ではですね、どん程度のインターネット人口っていうか、世帯普及率があるのか、わかっておりましたら報告、教えていただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） ちょっと、そこ情報をつかんでおりません。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（６番 東村 和往君） もしですね、本町が全国と同じ率ということから計算すればですね、まあ、世帯で６,１６７世帯、人口で１万６,４６３人という数字が出てくるんですが、正直言って、本町内でそんなにインターネット人口があるのかなという感じはしますが、まあ、全国のあれで直接％をかけた数字ですから、少なくともこんなにいるとは思いませんけれども、今後、電子自治体を推進するためにですね、やはり本町の中でですね、どん程度その利用されてるのかということを把握することが大事だと思うんですが、アンケートみたいな形でですね、あるいは公民館長さんを通じるか、方法はあると思うんですが、そういう何か調査をするということについては、そういう考えはございませんか。どうでしょう。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 町民全体の方が、その何人ぐらいインターネットを使ったかっちゅうことですが、何らかでこうわかると非常に資料的にはいいなあと思うんですが、ま、それをどういう形でやるかっていうのはですね、今のところは、ちょっと考えてなくて、今後そんな何か情報をつかむ手段はないかということでは考えてみたいと思います。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（６番 東村 和往君） まあ、何らかの方法で、まあ、ある程度つかむようなことを検討していただきたいと思います。

時間が大分少なくなりましたが、次、電子入札についてですけれども、町長の答弁によると、

県が共同利用型ということで進めていくということのようですので、平成21年度でしたか、九州内でも大分県なり、あるいは鹿児島県内でも共同利用型をとってですね、鹿児島では47市町村が、もう、参加してですね、先行してもうそういうシステムを今構築してる最中のようですけれども、まあ、これは単独でできることじゃないので、今後宮崎県のそういう呼びかけに応じてですね、進めていっていただきたいと思います。

そして、次に公金の収納システム、まあ、クレジットということなんですが、まずは、ネットバンキング。まあ、私自身仕事上、いろんな仕入れ代金の支払いにいちいち銀行まで行って振込み依頼書を書かんでもいいもんですから、ネットの方で自宅ではばっと済ましておりますけれども、まあ、先ほども申し上げましたように、税金、地方税も銀行落としにしているんですが、時々うっかりしてですね、残高不足ということで通知が来ることがあるんですが、そういった場合町の方にですね、そういう窓口じゃなくて、ひとつ口座を設けていただいてですね、そこに振りむということにすればですね、窓口まで、今送ってきた再納付書を持って、金融機関まで行かないかんわけですね。これが、口座がここに振り込んで、口座番号さえですね、通知しとけば、そこにはばっともう、例えば仕事から帰ってから5時過ぎてからでも、あるいは夜でもですね、ネット上でばばっとできるんですが、そういった口座を設けて利便性を図るというようなことについてはどうでしょうか。検討、検討っていいですか予定はないでしょうか。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） ネットバンキングについてはですね、今言われたようなことだろうと思いますが、まだ、今、そこまではですね、検討をしておりませんで、確か、e-Tax（イータックス）の利用者ですね、国税についても今のところ申告の関係はですね、e-Tax（イータックス）を利用してそれに口座をですね、銀行口座等で利用するような形がまだ一般的で、法人についてですね、そういった状況が出てるのかなというふうに考えてます。

で、今後ですね、やはりクレジット決済同様にですね、今後の課題ではあろうと思ってます。その前に、まあ、先ほど町長が申しましたように、コンビニの収納ですね、こういった方を先に検討をさせていただきたいなというふうに思ってます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 事業者は大分多いみたいですが、個人でも今段々とね、インターネット普及にあわしてネットバンキングやってる人も多いようですので、そういった方向もひとつ今後の検討として、課題として導入に向けて検討していただきたいと思います。

あと、クレジットについてもですね、今、カード持ってる人ほとんどですから、いろんな支払い等もカードで済ませる人もいるし、このクレジットカードでやればですね、大体カードで済ま

せると、もうすぐ、即、そのときに代金が引かれるんじゃないくて、皆さんいろんなものをカードで買われた方も多いと思うんですが、翌月ぐらいに引かれるわけですね。だから、納めようとするば税金でもですね、ぱっと役場の方には金が入っても本人が支払うのは翌月とか、あるいはリボ払いとかですね、ボーナス払いとかちゅうような方法があるわけですから、ひとつその方もですね、検討していただきたいと、これも共同利用ちゅう形で民間会社等の大手がですね、そういうものをやっておりますから、参加していけば割と軽い費用負担でできると思いますんでよろしく願いいたします。

時間がなくなりましたので、まとめさせていただきますが、これからの自治体は限られた予算の中でいかに住民サービスを向上させるかが問われる時代になってくるというふうに思います。今でも申し上げたように、ITをうまく活用する自治体は業務の効率化、コスト削減により質のよい住民サービスを提供することが可能となります。

その反面、こうした取り組みがおくれている自治体、およびその住民は総体的に不利益をこうむることになる恐れがあります。電子自治体が本格化してくると、こうした自治体間の格差がより明確になってくると思われますので、業務改革とともにITの活用度合いが実際の運営に大きく影響する時代を向かえつつあるということ言えます。

電子自治体の構築は業務の電子化が最終目標ではなくて、住民にとってより住みよい町、より暮らしやすい地域づくりのための有効な手段の、一つ的手段であるということは長い目で見て間違いないことでありますので、執行部としてもこのことを念頭に置きながら積極的な取り組みを図っていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 発言順位6番、池田さん。

〔7番 池田 克子君 登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） おはようございます。通告いたしました、環境対策、障害者福祉、公民館の運営、それぞれについて項目ごとにお尋ねいたします。

まず、（1）に関する地球温暖化防止についてであります。

人間活動から排出された二酸化炭素などの温室効果ガスが温暖化の主たる原因であることを、IPCCが科学的にほぼ断定いたしました。その原因の割合は、二酸化炭素が約60%、メタンが約15%、亜酸化窒素が約5%、そして残りの20%はフロンとその類似物質であるといわれております。

IPCCは、温暖化に関する最新の知見を評価するため1988年に設立された国連組織であります。

そのIPCCが示した第4次報告書によると、過去100年間1906年から2005年に地

球の平均気温が0.74℃上昇しており、21世紀末では1.1℃から6.4℃の気温が上昇すると予測いたしております。

また、ここ12年間では最も高い気温が観測されており、熱波、豪雨や干ばつ、ハリケーンや台風などが世界各地に起こっている異常気象は、地球温暖化に関連することを示唆いたしております。これらの報告は2005年2月、京都議定書が発行された温室効果ガスの排出量削減にさらなる拍車をかけるものと思われます。

我が国でも2008年度から2012年にかけて1990年度比で6%の削減が義務づけられておりますが、まだ日本の人たちは温暖化を自分の国の話だと思っていないと言われております。

しかし、ことしの記録的な猛暑や近年頻発する集中豪雨などの異常気象を見て、日本も影響を受け始めていると実感せざるを得ないのであります。その最も身近な被害が宮崎の早期米にありました。ここ数年、これまでの経験ではどうしたらよいか判断がつかないような気候の変化が起きていると話しておられます。また、それらは普通米にも高温障害を受け、1等米の比率が5年前に比べ半分以下に減っております。

国、県においては、1999年に地球温暖化対策の法律や推進計画を策定しながら実行されていると思いますが、当町においてはいかが策定されているのでしょうか。本町の具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

次に、学校教育での取り組みであります。

地球温暖化問題は、次代を担う子供たちにも影響を受ける喫緊の課題だけに、その重要性を理解してもらわなくてはなりません。環境省が特別授業の開催や同授業の様子を映像化したDVD教材などを製作して、これを全国展開していく方針を述べておりますが、当町の学校ではどのような取り組み方をされているのか、教育長にお尋ねいたします。

次に、家庭への省エネPR対策についてであります。

日本の家庭からの二酸化炭素CO₂排出量は、1990年度1億2,700万トンだったのが年々上昇し、2006年度には1990年度比で約30%増の1億6,600万トンに達しております。

各自治体の取り組みもさまざまありますが、省エネチャレンジ大作戦を実施している栃木県では電気使用量の削減率が高い家庭を応募の中から一定割合選び、5,000円相当の商品券を贈呈いたしております。

このように、いろいろなアイデアを生かしながら自治体が積極的に取り組むことによって、国が掲げる家庭でのCO₂削減目標、年間約3,700万トンが達成するものと思われます。

当町も各イベントごとに省エネPRに努力されておられるようですが、さらなる対策はとおられるのか、町長にお尋ねいたします。

次に（２）の障害者福祉の中の軽度発達障害児に対する気付きと支援についてお尋ねいたします。本年３月定例会でも一般質問した経緯がありますので、重複する面もあろうかと思いますが、違う角度で再度質問申し上げます。

平成１７年４月１日に施行された発達障害支援法は、「国、都道府県及び市町村の役割として、発達障害児に対しては発達障害の早期発見、早期支援、就学前の発達支援、学校における発達支援、その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう必要な措置を講じること」とあります。

普通学級に通っている子供の５％程度がこの発達障害に属すると考えられており、学校、社会生活を営む上でいろいろな問題が生じております。時には、いじめや不登校の原因にもなったりしているようです。また、発達障害は対応がいくとそれだけ症状が進むといわれております。

厚生労働省による平成１８年度研究報告書によれば５歳児健診で発達障害の疑いがあると診断された児童の半数以上は、３歳児健診では何ら発達上の問題は指摘されておりました。報告書の結論として、現行の１歳半健診、３歳児健診の体制では十分対応できないとしております。

より早く子供の個性に合った支援をするためにも５歳児の健診を実施できないでしょうか。町長にお尋ねいたします。

次に、（３）社会教育法第２３条、公民館は次の行為を行ってはならないの遵守・指導についてお尋ねいたします。

これは、ある町民の方からの相談でありました。ある神社の寄付が支部長会議で議題に挙がっており、夏祭り、秋祭りそれぞれ１戸当たり１,０００円と５００円ずつ寄付を徴収する旨であります。また別に伊勢神宮大麻の販売も支部長さんへ徴収依頼をするなど慣例の中でずっと実行されておりました。

しかし、これら一連の行為はいかがなものかと疑問に思い、今回相談されたものであります。

このような行為は昭和６３年にも当町であります。問題視されまして、当時、町教育委員会より社会教育法の違反行為である旨、集落に通達されました。その内容は、社会教育法の中にある公民館の運営方針第２３条第２項市町村の設置する公民館は特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派もしくは教団を支持してはならない。またその他、第４０条、第４１条について記載してありました。当時の宮日新聞にも取り上げられ、全町的に自粛されたものと思っておりますが、このような事実にも町当局はいかが御指導されるおつもりかお尋ねいたします。

以上、第１回目の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） これより１１時１０分まで本会議を休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（中石 高男君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、先ほどの質問にお答え申し上げたいと存じます。

まず、1の環境対策について、地球温暖化防止について、①の具体的な行政の取り組みについてということでございます。

本町の具体的な行政の取り組みについて、現在の状況を申し上げたいと存じます。

まず、行政が率先して地球温暖化対策に取り組むために三股町地球温暖化対策実行計画、これは平成14年の3月に策定をいたしました。役場職員全体で燃料、紙、電気、水道等の使用料を点検しながら温暖化ガスの削減に向け、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

また、これまで年1回実施しておりました「ノーマイカーデー」を毎月第1水曜日と定め、マイカー出勤の自粛を呼びかけているところでございます。

次に、宮崎県が推進しております「4R運動」リヒューズ、いらないものを購入しない。リデュース、減量する。リユース、繰り返し使用する。リサイクル、資源として再利用するという、この4R運動についても本町は推進しているところでございます。

次に、環境イベントを実施しております、具体的な活動といたしましては、昨年12月にキャンドルナイトの夕べとして廃油でろうそくをつくり、高才原大橋をライトアップ、橋の照明を消すことで温暖化ガスの削減を図るというPR運動を行っております。この運動は、その後ことしに入りまして梶山地区でお盆に、また勝岡かまど神社の夏祭りに、さらにはふるさとまつり会場で住民主体で実施をいたしましたところでございます。また、ふるさとまつりでは会場の一面におきまして、町職員が直接住民への呼びかけをいたしました。内容は地球温暖化防止のパネルの展示、パンフレットの配布、実演といたしましてソーラーカーでの目玉焼き、牛乳パックでののはがきづくり、その他、紫外線の測定などを行い、啓発活動を行ったところでございます。

さらに、森林が地球温暖化物質の一つである二酸化炭素を固定することから、県等の、宮崎県等の実施しております苗木の無料交付を受け、雑木等を町有林に植栽をいたしているところでございます。

そのほか、町広報誌等で町民への広報活動を実施いたしております。

次に、スポーツ少年団体、民主団体、自治公民館等への資源ごみ回収奨励補助金を交付しながらリサイクル活動を支援し、推進をいたしているところでございます。

そのほか、法の条例整備等、条件整備といたしまして、環境基本条例、環境保全条例の制定を

目指して現在庁内で鋭意検討中でございます。

また、環境基本計画の策定も準備をいたしているところでございます。

②の学校教育での取り組みにつきましては、教育長の方からお願いを申し上げたいと思います。

それから、③の家庭への省エネPR対策ということでございますが、これにつきましては、回覧または町の広報誌等を通してごみの減量化、リサイクルへの協力依頼をして、また毎年度ごみカレンダー等を配布いたしましてごみの分別の徹底と資源化を図っているところでございます。

次に、2の障害者福祉について。

①の5歳児健診の実施についてということでございます。

現在母子保健法に基づきまして、1歳6カ月児健診と3歳児健診を行って実施しておりますが、5歳児健診につきましては現在のところ実施していないところでございます。

5歳児健診は、3歳児健診と就学前健診の間の時期の健診になりますので、集団での行動の特性を発見しやすく、発達障害児への早期からの気づきを促すことができるわけでございます。また、5歳児健診後の支援により、集団生活へのよりよい適応や小学校への円滑な移行など幼児の健やかな育成に進むことができるわけでございます。

しかし、5歳児健診の実施には行動の特性を判定する必要があるため、専門のスタッフの確保が必要となってくるわけございまして、健診を実施するだけでは保護者の不安や負担を与えるため、健診後の相談及び支援体制への整備も必要でございます。今年度から幼児の発達を確認する問診票に発達障害を早期発見できる項目を新たに設けられましたが、5歳児健診につきましては主管課と十分協議をしながら検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

次の、公民館の運営につきましては、教育長の方からお願いを申し上げたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、私の方で環境対策について学校での取り組みについてお答えします。

まず、小学校についてですが、小学校では社会科や総合的な学習の時間などを利用して環境学習を推進しているところであります。具体的にはクリーンヒル三股や都北清掃工場などを見学して、ごみの種類や分類の必要性、ごみを減らす工夫などについて学習したり、花の栽培や水生生物の採集、観察、さらにはアイガモ農法による米の栽培などを通して、自然の大切さや環境問題に対する意識づけを行っているところであります。

中学校におきましては、1年生が地球の環境を調べる学習を行っておりますが、生徒会活動と

して資源ごみの回収のときも回収等々にも取り組んでおります。また、本年は特別な取り組みといたしまして、11月の21日、自衛隊から南極の氷の提供を受けまして、地球温暖化についての勉強会を実施したところであります。

小中学校全体の取り組みといたしましては、節電、節水に心がけていることはもちろんであります。平成18年から学校敷地内の全面禁煙を実施しております。また、本年4月からは、毎日給食で飲んでいる牛乳パックについて、環境問題に関する意識を高める観点から児童・生徒自身が回収しまして資源ごみとして出す活動に取り組んでいるところであります。

次に、公民館の運営にかかわる社会教育法第23条についての内容であります。社会教育法第23条の規定、いわゆる公民館の運営方針というその中で、すなわち営利事業や特定の政党、特定候補者の支持の禁止、また特定の宗教、宗派等の支持、支援の禁止規定は市町村が設置している、いわゆる公立公民館に対する制約でありまして、自治公民館に対しては同条は適用されていないということになっています。

まあ、大麻等についてのことがありますが、自治公民館主導とのことですが、申し上げるまでもなく自治公民館は自治組織であり、住民みずからが自主的に運営するものであり、明らかな法令違反、あるいは公序良俗に関するようなことでなければ規制とか指導はできないと考えております。

まあ、今回の件については自治公民会内の問題であるわけですから、地域住民で十分に話をもっていただいて、あるいはよい方法を探していただければと思っているところであります。

以上であります。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） じゃあ、第2問に移ります。

温暖化防止っていうのはここ数年で始まったわけじゃございませんで、本当にじわじわ、じわじわと地球自体が大変な事態になってるわけでありまして。ですから、直接自分たちが、直でこの感じられる危険性があればですね、すぐいろんな面に対応っていうのもされたわけでしょうけども、なかなかこの京都議定書におきまして世界各国がこういう温暖化防止をしていこうっていう呼びかけがあっても、国それぞれの中では対応がおくれているのが現状でございます。しかし、住んでるのは私たちそれぞれ、本当に一人一人なんです。ですから、自分たちのこととしてとらえていかなければ人事じゃない、そういう意識変革っていうものを一人一人変えていかなければこれはだれかがしてくれるんじゃないという思いで、今回は質問いたしました。

11年の9月にも質問したわけですが、その答弁の中にですね、地球温暖化対策の実行計画を策定する体制づくりとして町内検討組織を設置すると、そのときに答弁なさったわけですが、先ほどの答弁の中でですね、実質的にはまだつくられてないんですかね。検討するというだけで

はないんですかね。その辺はもしこの組織をつくっていらっしゃるとすれば、組織の内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） ちょっと、御質問に正確に答えられないんですけども、検討委員会は今のところはないと。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 県はですね、こういう、この、策定いたしておりますね。宮崎県地球温暖化対策地域推進計画、こういうのを県もつくっております。ですから、当然これは各市町村においてもですね、当然これはつくるべき、そういうものじゃないかと思うんですよね。で、行政の役割の中でですね、やはりいろいろ取り上げております。本計画に基づく地球温暖化防止に関する施策の実施とかですね、県民事業者、これはもう県の方ですけども、事業者等の地球温暖化防止活動への支援とか、あるいは本計画の普及啓発と推進機運の情勢継続とかいろいろこう取り上げられておりますけれども、やはりこういうものをですね、本当に行政が真剣にこれを取り組むことによってそれが町民の皆さんへですね、波及していくんじゃないかと思います。

で、いろいろ運動としてはある程度はされているとは十分承知しております。ですけど、これがこのまんまの状況でですね、果たしてよしとするのか、もっともっと対策をですね、具体化して取り組まなきゃなんないんじゃないかと思うわけですが、それにつけてもですね、もし、こういう異常事態、異常気象ことしは先ほども申し上げましたけれども大変暑うございました。そしてまた、集中豪雨的にですね、ある部分的にはものすごく短時間であるけれどもすごい集中豪雨的なものもありました。そういういろんなものに対してですね、じゃあ、異常事態が、要するに、異常気象の事態がですね、発生したときにはどういう対応するのか、そういうものに関してもですね、しっかりと組織をつくって検討を、要するに町内検討組織を設置するということでは言われてるわけですから、そういうものをちゃんと策定していかなければ、そのときになってですね、慌てふためくようでは、これはいかなものかと思うんですが、いかがでしょうか。今後の対応としてもう一度お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） ごもっともな御意見だと思います。先ほど町長が申しましたように14年ですかね、地球温暖化実施温暖化対策計画を策定して、いわゆる、まあ、事業所ではやろうと思えば簡単に、まあ、予算をカットしたりとかできるわけで、問題は、今言われるように家庭での取り組みが一番大事だろうと思います。

きのうほど説明会がございまして、まあ、これからは家庭を重点的にですね、取り組むような計画を立てて、周知徹底しながらですね、やっていこうと、やっていかざるを得ない、やってい

こうというようなことをですね、説明会があったみたいで、これからはですね、そういう今言われるようなですね、検討委員会等も早めにですね、設置いたしましてどのような取り組みが一番いいのかなというようなこと、我々、環境部門だけではできない問題ですね、いろんな人がやっていただけないとですね、できない問題だと思っておりますのでその辺り、早急な取り組みにかかりたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） よろしく願いいたします。

それとですね、庁舎内においても、いろいろ「ノーマイカーデー」をされたりとか、もちろん資源ごみ回収にですね、力入れられたりとか、それぞれしていただいているようですが、実は今、要するにもう一つの提案の中で白熱電球、これがやはり電気を消費するのが大きいということでですね、今問題視されているようですが、私も今年度は支部長を仰せつかっております防犯灯がよく切れます。で、公民館長さんに言ってですね、電球をもらって、そしてそれをかえております。この白熱電球がですね、要するに役場の方で支給していただいているということでございますが、この白熱電球はいったい幾らの予算とその何個を確保されてるのでしょうか。また何個使用されてるのか、もしそれがわかればお願いしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これについてはですね、予算も組んで支給してるわけですが、今ここに手持ちの資料がございません。わかりません。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） この白熱電球がですね、あるいはその防犯灯に限らず、もしほかの庁舎内あるいは各施設においてですね、使ってるところがあるとすれば実はその白熱電球をですね、電球型の蛍光灯にかえたときにはですね、電気代が4分の1になるといわれております。ですからその辺をぜひ今後の中でですね、変えていただける方向で検討いただけないか、それはぜひ御検討していただきたいと思います。

次にですね、教育長さんにお尋ねいたします。

子供たちの教育っていうか温暖化に対しては、本当に国を挙げて確かに教材の中でも取り上げられたり、あるいは総合学習の中でクリーンヒルに行ってみ学していただいたりとか、本当にそれぞれ今取り組んでおられると思います。

子供たちにはですね、やはり繰り返し教えることが大事だと思います。そして、この二、三十年がですね、とっても大事だといわれております。この二、三十年というと今の子供たちが立派な大人になる時期でございまして、大きくいえばですね、この人類がですね、温暖化の危機を回避できるかが今の子供たちにですね、かかってくるといわれてるわけですね。ですから、今の子

供たちにしっかり意識付けしていただきたいと思っておるわけですが、さらに教育のそういう中ですね、例えば、さっきは自衛隊の方が氷をですね、南極の氷を持って来ていただいたとかおっしゃったんですが、ほかのところにも行っても、あるいは劇、寸劇を通してですね、子供たちにそういう意識付けしていただいとるか、だからほかのとも結構いろいろやっているとこもあるらしいんです。ですから、そういうものも含めてですね、もっともっとそういう意識付けをしていただきたいと思いますが、教育長さん、再度その辺の取り組み方に対して御決意のほどをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今、池田議員の申してるとおりだと思います。地球温暖化、そして環境に関することは私たちみんなが取り組まなければいけないことであって、小中学生から知識としてそれぞれ持っていくわけですが、それをどのように今度は行動に移すかということが大切だろうと思います。それで、トレイ資源ごみのこと、それからそれぞれ家でのことで、あのそういう環境対策ですね、そういうことに対して、ま、積極的にかかわっていくということは今後十分進めていかなければいけない教育だと思っておりますので、ますます役に立つと。

終わります。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） よろしくお願ひします。

先ほど課長さんの方から御答弁いただいたんですけども、家庭への省エネっていうことが今後本当にPR、重要になってくるという、本当にそのとおりなんですけど、この件に関してですね、やはりこれが自治体を中心にしながらそれをやっていったっていう事例がですね、これは愛媛県の松山市でありますけど、もう2005年度からですね、省エネキャンペーンを実施されておまして、電気やガスの検針票がですね、そのまんま応募券になると。で、その応募券がですね、さっきもちょっと質問の中で最初申し上げたところもそうですけれども、ここもそういう電気やガスの検針票を提出することによってですね、あなたはこれだけ前年度と削減できましたねってことで、そして、それがまたさっき言ったような商品券にかわるとか、そういうことをですね、手短なところからこのやっていっているということですね、さっき今からっていうような課長さんおっしゃいましたんですけど、いかがでしょうか。当町としても何かそういうPR作戦みたいなのをですね、考えていらないでしょうかね。もう一度お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 先ほど町長が回答いたしましたように、回覧、広報、いろんなものを使ってですね、先ほどから言われますように各個人が取り組まなければいけない最重要な課題だと、この問題はですね、思っております。まあ、いろんなことで御報告をしていただいた

んですけども、町といたしましてはそのようなですね、物を使ってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 実はこのレジ袋。これが非常に一番取り組みやすいということで各大手スーパーさんあたりがですね、レジ袋を検討していこうというような動きがあるようでございますけれども、このレジ袋がですね、国内ではありますが年間ですね、約300億枚使われているようです。で、これ1枚がですね、10グラム程度に換算したときにですね、これをもし使わなければ約300万トンがですね、こみが減少されると。そしてまた、CO₂がですね、170万トンの削減になるというようなことでですね、このレジ袋に対して非常に今、国を挙げて取り組もうというような動きもあるようです。

それで、私もこの前ふるさとまつりに参りましたときにマイバッグっていうのがあるんだってということで、申しわけないことに私もいただいてまいりました。本当にこういうマイバッグがですね、もし各家庭にあるならば、もっともっとそのレジ袋に対する考えがかわるんじゃないかと。

えっと、どこでしたっけ。新富か西都かだったと思うんですが、もう各家庭にですね、このレジ袋を、あ、新富だったと思うんですけど、もう配ってると。そして、それにみんながですね、利用していただくということで実施している自治体もあるようでございます。

こういうものに対してですね、予算っていうのは当然かかってくると思うんですが、今後御検討いただけないでしょうかと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） ふるさとまつりでも確か100ぐらいでしたかね、出しまして、ま、好評ですぐなくなっただんですけどね、まあ、その具体的な取り組みといたしましてはですね、そんなにかかるもんじゃないし、いろんな県の方の補助とかもいろんなありますので、そういうもの利用しながらですね、やっていければなど。これもみんなが取り組んでいかなければ自分ひとりだけっちゃうのはなかなかですね、このレジ袋を断るっちゃうことはできないと思うんですね。みんながやっていければ案外定着するんだろうと思っております。先日の献血のときでもですね、そういうふうにごみ袋、エコ袋ですかね、これと歯磨きでしたかセットをどちらがいいですかってなことでですね、いろんな面でやっぱそういうふうに配布をですね、されているみたいでこれは取り組んでいこうかなと今、思っているところです。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） よろしくをお願いします。

次に移ります。2番目でございますが、発達障害児に対しての5歳児健診の実施でございますが、これは先ほども申し上げましたように、発達障害の早期発見、早期支援は、これは行政の役

割だと位置づけておるわけですが、これはもうどこも実施していないじゃなくて、2006年度からはですね、香川県の東かがわ市とか、あるいは香川県の三木町とかですね、実施してます。そして、2007年度からはですね、鳥取県の米子とか、静岡県御前崎とか、身近なところでは熊本県の城南町なども実施しております。そして、鳥取、栃木県なんかもう全市町村がすべてこれ実施しているということです。

で、3月の一般質問でも申し上げましたけれども、これは国がですね、発達障害者に対してですね、予算措置をしているわけなんです。予算措置をですね。ですから、この予算措置を利用してですね、当然取り組んでいただきたいと思うんですが、そういうものの通達みたいなのはきてないんでしょうかね。お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） その通達につきましては聞いておりません。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） これはちゃんと国の予算の中でとってありますんで、ぜひその辺を調べていただきたいと思います。

それとですね、今回の質問に先立ちましてですね、各幼稚園、保育園の先生方に発達障害児に関するアンケート調査を行いました。まあ、先生方がですね、苦慮されている園児がいますとの各園の回答にはですね、私もその御苦労がうかがい知れたところであります。

しかし、その園児に対してですね、しかるべき支援が行われれば、安心して園児の保育に携わることができるのではないかと思うわけですが、やはりこういう事実に対してですね、行政としてのフォローは何かお考えがないんでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今言われましたようにですね、5歳児健診につきまして本当に必要だと思っております。この健診につきましてはですね、専門のスタッフが必要なわけなんです。で、判定ができるのはですね、心理医師なんです。それで診断ができるのはドクター、お医者さんですね、で、健診につきましてはですね、判定や診断ができないものですから、一応この幼稚園、保育園のですね指導につきましては、今、5歳児健診はやってないんですけれども、教育課でやってるんですけれども、就学前指導ということで私も担当をやってたんですけれども、各幼稚園、保育園にですね、町内と都城市のすべてにですね、案内状を出してですね、そういう障害が見られるような子はいないかということで、それで後、就学前児童とかですね、あと3歳、4歳児含めてですね、特別支援学級の担任の先生が専門部会ということをつくってですね、いっしょに回っているんですけれども、本当それについてはですね、今後は検討してまいりたいと思います。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） これはですね、厚生労働省も、さっき申しましたけれども、平成18年度の研究報告書の中でですね、しっかりと3歳児まではわからなかったと。しかし、この5歳児健診でもってその発達障害の事実がわかってきたから1歳半、3歳ではこれはもう不足だと、これでは十分対応できないということで、もう厚生労働省そのものがここで結論を出してるわけですので、ぜひこれも5歳児健診に関してはですね、実施の方向でですね、御検討していただきたいと思います。

時間がありません。あと、通告した3問についてですが、今回の事例は今回ばかりでなくですね、まだ、他地区においても私もいろいろ苦情を聞いていることがあります。そして、実はさっき教育長さんがこれは公民館、公立公民館に対する対応だとかというふうにおっしゃいましたけれども、自治公民館といえども公費がしっかりとされてるわけですし、そしてまた、ある裁判におきましてはですね、こういう事例があるんですよ。自治公民館、地域の自治会においてですね、宗教関係の支出を一般会計と区別しないまま一括して区費を徴収する方法は当該宗教信仰しないものにとっては事実上宗教上の行為への参加を強制するものであり、信仰の自由ないしは、信仰の自由を侵害し、憲法20条1項前段2項、地方自治法260条の2、第7項、8項等の趣旨に反し、違法であるとする。これはもう裁判所がここで出してるんですよ。

ですからこれはですね、じゃないかなあじゃなくて、ちゃんと法律の中で規制されてわけですから、もう一度その辺はですね、自治公民館長さんともよく話していただいてですね、こういう社会教育法の中に、そしてまた、社会教育法の中にはですね、あの順守、ええっと、これは社会教育法に、公民館はですね、公民館の類似施設ってということでですね、公民館に前項の施設の運営その他に関しては第39条の規定を準用するとか、公民館に類似する施設は何事もこれを設置することができるとか、こういうふうに公民館の類似施設は準用するってなってるんですよ、公民館を。これも社会教育法です。ですから、その辺をしっかりともう1回勉強していただいてですね、やはりもちろんそれは自治って言えば自治、自分たちのこっじゃかい、もうどげんでんしてくいやんじゃなくて、これもまた町民なんですよ。そういう町民の方がやはりなかなかその辺はですね、個人的に言うとなかなか隣近所もあるし、なかなか今までも言い出せない。そういうジレンマがあるわけなんですよ。ですから、だけど、こういうふうにですね、公的にだめですよということであれば皆さんがそれは納得もできるし、これはさっき言ったように当時の教育委員会がですね公民館の運営方針についてもちゃんと、これだめですよというようなことも言ってるんですよ。ですから、もう1回これはですね、勉強を自治公民館の皆さん含めてですよ、御検討いただきたい内容だと思いますので、よろしくお願いいたします。もう1回御答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 確かに、公立公民館にかかわることですが、自治公民館にかかわること、今おっしゃるように、法令違反、あるいは公序良俗、いわゆる公共の秩序や善良な風俗にかかわるような違反があった場合は、指導しなければならないというような。まあ、今回の件に関してはですね、自治公民館の中のことでですから、それで住民が組織している自治公民館制度がありますから、そういう、さっきの件、大麻等の件については、これは自治公民館の中で十分御協議していただいて、していただいていい事でありますからというように思っているところあります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） この問題は三股町内に限らず、全国的にも問題が発生している内容なんですね。

それとですね、三股町で昭和63年当時問題になったのは、これは公立公民館の中に自治組織が入ったということから、この問題がですね、指摘され新聞等で掲載された結果を受けてですね、平成4年に公立公民館から自治公民館を切り離した。いわゆる住民で、地域の住民で自主運営する自治公民館になってるという状況にあります。

それと、判例等の中でおっしゃってる部分についてはですね、これは自治公民館の会費、その中から会費として集めた自治会費ですね、会費の中からその特定の宗教、神社仏閣そういうものにですね、寄付するのは違法だということで、この一人一人から集める寄付、これについては強制力はないわけですね。で、これについては裁判所としてもですね、違法という見解は示してないと思います。

それと、もう1点ですが、公民館の類似施設ということで社会教育法の第42条規定があります。ただし、これはですね、市町村の条例で設置されたものということでですね、全国には806カ所しかない、ということで定義されております。だから、今おっしゃっておる、いわゆる三股町内にある自治公民館、これは42条の公民館ではないということです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 先ほどの発達障害について、福祉課においてですね、健診から外れてしまうんですが、先ほど質問の中で保育所現場のことを言われましたので、お答えをいたしたいというふうに思うんですが、福祉課においてはですね、障害者計画を昨年計画をしたんですね。それにのっとって実施をいたしておりますが、3つのことについてですね、実施をいたしております。

1つ目は保育所、そして幼稚園の職員を対象にした研修を定期的に行うと。そしてまた2つ目

が、障害が疑われる児童の早期発見に努めるということで関係機関と連携をとるということです。そして3つ目は親の心理的負担の軽減のための支援体制を充実するんだという、この3つを掲げてるんですね。

で、この3つのことの目標達成というか、の部分について事業を行ってるんですが、その事業が相談支援事業なんです。

で、相談支援事業と申しますと委託事業ということでサポートセンター高千穂の方に委託をいたしてるんですね。で、2人の専門のコーディネーターがおられます。そのコーディネーターで保育所、そしてまた小学校関係、そして在宅の関係の相談、支援を対応をいたしております。

それとですね、療育サービス事業としまして、子供療育センターでございますか、ひかり園の方に委託をいたしてるんですね。

で、そういう状況の中で保育所現場でございますが、発達障害の症状のある人は7%から8%おられるという中でですね、早期的な、専門的な支援が必要なんですが、保育現場ではなかなか大変苦労いたしてるんですね。

で、高千穂、先ほど申しましたように高千穂サポートセンターの方のその専門機関にコーディネーターを派遣していただくという状況の中でですね、なかなか保護者にとっては、その我が子に限ってという部分があるんですね。認めたくないという部分がございます。したがって、保育園に、そういう対応している保育園に対して保護者が疑問を持つと。そしてまた他の保育園に転園をさしてくれという保護者がいらっしゃるんですね。そういうことで、今後親に対する理解という部分が大きな課題であろうというふうに思っております。

実際ですね、今利用されている人がサポートセンターで利用されている人が24名。実績ですね。18年度ですかね、実績で。そして、総合発達支援センターというのが宮崎にあります。宮崎に2ヶ所あるんですけれどもですね。で、その三股町が利用されている人が46名いらっしゃるということでございます。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 私が、先ほど、最初3番目の問題でございますが、これは具体的に別に取ってるっていう事例を申し上げたんですけれども、実は公民館費の中からもういってるっていう地域もあるんです、実際。ですから、やっぱしですね、そういうものも知らない間にですから、いってるっていうところあるんです。ですから、もう1回その辺のところは周知徹底していただきたいと思います。

はい、終わります。

○議長（中石 高男君） ここで昨日の答弁の訂正したい旨、産業振興課長より申し入れがありま

したのでこれを許可します。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 昨日のですね、上西議員の一般質問の中で畑地かんがい事業その中の県営事業費の三股町分の御質問があったわけなんですけれども、そのとき、各地区のですね、事業費を申し上げたつもりだったんですが、中に受益面積を申し上げておりまして、訂正させていただきたいと思います。

宮ノ原第1がですね8億6,000万。それから高才第2が3億7,100万。それから宮ノ原第2が3億4,100万、高才第1が8億600万、高才第3が4億1,100万。それから前方第3が4億、この前方第3とですね、高才第3の中には都城市、つまり山之口町、そして旧の高城町の受益地も入ってますので、事業費も入ってますので、それかける18.3%の三股町負担というわけにはいきませんが、大体この総額に18.3%かけていただくとおおよその三股町の負担割合が、負担金額が出てくると思います。訂正して御報告にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 一般質問はこれにて終結します。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時57分散会

平成19年 第5回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第5日）

平成19年12月20日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成19年12月20日 午前10時00分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決（議案第82号～議案第98号）

日程第3 常任委員会の視察研修報告

日程第4 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決（議案第82号～議案第98号）

日程第3 常任委員会の視察研修報告

日程第4 議員派遣について

出席議員（12名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（中石 高男君） 日程第1、常任委員長報告をお願いします。

まず総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） おはようございます。総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第83号、84号、85号、86号、91号、92号、95号、96号、97号の計9件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第83号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明いたします。

本案は、歳入決算が26億7,205万4,970円、歳出決算が24億3,779万2,333円で、差し引き2億3,426万2,637円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金及び繰越金が主なものであります。

また歳出は、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金及び保健事業費が主なものとなったところであります。

なお、国民健康保険税においては、年々収入未済額が増加となっております。滞納対策を十分行うよう要望しておきたいと思っております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定するものと決しました。

次、議案第84号「平成18年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明いたします。

本案は、歳入決算が21億7,618万6,262円、歳出決算が21億2,050万5,234円で、差し引き5,568万1,028円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金が主なものであります。

また歳出は、総務費、医療諸費及び諸支出金が主なものとなっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定するものと決しました。

次に、議案第85号「平成18年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明いたします。

本案は、歳入決算が15億7,687万6,400円、歳出決算が14億9,529万8,230円で、差し引き8,157万8,170円となり、そのうち392万4,000円がシステム委託変更により繰越明許費としたところであります。差し引き7,665万4,170円が翌年度繰越額となります。

歳入は、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金が主なものであります。

また歳出は、総務費、保険給付費、財政安定化基金拠出金、地域支援事業及び諸支出金が主なものとなっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第86号「平成18年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明いたします。

本案は、歳入決算が386万4,003円、歳出決算が335万9,433円で、差し引き50万4,570円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、サービス収入と一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は、総務費の委託料とサービス事業が主なものとなっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第91号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」。本案は、平成19年度人事院勧告による給与改定を行うものであります。給与改定は、1級、2級、3級を改定し、その改定率は平均で0.1%であります。

また子供にかかわる扶養手当を改定し、支給月額を500円引き上げるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するとしてあります。ただし第2条の規定は平成19年12月1日から適用し、第3条の規定は平成20年4月1日から

施行するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は、国の準則を改正したことにより、条例の一部を改正しようとするものであります。すなわち国民健康保険税の納税義務者、世帯主が65歳以上になったら年金で徴収することができるという一部改正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び実績見込み、並びに18年度清算による補正予算案であります。すなわち歳入歳出予算の総額30億4,958万6,000円に、歳入歳出それぞれ1,215万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ30億6,174万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険準備積立金、繰入金を減額し、18年度決算剰余金を繰越金として計上したものであります。

歳出の主なものは、人勸による職員給与費を補正計上し、18年度決算による償還金及び繰り出し金を補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第96号「平成19年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び医療給付費を実績見込みを再計上し、補正するものであります。すなわち歳入歳出予算の総額21億9,649万3,000円に、歳入歳出それぞれ1億3,858万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億3,507万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、医療費増額に伴い、支払基金交付金、国庫負担金、県負担金及び一般会計繰入金を補正計上したものであります。

歳出の主なものは、扶助費が1億3,844万9,000円と人勸による職員給与費等を補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第97号「平成19年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び手数料に不足を見込まれることにより補正するものであります。すなわち歳入歳出予算の総額１６億５，１５５万４，０００円に、歳入歳出それぞれ５９万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１６億５，２１５万３，０００円とするものであります。

歳入は、一般会計繰入金に財源を求め、歳出は、人勧による職員給与費と総務費の手数を補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、建設文教委員長より報告願います。

〔建設文教常任委員長 東村 和往君 登壇〕

○建設文教常任委員長（東村 和往君） おはようございます。それでは建設文教常任委員会の審査の結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第８７号以下５件の計６件でございます。

まず審査の結果から御報告申し上げます。

当委員会といたしましては、慎重に審査した結果、議案第８７号から９０号までの特別会計決算につきましては、全会一致で認定すべきものと決しました。また９３号、９８号については全会一致で可決すべきものと決しました。

以下案件ごとに御説明申し上げます。

議案第８７号から９０号までの４議案は、当委員会所管の特別会計決算の認定についてであります。すなわち、議案第８７号は、「平成１８年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計決算」、８８号が「宮村南部地区農業集落排水事業特別決算」、８９号が「三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、９０号が「三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

歳入歳出決算の総額及び翌年度繰越額については、議案書の１ページに記載されておりますとおりであります。また議案の概要につきましては、決算審査意見書に詳しく記載されておりますので省略いたします。

審査の経過であります。問題点、附帯意見、要望等いずれもなく、全会一致で認定したところであります。

次に、議案第９３号「三股町奨学資金条例の一部を改正する条例」であります。本案は「日本育英会」の名称が「日本学生支援機構」に改められたことに伴い、条例中の字句の訂正をするものであります。

審査の経過では、問題点、附帯意見、要望等ありませんでした。全会一致で可決すべきものと決したものであります。

最後に、議案第98号「平成19年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」であります、本案は、収益的収入及び支出において変更するものでありまして、まず収入において営業外収益では主に他会計負担金を減額するものであります。

一方、支出においては営業費用の簡易水道費の人件費を減額するものであります。

審査の経過で、問題点、附帯意見、要望等ありませんでした。全会一致で可決すべきものと決したものであります。

以上で当委員会の審査の報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木 孝光君） それでは予算・決算常任委員会に付託されました2議案につきまして御説明いたします。

委員会に付託された議案は、82号と94号でございます。

議案第82号「平成18年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、歳入決算86億4,780万436円、歳出決算83億8,511万9,049円、差し引き額2億6,268万1,387円です。19年度へ繰り越す継続費、繰越明許費等を差し引き、実質収支は2億1,655万3,455円となっています。詳細は、一般会計決算資料及び決算審査意見書に述べてありますので省略いたします。

当委員会の決算審査では、事前に18年度末の町税、使用料、保険料、保育料、奨学資金等について滞納状況を求めていましたので、それぞれ資料の提出を説明を受けたところでございます。

滞納整理については、関係課と連携されて取り組まれ、さらに19年度も鋭意努力をされ、過年度分の徴収等に努められていることを認めるところでありますが、審査の中で出された意見を踏まえ、今年度も積極的に取り組まれることと、悪質な案件については差し押さえ等法的処理も視野に公平公正な執行が保たれるよう望むところでございます。

当委員会の意見として、今後の滞納対策については、今年度実施されている県との人事交流制度の活用等により、滞納処分の技術の向上を図りながら、徴収体制の強化や、各関係課との連携をさらに緊密にして取り組まれるよう意見がありましたことを申し添えます。

当委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第94号「平成19年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額85億5,135万7,000円に、歳入歳出それぞれ1億9,528万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額87億4,664万5,000円とするも

のであります。

まず歳入で主なものは、国庫支出金及び県支出金で、民生費負担金は実績見込みによる減額、保育所運営費負担金、中学校施設整備、浄化槽施設整備にかかわる補助金等による増額補正、指定寄附による追加補正であり、補助金、交付金の増額に伴い、繰入金を減額補正、繰越金は平成 18 年度決算における実質収支額を増減補正されています。

次に、歳出について主なものは、人事院勧告に基づく人件費、温泉販売システム設置、町制 60 周年記念に向けた準備経費の増額。民生費では社会福祉総務費の扶助費の増減補正、老人福祉費は繰り出し金の増減補正、児童運営費の増額補正が主なもので、衛生費は浄化槽設置整備事業、31 基分を含む増減補正です。教育費では中学校整備事業の入札残による増減補正であります。基金費は指定寄附 1,000 万円をふるさと振興人材基金に積立金として処置され、予備費は今回の収支の調整措置として残額を増額補正されるものであります。

第 2 表の継続費の補正は、中学校整備事業の本年度の入札結果、年割額をそれぞれ変更し、減額補正されるものでございます。また 6 ページの地方債の補正は、補助金の決定や事業の執行残を見込んで、起債の変更によりそれぞれ増減補正されるものでございます。

以上、説明は終わりますが、当委員会では慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

日程第 2. 質疑・討論・採決（議案第 82 号～議案第 98 号）

○議長（中石 高男君） 日程第 2、質疑・討論・採決を行います。

議案第 82 号「平成 18 年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題としますが、この議案については、全議員による委員会で審査を行っておりますので、質疑を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 82 号については質疑を省略します。

それでは、議案 82 号を議題として、討論、採決を行います。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3 番 上西 祐子君） 3 番、上西です。18 年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

平成 18 年度は定率減税廃止、高齢者の住民税増税などなど国民いじめの本格的な増税の年となりました。町民が納める税金はふえているのに地方交付税、国庫支出金、補助金、県支出金と大幅な減額となっております。特に目につくのが民生費の社会福祉、児童福祉、老人福祉が国県

からの負担金、補助金が約1億6,000万円以上前年度よりマイナスとなっております。国の三位一体改革は平成18年度で一つの区切りですが、この改革は、憲法で保障する基本的権利についての国の責任を後退させ、地方自治体への大幅削減を目指すものとして我々は反対してきました。税や保育料、給食費の滞納者も多いということは、町民の生活が払いたくても払えない実態があるということだと思います。

また障害者自立支援法によって障害者が利用しているサービスなどが原則1割負担となり、障害が重いほど負担が大きくなり、通所作業所をやめる人も出てきました。本町では、19年1月より町単独での支援する制度ができましたが、国に対して抜本的な見直しを求めていると要望いたします。

国による地方いじめの決算で公共工事も減らされ、土木建設業者も仕事が少なくなり、経営は大変となっております。その工事の入札に当たって、町長はことあるごとに一部の業者に入札の機会を与えないということもされました。町民の福祉と暮らしの向上を求めて私の反対討論を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は一般会計予算の――異議があるようですから、起立により採決します。議案第83号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように――訂正します。議案第82号は一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第82号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第83号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議あるようですから、起立により採決します。

議案第83号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第83号は原案のとおり認定されました。

議案第84号「平成18年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議があるようですから、起立により採決します。

議案第84号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。議案第84号は原案のとおり認定されました。

議案第85号「平成18年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。平成18年度の決算では、保険料が前年度より

2,800万円の増額になったのに比べ、保険給付費は2,900万円の減額です。これは2年前に介護保険法の改悪で施設入所者の食費、居住費の自己負担化、また4月からは軽度の要介護者へのサービス切り捨て、それと施設に入ってた人たちを軽い人たちを追い出したり、事業所に支払う報酬単価を下げたために予算に対しても約7,700万円の不用額が計上されております。こういう介護保険の認定に対して反対いたします。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第85号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

議案第86号「平成18年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第86号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第87号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 87 号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は原案のとおり認定されました。

議案第 88 号「平成 18 年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 88 号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は原案のとおり認定されました。

議案第 89 号「平成 18 年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 89 号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 89 号は原案のとおり認定されました。

議案第 90 号「平成 18 年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 90 号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 90 号は原案のとおり認定されました。

議案第 91 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 91 号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 91 号は原案のとおり可決されま

した。

議案第92号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

2008年4月から後期高齢者医療制度が始まります。あわせて65歳以上の国保加入世帯の国民健康保険税が特別徴収、つまり年金から天引きされるという内容の改悪案です。65歳から74歳までの前期高齢者と区分される町民は1,400所帯です。国民健康保険加入所帯は5,037所帯で、その58%が7割、5割、2割軽減所帯となっております。国民年金で生活している高齢者も多く、年金の平均月額は5万円前後と言われております。国保税が払いたくても払えない所帯が増加しつつあります。

現在、また月額4,600円前後の介護保険料が年金から天引きされていますが、国保税が天引きされると年金そのものの支給額が減ってしまいます。今までは8期で国保税を払っていますので、これが年6回の年金支給ごとに国保税が天引きされるようになると負担感は大きく、年金受給者の思いはいかがでしょうか。生活がどうだろうが納めるものは納めてもらう、一番取りやすい年金から保険料を徴収する、そう思えてなりません。

年を取るとともに医療費、介護の心配が出てきます。4月からは70歳以上は医療費も2割となります。「年寄り死ねということか」という声も聞いております。軽減世帯が58%を占める中でぎりぎりの生活からの保険料の年金天引きは、画一的で人としての尊厳を踏みにじる行為に思えてなりません。一律の特別徴収はやめ、町民の生活実態をしっかりと把握した、町民の立場に立った保険料の徴収を求め、反対討論を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第92号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「三股町奨学資金条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

議案第94号「平成19年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題としますが、この議案については、議案第82号と同様に質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって議案第94号については質疑を省略します。

それでは議案第94号を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第94号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

議案第95号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第95号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

議案第96号「平成19年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第96号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

議案第97号「平成19年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第97号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

議案第98号「平成19年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第98号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 常任委員会の視察研修報告

○議長（中石 高男君） 日程第3、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

初めに、総務厚生常任委員会よりお願いします。委員長。

〔総務厚生常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） 総務厚生常任委員会の視察研修について報告いたします。

本委員会においては、去る10月24日から26日にかけて、静岡県吉田町と福井県越前町を視察研修いたしました。視察参加者は、常任委員会委員5人と議長及び事務局職員出水君の計7名であります。

まず初めに静岡県吉田町について報告いたします。

吉田町における研修内容は、入札制度を初めとする契約制度全般についてであります。すなわ

ち独自制度の抽選型指名競争入札の視察であります。

吉田町の概要は、面積が20.84平方キロメートルで、人口が2万8,648人、所帯数が9,166所帯となっておる町であります。抽選型指名競争入札の改革は、平成15年の統一選挙において町長が示したマニフェストに基づき、入札改革の断行が実施に移されてきたようであります。

まずマニフェスト実施に向けて、平成15年7月に入札契約制度検討委員会が組織され、客観的透明性の確保と公正な競争を促進するために必要な施策が検討され、その効果は何か、制度構築の視点として次の5項目が検討されたようであります。

まず1番目に、業者選定の過程で発注者側の恣意が働く余地が全くないようにすることということで、官製談合防止につながるということであります。

2番目に、入札談合を行うことは極めて難しいということ、談合防止につながるということであります。

3番目に、町民が町の公共工事の発注は透明であると実感できると思うようにすること。町民の信頼性、信頼感の確保につながるということであります。

4番目に、入札談合情報等が寄せられることがないということ、危機管理につながるということであります。

5番目に、業者の入札参加機会が拡大し、かつ公平になるということ、業者に対する公平性と競争性の確保を図っていくということであります。

これにより、平成15年9月22日に抽選型指名競争入札制度が導入されたようであります。適用対象工事は、設計金額200万円以上、5,000万円未満の土木一式工事及び水道布設工事が対象となったようであります。中の特殊な技術や工法などを要する工事は除くということあります。参加業者は、町内に事業を有し、営業許可、技術者、経営事項審査結果通知書の総合評点を有する業者で、抽選型指名競争入札参加申請を行って名簿に登録された業者。

次に、入札方式は、入札参加者を2回のくじで選定するという方法であります。制度導入を始めた当初は大変な反発等があったようではありますが、入札制度の一部を修正するなどしてこの制度の定着化を図ってこられたようであります。

そこで抽選型指名競争入札制度による効果はどうであったのか、まずメリットとして、1番目に、業者選定過程で発注者側の恣意性が全く入る余地がなくなったということあります。そういう中で客観的透明性の確保、行政に対する信頼性の向上が図られるということあります。

2番目に、実際に業者間競争が行われていることが実感できるようになったということ、競争原理が働く入札の実現ができたということあります。

3番目に、入札談合情報等を寄せられることが全くなくなったということ、事務効率の向上

が図られた。そして危機管理の充実が図られたということでもあります。

4 番目に、結果的に落札率が低下したということで、行政経費の低廉化の実現ということで行政サービスの向上につながっているということでもあります。

次にデメリットとして、1 番目に、業者の施工姿勢の評価を業者選定過程に反映できないために、施工管理能力の低い業者の場合は監督員の業務がふえたということでもあります。

2 番目に、保有技術者以外に入札適格業者の経営規模を業者選定過程に反映しないことから、経営規模の大きい企業の不満が根強く、行政の意向を浸透させることが難しくなったということを言われております。

3 番目に、建設業者で構成する任意の組織が崩壊し、従来行われていた建設業者による組織的なボランティアがなくなったということでもあります。

4 番目に、入札を実施するまでの事務量が増加したということでもありました。

次に、落札率の推移については、従来、平成15年度以前ですが、99%台で推移していたが、平成15年度が89.91%、16年度が86.62%、17年度が89.16%、18年度が85.24%となって、年々落札率は低下してきたようであります。

以上、視察内容等について報告いたしました。本町においても現在入札改革がなされようとしています。この吉田町の資料を総務企画課長にも提出していますので、入札改革の一部に加えられ、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

次に、福井県越前町について報告いたします。

視察研修内容は、町税や水道料金等その他の料金のコンビニ収納についてと、自動交付機利用による各種証明書発行について研修いたしました。

まず越前町の概要ですが、平成17年2月1日に、朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併して越前町となったものであります。面積は152.93平方キロメートル、人口2万4,692名、世帯数として7,212戸の町であります。町税と公共料金等のコンビニ収納についてであります。今までの問題点として住民が支払える金融機関に限られておったということでもあります。2 番目に、金融機関は午前9時から午後3時までしか利用できないという問題点があるということでもあります。3 番目に、特定の金融機関しか口座振替が利用できない等の問題点を解消するために、次の目的を掲げて計画が図られたようであります。

1 番目に、住民の利便性の向上を図るということで、コンビニであれば365日24時間いつでも支払いが可能になると。また全国の郵便局、コンビニでどこでも支払いが可能になるということでもあります。

2 番目に、収納率の向上につながるんじゃないかということで、住民の利便性の向上及びきめ細かな対応が可能となり、収納率の向上につながるということでもあります。

3番目に、業務の効率化、県外転出者には別途郵便局納付書を送付するなど事務が煩雑になっていたが、統一した納付書ができて、銀行、郵便局、コンビニ、共通納付書ができて業務の効率が図られたようであります。19年度に導入したことでコンビニ収納実績が、まだ年度途中でありますので、全体の中で2.5%しかないというのが実態であるようですが、今後この制度を普及し、住民の利便性を図っていくとのことでありました。

次に、自動交付機利用による各種証明書の発行についてであります。丹南5市町、この越前町の周辺にあるんですが、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町というこの5つが丹南5市町というふうに広域化された形であるようであります。その中でその5つの5市町の中に自動交付機を設置することができておるそうであります。そういうことで利用する場合にですね、暗証番号等を登録した丹南カードというのが必要であるということであります。

次に、交付を受けられる証明書等は、住民票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書、それから所得、資産、納税に関する各種証明書が利用できるということであります。

次に、利用できる時間は、平日は午前8時30分から午後7時まで、土曜日曜が午前8時半から午後5時までとなっているそうであります。また利用料金等については、すべて1通につき300円であるそうであります。またこのカードに対する問題が出てきたらいかんということで、暗証番号に関する問い合わせ等には一切応じていないということであります。また万一の不正入手などによるトラブルを防ぐために防犯カメラを設置してあるということであります。

以上、研修の概要について報告いたしました。資料等については事務局に提出してありますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で総務厚生常任委員会の研修視察の報告を終わります。

○議長（中石 高男君） ありがとうございます。次に、建設文教常任委員会よりお願いします。指宿君。

〔建設文教常任委員 指宿 秋廣君 登壇〕

○建設文教常任委員（指宿 秋廣君） それでは、建設文教常任委員会の研修の結果を御報告をいたしたいと思えます。

まず、さきの定例議会の一般質問で地産地消を質問させていただきました。その自治体を研修することができまして、大変感謝をいたしております。またこのような機会を与えていただいた文教常任委員会の皆様に深く感謝を申し上げたいと思えます。

建設文教常任委員会は、10月31日と11月1日の1泊2日で長崎県の西海市を研修させていただきました。西海市で行われている学校給食の地場産農産物の積極活用についてということでもあります。

西海市は長崎県の西北部に位置し、平成11年11月11日に大島大橋が開通し、これまで離

島だった大島町、崎戸町が本土と結ばれています。平成17年4月1日に西彼杵郡西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町の5町が合併して、人口3万3,548人、1万2,596世帯、241.94平方キロの西海市となっております。議員定数は26名で、総務文教、それから産業建設、厚生 of 常任委員会で構成されています。ただし、次の議会から議員が、議員定数が20名になるということでありました。ちなみに議員の報酬は31万ということでもあります。

今回の研修は、大瀬戸町の給食センターで行われましたが、ここは大瀬戸学校給食会による運営で行われており、684名の給食を実施しています。調理場職員は場長1名、管理者1名、栄養教諭1名、調理員6名、臨時調理員2名、運転手2名、離島への委託運転手1名の14名で運営されています。ここは米飯給食を含めて完全なる学校給食センターということでもあります。

この事業の初めは、旧大瀬戸町のこだわり産地づくり活動支援事業を通して、平成15年度から積極的に町内産の農産物を使用するということになったようでもあります。大瀬戸町産の野菜の使用割合は、平成16年度で47.5%、平成17年で55.3%、平成18年59.5%と毎年ふえ続けています。野菜搬入の拠点は大瀬戸ふれあい市であり、そこが販売や搬入の連絡を取っているということでありました。生産者も学校給食に積極的に協力され、定期的に、これ月1回程度らしいですが、会議が持たれているようです。給食の時間に担任の先生が生産者の名前を児童生徒に知らせ、より身近に給食を感じてもらおうなどの方法がとられ、食育という形で行われているようでありました。

研修は、予定より早く現場に到着して、予定をオーバーして質疑討論がなされました。その質疑の中で、「大瀬戸町は約700名と小規模だからできるのですか」という質問に、担当の栄養士から、「大規模だからといって釜は一つですか」と逆に聞かれました。「複数あれば必ずできますよ」という答えが大変印象に残ったところでもあります。委員の中からこのような研修には執行部も一緒に参加して問題意識の共有化が必要ではないかという意見が出されたところでもあります。繰り返しますが、大規模施設とってできないことを前提に論議するよりも、大瀬戸町のように生産者とともに考え、行動することを勉強して大変有意義な研修でありました。

以上で建設文教常任委員会の研修の報告を終わります。

日程第4. 議員派遣について

○議長（中石 高男君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

明けて1月29日、三股町で開催される時局講演会に全議員を派遣することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、1月29日に本町で開催される時局講演

会に全議員を派遣することに決しました。

_____・_____・_____

○議長（中石 高男君） 以上ですべての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時06分休憩

〔全員協議会〕

午前11時34分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

_____・_____・_____

○議長（中石 高男君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成19年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中石 高男

署名議員 大久保義直

署名議員 原田 重治